

徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ

岩ヶ平刻印群発掘調査報告書

第32・33・45・67・70・79・81・91地点

—平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業—



2006年3月

芦屋市教育委員会

徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ

岩ヶ平刻印群発掘調査報告書

第32・33・45・67・70・79・81・91地点

—平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業—

2006年3月

芦屋市教育委員会



大阪湾上空から芦屋市街地や六甲山地東南麓をのぞむ（平成16年、芦屋市広報課撮影・提供）



東方上空から岩園町・六麓荘町付近を俯瞰する（平成14年、芦屋市広報課撮影・提供）



岩ヶ平刻印群（第32地点） 1号石材（東から）



岩ヶ平刻印群（第32地点） 2・3号石材（南東から）



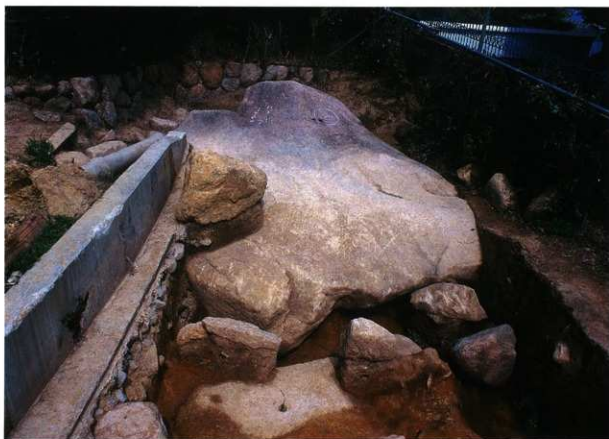
岩ヶ平刻印群（第33地点） 1号石材刻印A・C（東から）



岩ヶ平刻印群（第33地点） 7号石材刻印A・B（南東から）



岩ヶ平刻印群（第45地点） 1号石材現況（南西から）



岩ヶ平刻印群（第45地点） 1号石材完掘状況（南西から）



岩ヶ平刻印群（第67地点） 調査区石材群（北東から）



岩ヶ平刻印群（第67地点） 1号石材刻印A（南東から）



岩ヶ平刻印群（第70地点） 1号石材にみられる矢穴列痕



岩ヶ平刻印群（第70地点） 1号石材刻印 A



岩ヶ平刻印群（第79地点） 1号石材（北東から）



岩ヶ平刻印群（第79地点） 1号石材刻印A（南から）



岩ヶ平刻印群（第81地点） 1号石材（南から）



岩ヶ平刻印群（第91地点） 1～5号石材及び採石土坑（南東から）

序

昭和43年、1石の刻印石が兵庫県立芦屋高等学校の生徒によって、表六甲奥山の山中から発見されました。それまでに、石の意味がわからぬまま、一部の地誌などに紹介されたことがありますが、大阪城と関わる文化財として学術的な意義が明らかにされたのは、これが初めてのことでした。

この刻印石の発見者が、市内青少年文化財愛護団体「芦の芽グループ」の会員であったことや、本市文化財保護審議会委員の村川行弘先生が、昭和30年代から大阪城の総合学術調査に参画されておられたこともあり、多くの若人達が本格的な分布調査を開始しました。

本市教育委員会では市史編纂事業として、これら調査の成果を市史本篇として公にし、昭和55年には、全国で初めて大阪城の石切場を埋蔵文化財として位置付けました。それらを基礎に、官・民による調査活動は地道に続けられ、昭和60年代からは、開発に伴う発掘調査の過程でも刻印石や矢穴石が見つかるようになりました。

徳川氏による大阪城の再築は、17世紀では世界最大の巨石建造物とされています。本市に残された石切場はその大事業を如実に示す証しの一つであり、全国に誇りうる歴史・文化資源です。本書は、これまでに刊行されてきた芦屋市文化財調査報告第2・6・11・12・25・31・42・44・60・61集とともに、この石切場の実態を記録に留めた発掘調査報告書であり、国庫補助事業として長年取り組んできた成果の一部の集報です。

この事業に対しましては、文化庁・兵庫県教育委員会に遺跡地の取り扱いなど御指導、御助言を頂きましたこと、また、調査地の地権者、市民の皆様にも多くの御理解、御協力を頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

平成 18 年 3 月 31 日

芦屋市教育委員会
教育長 藤原 周三

例 言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成9・11・14・15・16年度に国庫補助事業として実施した埋蔵文化財緊急発掘調査のうち、徳川大坂城東六甲採石場「岩ヶ平刻印群」(第32・33・45・67・70・79・81・91地点)の発掘調査報告書である。なお、これらの中には、調査当時、遺跡名を「八十塚古墳群」として調査を実施したものが含まれているが、その内容が結果的には採石場に関連する石材・遺構に限られたことから、今般、遺跡名を「岩ヶ平刻印群」に改めて報告することとした。また、調査地点番号については、調査当時、便宜的に地権者名を用いていたが、今回、既往調査を可能な限り整理し直し、新規に地点番号を通し番号で振り直して、正式に報告することとする。
2. 調査対象遺跡である徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群は、兵庫県芦屋市と西宮市にまたがって分布しており、芦屋市域では六麓荘町・岩園町及び鶴谷に所在している。本遺跡は、兵庫県教育委員会が平成16年3月に公開している「兵庫県遺跡地図―第1分冊―(発掘調査の手引き・遺跡地図地名表)」[兵庫県教委2004]に「遺跡番号070049岩ヶ平刻印群」として掲げられている。また、本市教育委員会が平成13年3月31日に刊行した『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図』[森岡・竹村編2001]においても周知し、遺跡保護の取り扱いを行っている。
3. 本書の名称及び本文中で「大阪城」と「大坂城」とを使い分けて記載している。これは、当時の古文書や絵図等にみられる時系列的な用例に拠った。歴史的な理由は諸説みられるが、字義の縁起直しによるものとされる。
4. 今回報告する調査地点の所在地は、本文並びに報告書抄録に記載している。
5. 発掘調査は芦屋市教育委員会が調査主体となり実施した。なお、調査組織については第1章第3節に記したとおりである。
6. 発掘調査をはじめとする事業の実施に際しては、文化庁及び兵庫県教育委員会から指導・助言を受けた。
7. 本書の編集は、芦屋市教育委員会生涯学習課主査(文化財担当、学芸員)森岡秀人、同課学芸員竹村忠洋が担当した。執筆分担については、日次及び本文担当節末尾に掲げたとおりである。
8. 発掘調査並びに整理作業、報告書作成作業は調査担当者及び編集担当者の指示の下、第1章第3節及び第4章各節に記した芦屋市教育委員会生涯学習課文化財担当臨時の任用職員が従事した。
9. 本書に用いた方位について、磁北を用いたものには挿入図中の方位マークに「M.N.」と表示した。磁北は真北より6°40'西に振っている。また、標高は東京湾平均海水準(T.P.)で表示している。
10. 本報告に関わる遺物、写真・実測図等の調査記録等は、芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課三条埋蔵文化財整理事務所において保管している。広く活用されることを希望する。
11. 発掘調査及び整理作業の過程で、下記の方々・機関から御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします(50音順、敬称略)。

北垣聡一郎 黒田慶一 椿本明美 中村博司 藤川祐作 藤原清尚 古川久雄 山上雅弘
山村 薫 山本徹男 渡辺 武 大阪城天守閣 金沢城研究調査室

本文目次

序

例言

第1章 発掘調査の動機と経過

第1節 徳川大坂城東六甲採石場の埋蔵文化財調査のこの10年	(森岡秀人) ... 1
第2節 収載調査地点の調査原因と調査の経過	(森岡) ... 8
第3節 調査組織と調査体制	(竹村忠洋) ... 9

第2章 芦屋市の歴史概況について

第1節 はじめに	(森岡) ... 13
第2節 先史・原史のようす	(森岡) ... 13
第3節 地域の中核となった古代	(森岡) ... 15
第4節 中世から近世へ	(森岡) ... 23
第5節 近代化への歩みと阪神・淡路大震災	(森岡) ... 27

第3章 徳川氏による大坂城の再築と東六甲採石場

第1節 徳川大坂城と近世初期の芦屋～尼崎周辺	(森岡) ... 30
第2節 東六甲の石切場と岩ヶ平刻印群	(森岡) ... 42

第4章 発掘調査の成果

第1節 岩ヶ平刻印群 (第32地点) の調査	(森岡・竹村) ... 59
第2節 岩ヶ平刻印群 (第33地点) の調査	(森岡・竹村) ... 65
第3節 岩ヶ平刻印群 (第45地点) の調査	(森岡・竹村) ... 75
第4節 岩ヶ平刻印群 (第67地点) の調査	(竹村・山内芳子) ... 83
第5節 岩ヶ平刻印群 (第70地点) の調査	(森岡・竹村・坂田典彦) ... 99
第6節 岩ヶ平刻印群 (第79地点) の調査	(竹村・白谷朋世) ... 107
第7節 岩ヶ平刻印群 (第81地点) の調査	(竹村・白谷) ... 115
第8節 岩ヶ平刻印群 (第91地点) の調査	(竹村・白谷) ... 127

第5章 まとめ

第1節 調査成果の集約と今後の展望	(森岡) ... 135
第2節 石切場経営体制をめぐる二、三の問題	(森岡) ... 149

引用・参考文献	166
---------	-----

報告書抄録

挿 図 目 次

第1図	豊臣大坂城の野面積み石垣発見状況	2
第2図	六甲山系における第1号刻印石の発見の一コマ (奥山C地区 No. 1 刻印石 器・△)の確認直 後の状況	3
第3図	奥山刻印群1-8「串団子」の刻印	4
第4図	芦の芽グループによる大阪城南外濠石垣刻印の 採掘調査	4
第5図	大阪城の刻印	5
第6図	芦屋市岩園町通称どんと川川底の富士山 「ハ」印の刻印石検出と切断保存作業風景	6
第7図	岩園町どんと川川底から切断された刻印石の一部	7
第8図	どんと川の川底から切断された刻印石の一部	7
第9図	報告書作成風景	12
第10図	兵庫県・芦屋市・岩ヶ平刻印群の位置	14
第11図	朝日ヶ丘縄文遺跡昭和39年出土石器の様相	15
第12図	芦屋市南部周辺における地質構造と遺跡分布	16
第13図	阿保親王塚出土の鎌孝然作三角縁魚帝文四神二 獣持山爐鏡	21
第14図	寺田遺跡出土の「和同開珎」銭	21
第15図	寺田遺跡出土の「少領」墨書土器	21
第16図	近年の発掘調査の成果からみた芦屋周辺古代地 域像概念図	22
第17図	「兵庫開港乱入文名注遺状」	24
第18図	芦屋川からみた鷹尾城(通称城山)の遠景	24
第19図	「尼崎より明石に至る海浜の絵図」にえがかれ た芦屋地方	24
第20図	芦屋遊園に行く人力車(大正時代)	27
第21図	旧芦屋浜の風景(昭和初期)	27
第22図	阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況	28
第23図	大阪城本丸平面図	31
第24図	徳川大坂城石垣普請丁場担当大名六十四家領国 ・石高・代表刻印一覧表	33
第25図	空からながめた大阪城	34
第26図	大阪城天守閣の雄姿 西南より大手門・天守(復 興)のぞむ	34
第27図	徳川時代大坂城縄張り図	36
第28図	徳川時代西幕大坂城の天守閣	37
第29図	大阪城東外濠石垣発見刻印拓本屏風	39
第30図	尼崎藩主戸田氏鉄肖像	39
第31図	戸田氏家系図と氏鉄	39

第32図	戸田氏鉄の治政を示す大垣藩定帳	40
第33図	明治6年(1873)の取壊し直前の尼崎城の雄姿	40
第34図	明治6年(1769)、天領収公後の灘地方支配関係 図	40
第35図	尼崎藩領界石	42
第36図	徳川大坂城への花崗岩石材の供給地	43
第37図	香川県小豆郡土庄町 幕府直轄領小豆島北海岸 小海の石材集積場 細川家船出し場跡	43
第38図	徳川大坂城東六甲採石場の範囲と刻印群を中心 にみた8つの採石グループ	44
第39図	東六甲における芦の芽グループの刻印石分布調 査活動	45
第40図	始まった大阪城石垣の刻印石調査	46
第41図	石支図	47
第42図	摂州御影石匠之図	48
第43図	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群・八十塚 古墳群調査地点分布図(1)	50
第44図	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群・八十塚 古墳群調査地点分布図(2)	51

岩ヶ平刻印群(第32地点)

第45図	調査区配置図及び石材分布図	60
第46図	調査風景	60
第47図	調査風景	60
第48図	1号石材刻印取り取り状況	61
第49図	1号石材刻印部分設置状況	61
第50図	1号石材 平面・立面・断面図、刻印A部分写真	62
第51図	調査区上層断面図	63
第52図	1号石材刻印部分移設保存状況	64
第53図	2・3号石材保存状況	64

岩ヶ平刻印群(第33地点)

第54図	調査風景	66
第55図	調査風景	66
第56図	石材分布図	68
第57図	1号石材 平面・立面・断面図、刻印実測図	69
第58図	2号石材 矢欠	70
第59図	3号石材 平面図	70
第60図	7号石材 平面・立面・断面図、刻印実測図	72
第61図	9号石材 平面・立面・断面図	73

第62図	若宮街かどひろば石材移設保存状況	74
------	------------------	----

岩ヶ平刻印群(第45地点)

第63図	調査区及びトレンチ配置図	76
第64図	調査風景	76
第65図	調査風景	76
第66図	基盤層中の花崗岩層	77
第67図	基盤層上の花崗岩層	77
第68図	第1～4トレンチ 土層断面図	78
第69図	調査区 平面・土層断面図	80
第70図	1号石材 平面・立面・断面図	81
第71図	1号石材刻印A・B部分移設保存状況	82

岩ヶ平刻印群(第67地点)

第72図	調査風景	85
第73図	調査風景	85
第74図	調査区・トレンチ配置図及び石材・採石土坑分布図	86
第75図	調査区 土層断面図	87
第76図	採石土坑 土層断面図	89
第77図	調査区 平面・立面図	91
第78図	1号石材刻印A 拓影	92
第79図	調査区 石材の重複関係	96
第80図	出土遺物	97
第81図	岩ヶ平刻印群(第85地点) 7号石材刻印	98
第82図	芦屋市西蔵町検出刻印石	98

岩ヶ平刻印群(第70地点)

第83図	調査区及び1号石材検出位置図	100
第84図	土層断面柱状図	101
第85図	1号石材 模式図	101
第86図	関係石材出土状況略図	102
第87図	移設場所の遠景	103
第88図	移設保存の現状	103
第89図	移設保存後の1号石材 平面・断面図	104
第90図	1号石材刻印A 拓影	104
第91図	出土須恵器実測図	105
第92図	出土須恵器	105
第93図	1号石材 刻印面と矢穴列の位置関係	106
第94図	1号石材 整形途中の矢穴と下取り線	106

岩ヶ平刻印群(第79地点)

第95図	確認調査風景	107
第96図	確認調査風景	107
第97図	調査区及びトレンチ配置図	108
第98図	調査風景	109
第99図	調査風景	109

第100図	調査風景	110
第101図	調査風景	110
第102図	調査区 平面・土層断面図	111
第103図	第1・2トレンチ 土層断面図	112
第104図	1号石材 平面・立面・断面図	113
第105図	1号石材刻印A 拓影	113
第106図	敷地内隅の花崗岩自然石	114

岩ヶ平刻印群(第81地点)

第107図	調査区配置図及び石材分布図	116
第108図	調査風景	117
第109図	調査風景	117
第110図	調査区1 平面・土層断面図	120
第111図	1号石材 断面図	121
第112図	調査区2 平面・土層断面図	123
第113図	石材矢穴列(仮)模式図	124

岩ヶ平刻印群(第91地点)

第114図	調査区配置図	128
第115図	調査風景	129
第116図	調査区 平面・土層断面図	131
第117図	石材矢穴列痕模式図	133
第118図	芦屋市内主要刻印群の範囲並びに奥山刻印群内の地区制	136
第119図	徳川大坂城東六甲採石場の刻印群・関連遺跡の検出主要刻印分布一覧と想定検出ルート	141
第120図	岩ヶ平刻印群 刻印石の分布と各番採石範囲	142
第121図	東六甲採石場刻印群一覧表	143
第122図	元和～寛永期における大坂城築城石の芦屋市域石切丁場関連石材分類試案	149
第123図	刻印・矢穴列を有する自然石集成図(1)	153
第124図	刻印・矢穴列を有する自然石集成図(2)	154
第125図	西宮市甲山町、甲山刻印群E地区9号石材の刻印□と矢穴列下取り線及び矢穴	155
第126図	西宮市甲山町、甲山刻印群A地区3号石材	155
第127図	西宮市甲陽園日神山町通称「亀石」(甲山刻印群C地区)と呼ばれる巨大な刻印石	156
第128図	刻印をもつ特徴的形態の自然石の埋没類型	157
第129図	徳川時代大坂城図屏風	165
第130図	徳川大坂城給図	165

表 目 次

第1表	近世四ヶ村の一つ、芦屋村の新田開発	25	第10表	八十塚古墳群調査地点一覧表(1)	55
第2表	大阪城本丸地下に眠る豊臣時代本丸石垣遺構一覧	31	第11表	八十塚古墳群調査地点一覧表(2)	56
第3表	徳川大坂城修築工役工程・普請丁場・担当大名など一覧表	32	第12表	八十塚古墳群調査地点一覧表(3)	57
第4表	大坂城関係年表(15~17世紀)	38	第13表	八十塚古墳群調査地点一覧表(4)	58
第5表	近世尼崎藩の領村名と村石高	41	第14表	調査地点別刻印石所見一覧表	138
第6表	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(1)	49	第15表	奥山刻印群刻印石石材割割数一覧表	139
第7表	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(2)	52	第16表	奥山刻印群刻印石石材割百分比	139
第8表	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(3)	53	第17表	報告石材別矢穴列・矢穴番号・矢穴法量・矢穴型式一覧表(1)	147
第9表	徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(4)	54	第18表	報告石材別矢穴列・矢穴番号・矢穴法量・矢穴型式一覧表(2)	148
			第19表	大坂城巨石一覧	160
			表20表	徳川時代大坂城普請参加大名表	162
			第21表	徳川大坂城各工期普請参加大名組別一覧表	163

写真図版目次

巻頭図版

巻頭図版1

大阪湾上空から芦屋市街地や六甲山地東南麓をのぞむ
東方上空から岩岡町・六蔵荘町付近を俯瞰する

巻頭図版2

岩ヶ平刻印群(第32地点) 1号石材(東から)
岩ヶ平刻印群(第32地点) 2・3号石材(南東から)

巻頭図版3

岩ヶ平刻印群(第33地点) 1号石材刻印A・C(東から)
岩ヶ平刻印群(第33地点) 7号石材刻印A・B
(南東から)

巻頭図版4

岩ヶ平刻印群(第45地点) 1号石材現況(南西から)
岩ヶ平刻印群(第45地点) 1号石材完掘状況(南西から)

巻頭図版5

岩ヶ平刻印群(第67地点) 調査区石材群(北東から)
岩ヶ平刻印群(第67地点) 1号石材刻印A(南東から)

巻頭図版6

岩ヶ平刻印群(第70地点) 1号石材にみられる矢穴列痕
岩ヶ平刻印群(第70地点) 1号石材刻印A

巻頭図版7

岩ヶ平刻印群(第79地点) 1号石材(北東から)
岩ヶ平刻印群(第79地点) 1号石材刻印A(南から)

巻頭図版8

岩ヶ平刻印群(第81地点) 1号石材(南から)
岩ヶ平刻印群(第91地点) 1~5号石材及び採石土坑
(南東から)

岩ヶ平刻印群(第32地点)

図版1 調査地近景(北から)

調査地現況(北東から)
1号石材現況(南東から)

図版2 1号石材現況(東から)

1号石材現況(東から)
1号石材現況(北西から)

図版3 1号石材(東から)

1号石材(東から)
1号石材(西から)

1号石材(南から)
1号石材(北から)

図版4 1号石材西側土層断面(北から)

1号石材東側土層断面(北から)
1号石材北側土層断面(東から)

図版5 2号石材(南東から)

3号石材(南東から)

図版6 1号石材刻印A(東から)

- 2号石材刻印A (南東から)
3号石材刻印A (南東から)

岩ヶ平刻印群 (第33地点)

- 図版7 調査地近景 (南東から)
調査地現況 (北西から)
調査地現況 (南から)
- 図版8 調査風景 (北から)
調査風景 (南東から)
調査風景 (西から)
調査風景 (北から)
調査風景 (南から)
調査風景 (南西から)
調査風景 (南から)
調査風景 (北西から)
- 図版9 1号石材 (東から)
1号石材 (西から)
1号石材 (南から)
- 図版10 1号石材ヤマトリ (西から)
1号石材刻印A・C (南から)
1号石材刻印B (北西から)
1号石材ヤマトリのノミ痕跡 (南東から)
1・8・9号石材 (南から)
- 図版11 7号石材 (南西から)
7号石材 (北西から)
7号石材刻印A・B (南東から)
- 図版12 2号石材 (北から)
3号石材 (南から)
4号石材 (北東から)
5号石材 (北西から)
6・10号石材 (南から)
6・10号石材 (南東から)
8号石材 (西から)
9号石材 (南から)

岩ヶ平刻印群 (第45地点)

- 図版13 調査地現況 (北西から)
1号石材現況 (北西から)
1号石材現況 (北東から)
- 図版14 調査風景 (南西から)
調査風景 (北西から)
調査風景 (北西から)
調査風景 (北西から)
調査風景 (北から)
- 図版15 第1・2トレンチ (南東から)
第1トレンチ (南西から)
第2トレンチ土層断面 (北東から)

- 第3トレンチ土層断面 (南東から)
第4トレンチ (南東から)

- 図版16 調査区土層観察用上手設定状況 (南西から)
1号石材北東側土層断面 (南東から)
1号石材南西側土層断面 (南東から)
調査区東部基盤層 (北西から)
調査区西部基盤層 (北西から)
- 図版17 1号石材 (南西から)
1号石材 (北西から)
1号石材 (南西から)
1号石材 (北から)
1号石材 (北東から)
- 図版18 1号石材刻印A・B (南西から)
1号石材刻印A (西から)
1号石材刻印B (南西から)

岩ヶ平刻印群 (第67地点)

- 図版19 調査地近景 (北から)
調査地現況 (東から)
調査地からの眺望 (北西から)
- 図版20 1・2号石材現況 (北東から)
調査区土層観察用上手 (北から)
調査区西部土層断面 (南東から)
- 図版21 調査区石材群 (北東から)
調査区石材群 (北から)
調査区石材群 (西から)
- 図版22 1・2・5・15号石材 (北東から)
1号石材刻印A (南東から)
1号石材刻印A (南東から)
8号石材 (北から)
9号石材 (南東から)
- 図版23 SK01検出状況 (南東から)
SK01 (南東から)
SK01土層断面 (南東から)
SK01 出土遺物 (1)
SK01 出土遺物 (2)
- 図版24 採石土坑1 (北東から)
採石土坑2 (北東から)
採石土坑3 (南東から)
- 図版25 10号石材 (北西から)
11号石材 (西から)
11号石材 (移動後)
12号石材 (南から)
12号石材 (南東から)
- 図版26 13号石材 (移動後)
14号石材 (東から)
14号石材 (移動後)

	17号石材(東から)
	18号石材(南東から)
岩ヶ平刻印群(第70地点)	
図版27	調査地近景(南西から)
	調査地全景(北西から)
図版28	工事掘削立会状況(南西から)
	工事掘削立会状況(南東から)
図版29	土坑状の遺構と矢穴痕を有する石材の検出状況
	(東から)
	工事掘削部分東壁面の基本土層と段立礫層面
	(西から)
図版30	1号石材検出状況(東から)
	1号石材の取り上げと移動状況(西から)
図版31	1号石材にみられる矢穴列痕
	1号石材刻印A
図版32	1号石材刻印面の状況と刻印A
	調査風景
	調査風景

岩ヶ平刻印群(第79地点)	
図版33	調査地近景(南東から)
	調査地現況(南東から)
	1号石材現況(北から)
図版34	1号石材現況(北東から)
	1号石材現況(北西から)
図版35	調査区(北東から)
	調査区(北西から)
図版36	調査区土層観察用土手設定状況(北東から)
	1号石材北西側土層断面(北東から)
	1号石材南東側土層断面(北西から)
図版37	第1トレンチ(北東から)
	第1トレンチ北西壁土層断面(南東から)
	第2トレンチ南西壁土層断面(北東から)
図版38	1号石材(北東から)
	1号石材(北西から)
	1号石材刻印A(南から)

岩ヶ平刻印群(第81地点)	
図版39	調査地近景(南西から)
	調査地近景(南東から)
	調査地現況(南東から)
図版40	1号石材(北東から)
	調査区1現況(南から)
	調査区1(南から)
	調査区1現況(北西から)
	調査区1(北西から)

図版41	7号石材(南東から)
	8号石材(南東から)
	採石土坑(北西から)
図版42	調査区2現況(南東から)
	調査区2(南東から)
	調査区2(北西から)
図版43	4号石材(北から)
	4・5号石材(南東から)
	6号石材(南から)
	9号石材(北から)
	10号石材(北から)
	11号石材(南から)
	12号石材(南東から)
	12号石材痕跡(南東から)
図版44	2号石材(北から)
	2・3号石材(南東から)
	13号石材(東から)
	車庫石垣の石材(東から)
	北開隣接地石垣の石材(南西から)

岩ヶ平刻印群(第91地点)	
図版45	調査地近景(北東から)
	調査地近景(南東から)
	調査地現況(南西から)
図版46	調査区及びトレンチ(南西から)
	調査区及びトレンチ(西から)
図版47	調査区南西壁土層断面(北東から)
	第1トレンチ南西壁土層断面(南東から)
	第2トレンチ南西部土層断面(南から)
	第2トレンチ北東部土層断面(南西から)
	第2トレンチ採石土坑土層断面(南東から)
図版48	採石土坑(南東から)
	採石土坑(北から)
	採石土坑(北西から)
図版49	1・4・5号石材(南東から)
	1・4・5号石材(北東から)
	4・5号石材(南西から)
	6号石材(北東から)
	7号石材(北西から)
図版50	2a・3号石材(南東から)
	2a・3号石材(南西から)
	2b号石材(南東から)
	3号石材(南西から)
	3号石材(南東から)

第1章 発掘調査の動機と経過

第1節 徳川大坂城東六甲採石場の埋蔵文化財調査のこの10年

今日、天守閣の聳える城郭建築は、城下町の形成とともに発展した中・近世都市のシンボルとなり、現代社会では観光のスポットとして、わが国の文化資源の一翼を担っている。その石垣・建物修築や復元事業は、現行の文化財保護行政施策の中でも目立った存在として定着し、全国各地で積極的な取り組みがなされつつある。そして、城の土台とも言うべき堅牢な石垣は、その構築に技術水準の確かな発達を歴史を刻んでおり、城郭建築の流れと連動した評価や土木史に呼応した価値が見出されてきた。しかし、その一方、多数の石垣用石材を供給し、普請事業の一端を各地で支えてきたはずの「石切場」については、これまでにでもごく一部の調査・研究はなされてきたが、等閑に付された感が強い。その歴史的価値が見出されるまでに必要以上に時間を費やしてきたように思われる。

さて、芦屋市教育委員会は、市内研究団体芦の芽グループや多くの民間研究者と長い間連携して、徳川再築大坂城の石垣用材採石場（石切場）の調査や保護と積極的に取り組んできた。今日では「文化財保護法」第6章（昭和25年5月30日法律第214号、平成16年12月27日一部改正）に規定する「埋蔵文化財」とほぼ同等に行政的な取り扱いを行っており、表面的な分布調査のみならず、この10年程は内規的なながら基準を設けて発掘調査も実施している。

本節では、数10年にわたる大坂城や表六甲での調査活動及びその成果の概要にふれつつ、主にこの10年間の本採石場の埋蔵文化財調査の動静と保護姿勢の推移について、若干の整理を企てつつ、回顧的研究的にまとめ、記録の一端を後世に継いでおきたい。

現存大坂城が調査・研究されていく過程において、西外堀の水枯れを契機に行われた昭和34年（1959）の総合学術調査は、関連石切場の発見、調査活動に先立って、石材消費地としての「大坂」の地において注目すべき成果を提示した。この調査は、文化財保護委員会・大阪市・読売新聞社三者の共同事業として「大坂城総合学術調査団」を組織・編成して進められたものであり、歴史学、建築史、地質学各界研究者の混成で、調査団長村田治郎を筆頭に末永雅雄・坂本太郎・桑田忠親・山根徳太郎・浅野清・村山朗郎・棚橋諒・村川行弘などの当時の学界の重鎮が参画された。

調査の内容として、豊臣秀吉の金明水井戸調査、西外堀の堀底調査に加え、ボーリング調査並びにサウンディング調査の地盤調査が行われた。そのうち、ボーリング調査により本丸天守台南側で9.35mの深所に石垣遺構が確認され、発掘した結果、予想もしない深部に野面積みの石垣が検出されたのである〔渡辺1981〕。当初は石山本願寺段階のものとの見解もみられたが、結果的には豊臣秀吉創建の大坂城が地中深くに廃絶して埋もれていることが証明されたのであった（第1図）。これをいち早く報道した読売新聞の記事を見た多くの人々はわが目を疑ったが、それを物的に裏づけたのが、石垣刻印の調査である。現存石垣表面に残る刻印は従前から知られていたが、慶長5年（1600）の関ヶ原の合戦で滅亡した多くの大名の刻印はまったく見当たらず、元和・寛永年間の徳川築城大坂城の関係大名の刻印に偏在する重要な手懸かりが得られたのである〔内田2000〕。

注目すべきこの成果の正式報告書は公表されていないが、〔村川1970・2002〕や〔村山1984〕はそれに替わる文献として今日有用な位置にある。同じ頃に出版をみた二書〔岡本1970、桜井1970〕も雄弁に

その成果を語り、大坂城の歴史的史料を掘り起こし、普及・啓蒙したものとして貴重な存在である。また、内田は〔小野1899（小野1973復刻本）〕を大坂城が「元和6年から寛永6年まで前後10年かけて徳川氏の下で徹底した修築が行われたことを明らかにしていた」最初の公の書として再評価し、当時の調査成果とも整合をみる結果となったとしている〔内田2000〕。

その後、大阪城天守閣ではボーリング手法によって地下の石垣遺構の存在状況を究明し、昭和48年（1973）～56年（1981）までの前後9年に及ぶ長期の調査に着手した（第23図、第2表）。その結果、現本丸地下に豊臣秀吉大坂城の本丸石垣の残存する事実が追認され〔大阪城天守閣1984〕、昭和59年（1984）の本丸詰の丸石垣の発見〔大阪市文協編1985〕、昭和63年（1988）の天守台石垣検出〔渡辺・内田・北川1989〕へと大阪城側の成果は続いていく。三の丸比定の問題など最近は多くの論争も生んでおり、惣構えの実態究明などについての詳細は本節では割愛しておきたい。豊臣大坂城の諸研究が発掘調査を踏まえて活発化するのに比し、徳川再建大坂城の研究は専ら工事関係史料として有用な渋谷文書や京極文書の探究に基づくものが発表されており、貴重である。内田九州男氏がすでに紹介しているが、〔脇田1979〕や〔内田1980〕は興味深い視点や内容を開陳している。また、大坂城の研究全体をまとめた『大坂城の諸研究』〔岡本編1982〕も、四分の一世紀前の書物ではあるものの、大坂城刻印石の単独研究成果も盛り込まれたものであり〔藤井1982〕、今後の研究に資するところが大きい。

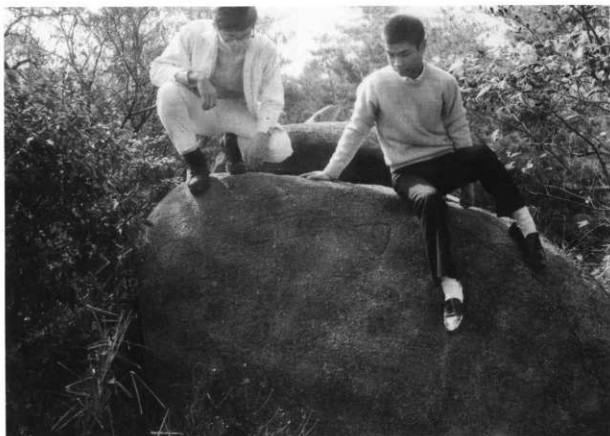
昭和43年（1968）11月10日、芦の芽グループ会員小倉幸一氏（当時、兵庫県立芦屋高等学校生徒）による六甲奥山山中、野外活動センター内での刻印石の発見（第2図）を受け、市史編集委員の村川行弘氏や藤川祐作氏を中心とする芦の芽グループが積極的に分布調査を実施した。この調査は、翌昭和44年2月以降に本格化し、芦屋市の城山をはじめ、西宮市の目神山や北山公園でも刻印石の発見が相次ぎ、表六甲を対象とする広範な地域での採石場存在の新たな認識へとつながっていった。このような経過は、〔藤川1969・1972・1979・1980、村川1962・1970・1971・2002、古川1993・2002・2004、森岡2003・2004・2005a・b・c、森岡・坂田編2005〕に詳しいので、参照されたい（第3～8図）。

刻印石の発見地域が著しく拡大した結果、昭和40年代には刻印石の種別、分布状況、立地条件を有意にとらえた六つの「刻印群」の設定がなされた。奥山刻印群を筆頭として、西方から城山刻印群・岩ヶ平刻印群・越木岩刻印群・北山刻印群・甲山刻印群などがそれで、その範囲や組成の検討を課題としつつも暫定的に設けられた（第38・119図）。このうち本書で詳しく報告する岩ヶ平刻印群については、当時のデータに基づく詳細な分析と研究が加えられて、兵庫県埋蔵文化財調査集報などに掲載され〔森岡・古川編1979、藤川1979〕、遺跡周知の枠をその時点で兵庫県下全体に押し広げることとなった。

徳川大坂城関連の採石場の分布調査は、この間も芦の芽グループを中心に地道に続けられ、奥山刻印群では細別地区の増加（A～M地区）、一部は市街地へとそのつながりがのびていった（第118図）。その過程で、住宅街の中に遺存する当岩ヶ平刻印群もその存在が次第に明確化していった。岩ヶ平刻印群に関しては、その後詳細な考察が加えられているが、昭和54年（1979）段階で19個の刻印石を数え、昭和60年（1985）段階で確認された刻印石は25個にのぼった〔古川1993〕。その後、越木岩・北山・甲山の3刻印群についても西宮市教育委員会の管下において



第1図 豊臣大坂城の野面積み石垣発見状況
（昭和34年12月撮影、大阪城天守閣所蔵）
〔渡辺1981から〕



第2図 六甲山系における第1号刻印石の発見の一コマ(奥山C地区No.1刻印石 $\square$ ・ $\triangle$)の確認直後の状況
発見者の兵庫県立芦屋高等学校生徒 小倉幸一氏<左>と芦の芽グループ会員
[藤川祐作氏撮影・提供、1968年11月10日]

分布調査や保護の手が差しのべられるようになった〔藤川1982・1985b・1998、西宮市教委編1982〕。北山・甲山刻印群の再分布調査は、最近、関西学院大学考古学研究会が実施していると聞いている。

昭和54年(1979)には、芦屋市教育委員会はこれまでの民間調査の蓄積を高く評価しつつ、こうした採石場について埋蔵文化財の一環としての認識を強め、国庫補助事業として計画中の遺跡詳細分布調査にも積極的にこれらを調査対象に組み入れることとした。初年度の昭和54年度には、その(第1分冊)として発行計画があった埋蔵文化財包蔵地分布地図にその調査現況の掲載が予定され、調査対象地区として他の埋蔵文化財と並行して城山地区と奥山地区の詳細分布調査が芦の芽グループの藤川祐作氏らの協力を得て実施された。その結果は、埋蔵文化財包蔵地台帳に登載され、その年度末には詳しい解説付きの遺跡分布地図として公開をみた〔森岡編1980〕。ドットを示すという点では、地下に埋もれている一般的な埋蔵文化財とほぼ同等の埋蔵文化財としての認識が初めて得られたわけであり、この時点で、ようやく刻印石や矢穴石、割石など、関係する確認石材が概ね遺跡保護の取り扱いを受けるようになった。この時期における事前調査は、専ら事業地の分布調査が中心であったが、発掘を伴った確認調査による包蔵状況の把握が恒常的に行われるに至ったわけではない。その間にも、多くの刻印石や矢穴石、割石が土木工事によって失われていったものと思われる。

しかし、埋蔵文化財包蔵地分布地図に刻印石のみならず、矢穴石・割石などが点在する近世採石場の範囲が登載、公示されたことによって、各種、開発協議に際しても地表面に存在する刻印石や群在する矢穴痕のみられる石材などは、位置の確認や事業地における取り扱いなど、事前及び事後の保存協議が行われるようになり、文化財保護上、格段の前進がみられた。この段階で遺跡の特質が見直され、大き

く方針転換に踏み切ったといえる。

埋蔵文化財包蔵地分布地図は、その性格上、更新を原則とするものであり、昭和55年(1980)以降これまでに、数度にわたる包蔵地図の作り換えを行ってきた。10年後に発行した昭和61年度改定の分布地図では、市内全域で関連石材が改めて精査され、所在地点と刻印群としての推定範囲がマークされ〔森岡・古川・和田1988〕、この石切場の内容についても一節がさかれるようになった。刻印石一石一石の所在が山中にあらうと、移設石材であらうと、市域全体で概ね把握されたわけである。

これらの調査は、市教育委員会による行政的な分布調査とは別個に、芦の芽グループからの基本データの提供や古川久雄氏による全面的な調査協力を得て進められ、5年後にさらに刷新したものを刊行している〔森岡・和田・白谷編1993〕。ただし、六麓荘町などでは民有地の山林や主として庭などにその大半が遺存する採石関連石材を悉皆調査することは至難のことであり、所在の確定に多くの未知数を残すことは否めない。本来遺存する石材の実数は今日でも不明確と言わざるを得ない。

この段階では、市街地の一部民家や公共施設の敷地内にある刻印石をも地図上に可能な限りドットされ、昭和60年代以降の開発行為は、ほぼ建築確認申請をも射程に入れてのキメ細かな審査・指導がなされるようになった。さらに一般の埋蔵文化財と同様、全庁的な取り扱いに関する庁内合議体制の道も開かれた。遺跡範囲については、個別の確認地点を尊重しつつも、踏査実績を母体として推定範囲を設けていく方針をとり、その結果、未踏査地域でも多くの開発指導と事前調査ができるようになった。そして、開発事業地の事前分布調査が行われるようになった結果、その発見数は増し、これ以降には土木工事中に不時発見で見つかるケースも続出する契機をなした。

昭和63年から平成4年頃にかけては、六麓荘町内における住宅新築や建て替えに伴う事前確認調査で、新たに刻印石の発見される例が増加し、その一部については、所見や拓本資料が盛り込まれた実績報告書として概要がまとめられている〔森岡・古川1989、和田1993a・b〕。

昭和50～60年代には、市内山麓部において城山・三条古墳群、八十塚古墳群など古墳時代後期の群集墳の事前調査が進む過程において〔森岡1982a・b・1983・1984a・1985・1986a～i・1987a～d・1988a～i、森岡編1986〕、調査区内より採石に関連した遺構が見出されるようになった。自然石から直方体の調整石を割り取ったときに出る端石や採掘土坑・作業ビットが偶発的に検出された、八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳〔古川編1990〕の例は、表面調査ではなく、具体的な遺構を発掘調査の過程の中で初めて確認したものとして特筆すべきものであり〔古川編2002、森岡2003〕、以後、採石場にあっても土中の石



第3図 奥山刻印群1—8「車団子」の刻印
(昭和45年1月18日撮影)〔藤川祐作氏提供〕



第4図 芦の芽グループによる大阪城南外濠石垣刻印
の採掘調査(昭和44年8月16日撮影)
(藤川祐作氏提供)

材や採掘坑を予想せざるを得ない状況となった。ただし、岩ヶ平第10号墳の例は、その後の調査（八十塚古墳群第105地点、第44図）において、沢丁場の一角に当たったようであり、トレンチ調査の限界をも示している。

さて、昭和54年度からは、国庫補助事業による市内遺跡の調査が始まったが、主として、八十塚古墳群の専用住宅建設対応の事業として、文化財保護上、かなり有効な発掘調査として定着をみた。そして、14年後の平成5年度、六麓荘町94番地における古墳推定地の住宅開発に伴う事前調査にお



第5図 大阪城の刻印（1969年）山内一豊・忠義で有名な丸に三ツ葉柏（藤川祐作氏撮影・提供）

いて、確認トレンチの中で古墳推定地点（横穴式石室）の石材の性格精査中に、採石土坑と矢穴痕のみられる石材の存在を初めて確認し、土中深くにも地表視認できない採石遺構が存在する事実を発掘調査現場において目の当たりにした〔森岡・白谷編1994〕。この段階では、古墳の事前調査、確認調査に付随してようやく採石場の調査も、国・県・市負担の国庫補助金事業の対象としてベースに乗せることが可能となった点を強調しておきたい。

平成5年（1994）9～10月、芦屋市教育委員会は芦屋市環境部の依頼で芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査を実施した。芦の芽グループに委託した分布調査実績を受けての発掘調査であったが、大規模調査については、公共事業の性格もあり、調査範囲は限定的なものとならざるを得なかった。しかし、この段階で初めて採石遺構や刻印石・矢穴石のみを対象とする記録保存と、事業地内での石材の移築保存を前提とした発掘調査を行うことが可能となり、採石場全体の様相を少しでも加味した歴史的価値を引き出す報告書を作ることができた〔森岡編1998〕。この中で毛利家所用刻印とその用石分布の範囲が再踏査され、補足を含めすべての拓本資料が精力的に作られるとともに詳細な研究成果が示された〔古川1998〕。また、一部の石材を墓地公園の一角に移設保存することができた。

その一方、昭和63年（1988）に海浜部において石材の積み出し場と推測される呉川遺跡が発見され〔藤川1991〕、山間部や山麓部の採石場と呼ぶ新たな遺跡の形態（浜出し・船出し）とその意義が注目されるようになった〔森岡・古川1992〕。芦屋市の4号幹線改修工事に伴い呉川町63番地から一括出土した9個の石材がそれで、そのうち6個に合計9刻印の存在が判明し、開館時から芦屋市立美術館博物館前庭にて現代彫刻の一環、モニュメントとして現代作品（山根耕作）と合体展示され、保存されている〔芦屋市立美術館1991a・b・c〕。これらは、西国各大名の所用刻印の分析から、岩ヶ平刻印群と奥山刻印群の一部が関与していること、この両刻印群から搬出し、一定のルートに従い降ろし、呉川遺跡がその海への中継地（船出し場）となって、大阪城に向けて約21kmの海路で運搬されたことなどが明らかにされている〔森岡・古川1992、森岡・坂田編2005〕。

その後、平成4年（1997）になって都市計画道路中央道敷設工事に伴って呉川遺跡から再び刻印石の一群が一括出土し〔森岡1993・1994〕、その存在意義はさらに高まるとともに、道路工事の事前調査として初めて呉川遺跡の様相の一端が明らかにされた〔村尾1994、東1994〕。採石場と有機的な関係を有する石材積み出し場の内容が判明し始めたことは、全国的にみても類例の少ない遺跡の存在形態として、今後重視すべきものであり、ごく最近では市内西蔵町の宮川本流沿いの共同住宅建設現場においても、



第6図 芦屋市岩園町通称どんどん川川底の富士山「ㄨ」印の刻印石検出と切断保存作業風景(昭和45年10月4日)
現在では、石材持ち出しルートの一つとして考えられている場所からの刻印石の重要な発見例である。
〔藤川祐作氏撮影・提供〕

毛利家所用刻印石4石が、地下1.5～2mのところから一括出土している(写真については、〔森岡・坂田編2005〕参照)。また、大坂域と芦屋、この二地域を結ぶ大阪湾の意義がにわかにクローズアップされ、博物館の常設展示においても啓発普及されている〔森岡・田口1991〕。

平成8年度以降には、八十塚古墳群としての取り扱いではなく、国庫補助事業としての採石場の事前調査が単独地点でも実施されるようになった。芦屋市における特色ある近世の生産遺跡として、これら採石場の存在の歴史的意義が広く認められるようになったわけであり、現地を残せない記録保存が多いとはいえ、文化財としての関係石材保存の水準はすこぶる高まった〔森岡2003〕。個人住宅の建設を契機とする調査が圧倒的に多いが〔森岡・白谷編1992、森岡・古川1989、和田1993a・b、森岡・和田・白谷編1993、竹村1998a・b、竹村2000〕、それまで予想さえしなかった人名刻印「伊木三十郎」のたて続けの検出〔古川1992、大国1992〕、採石領域の想定に一定の秩序を与える刻印分布域の検証が、着実に蓄積されつつあることを指摘できる〔森岡編1998、古川編1999・2002・2003〕。

また、平成11年(1999)10～11月に行われた、芦屋大学サブグラウンド建設に伴う発掘調査(第46地点)では、新たに6個もの刻印石が発見されただけではなく、明瞭な石材採掘坑を二ヶ所検出した(第43図)。これは、大半が地中に埋まった巨石を掘り出し、複数の調整石を割り採っていく工程が、きわめて生々しく残る遺構であり、転石利用の花崗岩の採石場を発掘調査すれば、このような採石遺構がビジュアルに検出されるという、典型的な事例を示すこととなった〔竹村・古川1999〕。

一方において、埋蔵文化財全般の価値基準や保護基準の平準化が国・県により検討され、調査対象についても中世末期までを射程に入れることを原則とした方向性とマニュアルが出されており〔兵庫県教



第7図 岩園町どどん川石材搬出ルートの旧状
(昭和45年10月11日)〔藤川祐作氏撮影・提供〕



第8図 どどん川の川底から切断された刻印石の一部
(昭和45年10月4日)〔藤川祐作氏撮影・提供〕

掘立柱建物跡1棟、鍛冶炉3基などがビジュアルな景観を呈して一括検出されたのである。

この成果は、一躍、全国の城郭関係者の注目するところとなり、山形県の東北芸術工科大学では、全国初の石切場を核に据えたシンポジウムが開催された〔北野編2003〕。前後して、石川県教育委員会事務局内には、金沢城の調査・研究を主務とする専門性高い城郭研究室が設置され、本市教育委員会関係者とも多少連携がとれるようになった。こうした機運の高まる過程で、平成16年度には、市内最大規模の石切丁場遺跡の発掘調査が同時に2件発生し、保存問題が起きた岩園町5番地他24筆の宅地造成地では、谷占有型丁場やテラス型丁場、点在型丁場などさまざまな石切丁場の類型が見出されるとともに、刻印石5石、関連石材100石以上、火化遺構が見つかった他、石曳き道を基礎としたルートをめぐる問題や各種石材の属性分析、刻印の性格などが論議されている〔森岡2005a・b・c、森岡・坂田2005a・b・c・d、森岡・坂田編2005、森岡・藤川2005〕。また、岩ヶ平刻印群(第85地点)の調査では、分布予察調査段階の認識を大きく塗り替える成果として、長州藩毛利家丁場の最東端の様相が把握され、刻印石3石や関連石材39石を中心に採石土坑、コッパ群などが併せ検出された〔竹村・白谷2004・2005〕。これらの貴重な調査結果は、いち早く整理され、次々成果物として刊行されている〔森岡・坂田編2005、竹村・白谷編2006〕。

調査成果は、しばしば『広報あしや』(市域全戸配布)に紹介され〔芦屋市広報課2000・2002a・b・c、2004・2005a・b〕、広く市民に理解される素地も育まれつつある。芦屋と大坂城との関係の深さも市民層に少しずつ浸透し始めており、最近では、市指定文化財として取り上げられている。課題も非常に多

委2004〕、採石場の調査についても、平成16年度に入って以降は一定の基準を考えるべき時期に直面している。一つ一つの資料が花崗岩の巨石ということもあって、遺物的な取り扱いもままならず、検出石材すべてを保存することもできない相談である。何を残し、何が残せないのかの選択の明確な基準作りも、急務の課題となっている。芦屋市は阪神・淡路大震災以降、数多くの復興調査を実施してきており〔芦屋市教委1997、森岡・竹村2000a、森岡・荒木2001〕、こうした一連の調査とのかみ合わせも十二分に配慮していくべきであろう。

そうした中、芦屋市六麓荘町5番地、5番地1、鵜谷3番1に位置する六麓荘浄水場における水道施設(高区配水池)築造に伴う水道部依頼の公共工事(第43図I66地点)は、平成14年(2002)1月～3月に行われた事前調査により、岩ヶ平刻印群北端の唐津藩寺澤家の採石占有地の面的調査の成果が世に出るところとなった〔古川編2003〕。具体的には、工事損壊部分約1,200㎡において、採石遺構5ヶ所(I～V)、刻印石1石、準調整石をはじめとする削石30個の他、採石作業に伴う

いが、目的をはっきりとともった考古学的手法による発掘調査が定着していく過程で、徳川大坂城石垣採石場の保存と活用がクローズアップされつつあるこの10年の歩みといえよう。(森岡秀人)

第2節 収載調査地点の調査原因と調査の経過

前節で述べたように、本市では昭和55年(1980)から徳川大坂城関連の石切場を埋蔵文化財の範疇で捉え、早い時期から何らかの保護施策を展開してきた。埋蔵文化財包蔵地分布地図に4度収載することによって〔森岡編1980、森岡・古川・和田編1988、森岡・和田・白谷編1993、森岡・竹村編2001〕、その実態の更新と周知徹底を図り、文化財保護法下での遺跡の取り扱いを行う努力に多くの時間と労力をさいてきた。また、側面からは常々藤井重夫・藤川祐作・古川久雄・松田和義の諸氏など、芦の芽グループや民間研究者の助力があり、具体的な刻印石の検証や調査の方法、手順などを探りつつ、分布調査のみの段階から発掘調査の遂行へと、保護措置の向上と調査技術のレベルアップを図ってきた。その過程で、平成5年以降は、国庫補助金を得ての発掘調査や確認調査が個人住宅建設・増築予定地の事前調査として実施されるようになり、調査対象地に占める石切場関連調査の比重は、日増しに増加の一途をたどった。

以上の経緯で蓄積されてきた調査の成果は、各年度ごとに集約され、兵庫県教育委員会・文化庁に提出される実績報告書としてまとめられてはいるものの、これまで刊行物としての公表は2度のみで〔森岡・白谷編1994、古川編2002〕、ほとんど機会を得ず、原因者負担による民間・公共開発の発掘調査成果が正式報告書として随時公開されているのと比べ、やや不均衡な観を呈していた〔森岡編1998、古川編2003、森岡・坂田編2005、竹村・白谷編2006〕。このたび、そうした状況を踏まえて、この10年、国庫補助事業として取り組んできた個人住宅地を対象として行われてきた発掘調査成果のうち、岩ヶ平刻印群に限って主要調査地点を絞り、本書で一括報告しようと企図したものである。ごく最近では、文化庁・兵庫県教育委員会も城郭石切場関係の遺跡についても、その生産遺跡としての歴史的価値、調査基準、史跡整備などの前向きな見直し、自治体や各界の枠組みを超えた協働研究、学際的研究の基礎作業(現地見学会や検討会議)を開始しており、本書の刊行自体がそうした事業の基盤整備の一環をなすものとして時宜を得たものと考えられる。

さて、本書に収載報告した国庫補助事業による調査対象地は、遺跡のまとまりを重視する観点から徳川大坂城東六甲採石場のうち、「岩ヶ平刻印群」に絞り、そのうち8地点を選んで、その調査の成果を第4章に記載した。各調査地点は、すべて調査の動機が個人住宅地の造成・建築であり、現行の文化財保存整備事業の国庫補助金適用規則にかなうものである。各々の調査年次・調査原因・調査場所・調査期間・調査担当者・調査概要などについては、第6～9表・第3・44図の調査地点一覧表・位置図(網かけ)及び報告書抄録に委ねるが、調査年度については、平成9年度2件、平成11年度1件、平成14年度2件、平成15年度2件、平成16年度1件の割合であり、本年度(平成17年度)の事業として、これら8件分の調査結果について、再整理を行い正報告を執筆、作成した。発掘調査事業及び整理事業の体制は下記のとおりである。なお、平成9年度には、八十塚古墳群岩ヶ平第50号墳の解体再調査(八十塚古墳群第51地点)に伴い、同敷地内の残存刻印石・矢穴石の実測作業や拓本調査を国庫補助事業として実施したが、その成果については、整理不足で本書の中に収めることができなかった。(森岡)

第3節 調査組織と調査体制

1. 調査組織

芦屋市教育委員会では、平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業として発掘調査を実施するにあたって、平成16年度までは社会教育部文化財課が業務を所管した。

平成17年度には国庫補助事業として本書の作成及び刊行を行うこととなったが、本年度には組織改正により文化財課が生涯学習課と統合したため、生涯学習課がこれらの業務を所管した。

年度ごとの調査組織は、次のとおりである。

(1) 平成9年度

教 育 長	三浦 清
社会教育部長	久内奎吾
社会教育部次長	小治英男
文化財課長	山本英明
文化財係長	森岡秀人(学芸員)
文化財係主事	久家登志子
文化財係学芸員	竹村忠洋
文化財課嘱託職員	木南アツ子(学芸員)

文化財課臨時的任用職員(調査員・調査・整理補助員)

相澤敦子・荒木幸治・荒木山美子・石野照代・一色伸朗・岩戸晶子・牛山恵美・梅本素子・大搦真紀子・岡 美和・岡本久仁子・岡本陽子・奥谷由香・奥出淑子・柏木明子・片岡亜紀・川上博子・楠 貴大・久保ふく子・小島静子・古瀬由賀子・斉藤里加・桜井雅子・笹山美津子・高瀬隆治・竹林裕一・館 真史・戸塚由美子・中井みどり・永井達也・中西邦子・永野 香・仲谷由利子・福田竜馬・丸谷 明・湊 健・森木省悟・山崎晴世・若林純也・渡部智博

(2) 平成11年度

教 育 長	三浦 清
社会教育部長	小治英男
文化財課長	西川孝夫
文化財係長	森岡秀人(学芸員)
文化財係主事	長岡一美
文化財係学芸員	竹村忠洋
文化財課嘱託職員	辻 康男(学芸員)

文化財課臨時的任用職員(調査員・調査・整理補助員)

相澤敦子・荒木幸治・荒木山美子・梅本素子・岡 美和・岡本久仁子・奥谷由香・片岡亜紀・北島恭太郎・楠 貴大・久保ふく子・桜井雅子・菅佐智子・高橋美代子・竹林裕一・多田尋美・

且 和子・個 諭佳・中西邦子・永野 香・仲谷由利子・古川久雄・堀川憲子・渡辺由布子

(3) 平成14年度

教 育 長 三浦 清
社会教育部長 小治英男
文化財課長 西川孝夫
文化財課主査 森岡秀人(文化財担当係長、学芸員)
文化財課主事 田中尚美
文化財学芸員 竹村忠洋
文化財課嘱託職員 山内芳子(学芸員)・坂田典彦(学芸員)
文化財課臨時的任用職員 亀井佳代
文化財課臨時的任用職員(調査・整理補助員)

梅本素子・岡本美樹子・楠 貴大・高橋美代子・竹内里奈・竹林裕一・多田尋美・
田中由里・仲谷由利子・山田みゆき・山本麻理

(4) 平成15年度

教 育 長 藤原周三
社会教育部長 小治英男
文化財課長 西川孝夫
文化財課主査 森岡秀人(文化財担当係長、学芸員)・田中尚美(総務担当係長)
文化財課学芸員 竹村忠洋
文化財課嘱託職員 坂田典彦(学芸員)・白谷朋世(学芸員)
文化財課臨時的任用職員 宮根恵子
文化財課臨時的任用職員(調査・整理補助員)

天羽育子・池田計彦・岡本美樹子・喜多川綾・楠 貴大・高橋美代子・竹林裕一・多田尋美・
長江真和・仲谷由利子・西岡崇代・前田礼子・宮本 舞・山田みゆき・山本麻理

(5) 平成16年度

教 育 長 藤原周三
社会教育部長 高嶋 修
文化財課長 西川孝夫
文化財課主査 森岡秀人(文化財担当係長、学芸員)・田中尚美(総務担当係長)
文化財課学芸員 竹村忠洋
文化財課嘱託職員 坂田典彦(学芸員)・白谷朋世(学芸員)
文化財課臨時的任用職員 武内涼子
文化財課臨時的任用職員(調査・整理補助員)

天羽育子・池田計彦・喜多川綾・楠 貴大・水津真実・高橋美代子・仲谷由利子・西岡崇代・
前田礼子・山田みゆき・山本麻理

(6) 平成17年度

教 育 長 藤原周三
社会教育部長 高嶋 修
社会教育部次長・生涯学習課長 石濱正昭
生涯学習課課長補佐 中戸博幸
生涯学習課主査 森岡秀人（文化財担当係長、学芸員）
生涯学習課主事 春木和子
生涯学習課学芸員 竹村忠洋
生涯学習財嘱託職員 坂田典彦（学芸員）、白谷朋世（学芸員）
生涯学習課臨時的任用職員 宮根恵子
生涯学習課臨時的任用職員（調査・整理補助員）

天羽育子・楠 貴大・水津真実・高橋美代子・仲谷山利子・西岡崇代・前田礼子・山田みゆき・
 山本麻理

2. 調査体制

(1) 岩ヶ平刻印群（第32地点）本発掘調査

調査担当者 森岡秀人・竹村忠洋
調 査 員 永野 香
調査補助員 荒木幸治・奥谷由香・桜井雅子・竹林裕一・若林純也

(2) 岩ヶ平刻印群（第33地点）本発掘調査

調査担当者 森岡秀人・竹村忠洋
調査補助員 荒木幸治・一色伸朗・岡本陽子・桜井雅子・永井達也・福田竜馬・丸谷 明・若林純也

(3) 岩ヶ平刻印群（第45地点）本発掘調査

調査担当者 森岡秀人・竹村忠洋
調 査 員 永野 香
調査補助員 岡 美和・奥谷由香・堀川恵子

(4) 岩ヶ平刻印群（第67地点）本発掘調査

調査担当者 竹村忠洋・山内芳子
調査補助員 竹内里奈・竹林裕一

(5) 岩ヶ平刻印群（第70地点）第2次確認調査

調査担当者 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦
調査協力員 古川久雄（摂陽文化財調査研究所）

(6) 岩ヶ平刻印群(第79地点)第2次確認調査

調査担当者 竹村忠洋・白谷朋世

調査補助員 喜多川綾・竹林裕一・西岡崇代

(7) 岩ヶ平刻印群(第81地点)本発掘調査

調査担当者 竹村忠洋・白谷朋世

調査補助員 喜多川綾・竹林裕一・西岡崇代

(8) 岩ヶ平刻印群(第91地点)確認調査

調査担当者 竹村忠洋・白谷朋世

調査補助員 池田計彦・水津真実・西岡崇代・前田礼子

(竹村忠洋)



第9図 報告書作成風景(三条歴史文化財整理事務所、平成18年2月)

第2章 芦屋市の歴史概況について

第1節 はじめに

芦屋市は兵庫県南東部、阪神地域のほぼ中央に位置し、東西約2.5km、南北約8.3kmの小さな市である。東は西宮市、西は神戸市と境を接し、南には大阪湾を臨み、北は六甲連山が附近に迫る風光明媚な都市で、「国際文化住宅都市」として全国的にもよく知られた存在である（第10図）。

芦屋・打出・三条・津知の近世4ヶ村の合併により成立した精道村が昭和15年（1940）に町をとり、一気により市へ昇進したもので（全国で173番目の市）、平成17年12月末における人口は90,580人、世帯数37,759を数える。気候は瀬戸内式気候に属し、比較的温暖で全体として降水量も少なく、晴天日数が多い。市の面積18.57km²、南北に緩急変化に富む狭い市域であるが、交通は東西方向によく発達し、北から阪急電車・JR神戸線（東海道本線）・国道2号線・阪神電車・国道43号線・阪神高速道路3号神戸線・同5号湾岸線が海岸に至るまで走り抜け、阪神間の通過交通の大動脈となっており、芦屋市はその交通の中継、要衝としても機能している。

本市の人口は先にあげたデータの通りであるが、昭和63年に一時89,000人台のピークを迎え、漸減する傾向にあった。しかし、突如発生した阪神・淡路大震災により平成7年度の国勢調査人口は、前年推計人口に対して11,000人以上の大幅な減少となり、13.4%の人口が一気に減った形となった。現在、市街地の復興は進んでおり、各所で新しい街並みが形成され、人々の生活環境は従前近くまで回復している。しかしながら、住宅は大量供給されているものの、実態は分譲マンションの第一次取得者層の流入が関与して、市統計に基づけば、低廉価格なものの参入が増える傾向にある。また、埋蔵文化財事前調査の原因が共同住宅建設に伴う傾向が強いこともかつての動きと変わらない。（森岡）

第2節 先史・原史のようす

大阪・神戸の2大都市にはさまれた芦屋市は、他の自治体と比べ、けっしてまとまった地理的環境にあるとは言えないけれど、後述するように、古代律令体制下、摂津国菟原郡の中心的位置を占めた関係から歴史遺産の数々に恵まれている〔森岡2001・2002〕。穏やかな自然環境に恵まれたことが居住適地としての条件をさらに増し、旧石器・縄文・弥生時代と連続的に遺跡が営まれている（第11図）。旧石器時代における人類活動の一端は、数ヶ所で分散確認されているナイフ形石器の存在から知り得る。市域の面積に対する縄文遺跡の数は阪神間で最も多く〔森岡・竹村・辻2001〕、早期・前期・中期・後期・晩期のすべての時期の遺跡が揃っている（第12図）。弥生時代には会下山遺跡や城山遺跡を標式とする典型的な高地性集落が営まれており、大阪湾の海上交通要路とも強く関係した軍事的要素の濃厚な遺跡が六甲山地前山を中心に紀元前の段階から活動していたようすがうかがわれる〔村川・石野1964、村川・石野・森岡1985〕。古墳時代前・中期には阿保親王塚古墳・金津山古墳・打出小槌古墳が築造されているが、これらは各時期において有数の遺物を出土しており、前方後円墳を含み、4～5世紀の首長層の時間的系譜が市域内において完結することを示している〔村川1971、勇・藤岡1976、森岡1988j・1990b・1995、森岡・村川1996〕（第12・13図）。



第10図 兵庫県・芦屋市・岩ヶ平割印群の位置 (縮尺 1 : 1,000,000)

古墳時代後期は各地で大規模な群集墳が造営されているが、市域西部には渡来系の色彩が強い城山・三条古墳群が存在し〔森岡1984b〕、市域東部には八十塚古墳群が分布している〔村川1971、勇・藤岡1976、森岡・古川編1979〕。阪神間の市街地にあつては、最も大規模な群集墳であり、最近、その総括が試みられた大部の報告書も刊行されている〔網干・米田・竹村・太田・海邊編2002〕。

〔森岡〕



第11図 朝日ヶ丘縄文遺跡昭和39年出土石器の様相

第3節 地域の中核となった古代

白鳳期創建の芦屋廃寺〔村川1970・1971、森岡・村川1996〕は、旧摂津国兔原郡唯一の古代寺院で、奈良時代以降には葦屋駅や兔原郡衙との関連を強く示し〔森岡・竹村2000b、寒川・森岡・竹村2001〕、高燥な芦屋川右岸扇状地上に一定の官衙領域が展開している〔森岡1999・2001・2002〕。

古代において、今日のように行政区画がひかれた時期については、諸説あつて定まらないが、中国唐の影響下、大化改新段階から天武朝の時期を経る7世紀後半にその下地が作られ、大宝律令が制定された8世紀初頭には、いわゆる国郡里制が整えられたとみて大過ない。令制下の「摂津国」は、もともと文献史料によれば、「津国」と記されている。養老令には「摂津国 帶津国」(職員令)とみえ、『令集解』(大宝令注釈書)に引く「古記」や『新抄格勅符抄』(平安時代)などにもしばしば「津国」とあつて、「津国」の表記が慣用されている。和銅6年(713)、「畿内七道の諸の国郡郷の名は、好き字を著けよ」という布告が出されているので、8世紀初頭以降には二字の好字として「摂津」の呼称が定まったものと解される。養老4年(720)に編纂された『日本書紀』の記載は、応神37年2月の条や舒明3年9月の条など、「津国」と記す少数の例外を除いて「摂津国」の表記で統一をみている。

古代における「津国」の呼び名は、言うまでもなく大阪湾に面した立地要件の良い港湾の存在からきとみて大過ないであろう。国際的港都「難波津」を筆頭に、「武庫の水門」「猪名の湊」「敏馬崎の泊」の存在、水域と陸地の接点をなす要地として、古代「摂津職」という行政特別区が置かれた経緯も容易に理解される。摂津職の位置については、延暦24年(805)に淀川の岸「江頭」に遷されたところ(『日本後記』)。それまでの所在地は、大阪市天王寺区国分町説などがみられるが、明確ではない。大化元年(645)の難波遷都、公式外国使節団の往来、まさしく古代の摂津は、特別の制度・措置や扱いがなされてしかるべき政治的に重要な位置を担っていたのである。

少なくとも天武朝期に始まった国郡里の制は、霊龜3年(717)、郷里制が採用されて、郡が郷に、郷の下に里が置かれる構造改革を経るが、さらに天平12年(740)、里が廃されて国郡郷の区分に改まる。

今日の芦屋市の市域一帯にもこうした古代の行政制度が布置されたわけであり、市域全体は当時の摂津国兔原郡の地方行政支配の下に置かれた。今日的に言えば、地方分権や市町村合併にも似た行政機構の改革が何度にもわたり推し進められたのである。

摂津国の西辺部に位置した兔原郡は、畿内の西端にも該当する摂津国管下13郡の一つであり、大阪湾

であったことを想像させる。

その郡域や建郡の状況については、不明な点があまにも多いが、東は夙川付近（兵庫県西宮市西端）、西は旧生田川（神戸市中央区）を郡界とし、北は六甲の高峰を郡の境とするのが一般的である。概ね六甲山地の南東麓部及び平野一帯の東西7.5km程の地域を占めている。畿内から山陽道を西国に向かう交通上の要衝地であり、広大な西摂平野から陸路は一気に山と海が迫る地形的狭窄部に入る変換点に位置している。畿内西端の門戸をなす土地であり、内外を区分する意識が働いていた場所といえる。

郡名「兎原」は現在、「うはら」と呼ぶのを通例とするが、8世紀に遡れば、「うなひ」と訓されるのが正しい。『万葉集』では、田辺福麻呂の「過葦屋処女墓作歌一首并短歌」に「葦屋乃兎名日処女」や「兎会処女」がみえ（巻九）、高橋連虫麻呂の「見兎原処女墓歌一首并短歌」には「葦屋之兎名負処女」「宇奈比処女」とあって（巻九）、共通して「うなひ」と呼んでいる。この「うなひ」に関しては、①韓語「大奈比」説【う＝大、奈比＝木、併せて大きな杜（もり）の意】、②海辺（うなべ）説とがあり、六甲山地南麓の地勢と自然景観を彷彿とさせる①説も、大阪湾岸に面する海浜地形を連想させる②説もそれなりに字源と字義をもつと考える〔森岡2002〕。

漢字2字による「兎原」は、『風土記』の撰進命令と同年の和銅6年（713）5月甲子（2日）に「畿内七道の諸の国郡郷の名は、好きな字を著けよ」（『続日本紀』）の布告により、二文字の好字を国郡郷名に使用する制に倣ったものであり、8世紀中葉には定型になっていることが文献史料によって知られる。例えば、『続日本紀』巻第廿九「神護景雲三年（769）六月七日」の記事や『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』「天平十九年（747）二月十一日」の記事がそれである。

「兎原」の二字の訓読については、10世紀前半の源順著『和名類聚抄』（日本最古の分類体漢和字書）において「宇波良」と万葉仮名による和訓を加えているが、10世紀初頭の「延喜式」でも巻二十二（民部上）の「兎原」に対する古写本傍訓は「ウハラ」と施されている。「うはら」とは、「海原（うなはら）」の略と解するのが有力であるが、現在町名にも残っている「大原（うはら）」から引っぱれるとする説もあって定見がない〔魚登編1956〕。「兎路と同様、兎原で特に適した地の名」と解釈する研究者もいる〔落合1989〕。

兎原郡内には、古代国郡郷制下、布敷・津守・天城・覚美・住吉・佐才・葦原・賀美の八郷があった。

郷名の命名、郷編成については、国家的な直接事業ではなく、国以下のランクで行われたことが明らかとされる。例えば六国史に郷の廃置記事がないこと、『続日本紀』には郷里制の施行・廃止についての記載がないこと、郷名字は民部省口宣により改めており、太政官の関与が小さいこと、一般名詞による郷名（駅家郷・郡家郷・余戸郷・神戸郷）の分布が国ごとに偏在することなどから根拠付けられるが〔中村1999〕、里長の任命が国以下で行われていること、里長が課税対象とならないことも同軌とみなされている〔中村1995〕。つまり、郷の適正配備は、国以下の地方行政による措置と考えてよく、兎原郡内の郷名や郷数の策定は、大きくても摂津国を越えない行政行為であったと思われる。

ところで、兎原郡は「中郡」のランクに比定し得る規模をもっていた。背後に断層山地を負い、海岸線との間の平地の広さが乏しいことの明らかなこの地域に8郷も存在し得たことは、土地開発の活発さと人口密度の高さを物語るものであろう。群集墳の稠密なる分布から、その一端を想察することができる。また、『万葉集』巻九（1809）の高橋虫麻呂の長歌にみられる「並び居る家」なる表現〔岩城1978〕にも、その光景が反映しているように思われる。

さて、兎原郡の管郷のうち、現行の芦屋市域には賀美郷と葦原郷の2郷が存在したとみている。『葦

原郷」は、『倭名類聚抄』高山寺本（天理図書館所蔵）によれば、「葦屋」とあり、「葦屋郷」の誤記とみえる者が多い。アシの原に覆われた海浜遶浅沿いの低湿地植生に由来する字義が考えられるが、「兎原」とも連動する地名であり、「葦原」が実際に用いられた時期があったと推測している〔森岡2001〕。小字名「芦原」はその名残とも考えられる。

「葦屋」という地名は、中世の荘名を経て精進村成立以前の郷村制・近世四ヶ村の一つ芦屋村の母胎となった呼称であり、昭和15年（1940）の市制施行に際してはその市名の由来をなした地域名（郷名）であるが、本来は現行市域をはるかに超えた領域を呼んだものと推測される。その証左の一つが前述した『万葉集』巻九などの歌にみられる「葦屋之兎名負処女」「葦屋乃兎名日処女」などの葦屋の地名を先に置いて兎原に冠する言いまわしであり、「兎名負」「兎名日」と対をなして相当広い地域を占めている可能性がある。

したがって、その郷域を芦屋市域に限定して考えることは本来不適切と思われ、東は芦屋川以東に及ぶことを検討すべきであるし、西方では神戸市東灘区に入る近世の田辺・北畑・小路・中野・森・深江・東青木の諸村を加えた、いわゆる本庄九ヶ村の中で再検すべき余地が残されている。また、郷の境域と規模とは、郷戸に班給された制度的耕地（田・宅地・園地）の土地そのものに投影された姿として理解すべき視点が必要であろう。

次いで、賀美郷は和名抄において郡内冒頭に登場しており、兎原郡内最東端の位置を占め、その字義も川上もしくは郡に最も近い意味である「上（かみ）」に由来する説がある〔魚澄編1956〕。現状では芦屋市域東部を中心とする地域、すなわち、近世で言えば打出村を中心とする地域になるが、「賀美」という呼称はいち早く失せて現行地名にはまったく残っていない難点がある。郷の所在地については、遺称地名の探索を基礎とした比定作業が行われるのが一般的であるが、「葦屋」や「賀美」に関しては、それもままならないのが実情である。

「賀美」は、カミ・ナカ・シモといった単純な名称として一括使用されている場合も多々あり、河内国安宿郡は「賀美郷・奈加郷・資母郷」の三郷から成り、「カミ郷は石川上流の右岸地域、シモ郷はその下流右岸地域、ナカ郷は大和川左岸の旧国分寺を中心とする地域」を郷域とする〔吉田1973〕。同様な例は播磨国にもみられる。和銅・養龜年間（710年代）に編纂された『播磨国風土記』には、播磨国託賀（多可）郡の4構成里（郷）として賀眉・黒田・都麻・法太をあげているが、天平17年（745）年の『正倉院文書』には加えて「奈何郷」の名が登場し、9世紀前半のようすを伝える『和名類聚抄』には、さらに「賀美・那珂・資母」の三郷が揃い、荒田・黒田・夢田を含む6つの郷（里）が記載されている。

『播磨国風土記』にみえる「賀眉」は、「川上に居るに由りて、名と為す」と説明されており、杉原川水系における上流域の位置が想定されるとともに、その後新設された「那珂」「資母」は、上・中・下の流域の地形分類呼称と考えられている〔神崎1989〕。

したがって、この点を考慮し、芦屋川水系を基準に賀美郷の位置を類推することも可能であって、その場合は、下流域一帯（現在の津知遺跡～深江北町遺跡付近）に葦屋郷の郷域を比定し、その北側に賀美郷を想定することも許されるだろう。この説は湿地帯の葦原（下流）と芦屋川のカミ（上流）との関係を示すことができ、甚だ魅力的といえる。また、芦屋川水系における集落（官衛的建物群を含む）の核も現在では流域の上下において大きく2つのグループで示せるようになっており〔森岡1999・2001〕、集落群の発展形態に基づけば、その裏づけを考古学的な遺跡が示している可能性は高い〔森岡2002〕。

次に、『続日本紀』によれば、和銅4年（711）に摂津国嶋上郡大原駅、嶋下郡殖村駅の二駅がみえる

が、兎原郡に関する史史料は残されていない。しかし、10世紀に下る『延喜式』卷二八 兵部省の「諸国駅伝馬 畿内」の項には、「摂津国駅 草野、須磨各十三疋、葦屋十二疋」と葦屋駅の記事が初めて登場する。

律令制下、七道では三十里（16～20km、現行の約5里）ごとに駅家が設置され、駅戸が設けられた。国家中央の権力と末端の地方行政組織を結合させる交通手段の整備と確立である。駅長・駅子が駅役となつて常駐し、都と太宰府とを結ぶ大路に相当する古代山陽道には、各駅家ごとに馬20疋の用意があったとされる。駅家の交通設備としての実態は、人馬の継立から宿舎の手配、食糧の供給など多様であり、その起源は大化改新に遡るとする説がみられるが〔坂本1928・1955〕、実質的な詳細規定は大宝令（701年）においてであり、駅家の設置と整備も長期にわたって段階を追ったものと推察される〔松原1988〕。山陽道の初見史料は古く、『日本書紀』天武14年（685）九月戊午条に「直広肆佐味朝臣少麻呂を山陽の使者と為す」への留意〔高橋1996〕が注目される。

葦屋は西国交通路にとって不可欠な場所を占めており、広大な西摂平野から狭隘な神戸海岸平野へと転向する海辺の要地であったことは論を待たない。葦屋駅の東北方約18km（四里半）には大阪府豊能郡（旧豊嶋郡）萱野の地（現大阪府箕面市萱野付近）に草野駅があり、そのさらに東北方18kmには山崎駅が存在した。これが西国への最初の宿駅であった。西方には約18kmの距離を置いて須磨駅があり、いずれも広狭の地形変換点の要所を占める点で共通している。このように、摂津国は10世紀段階、駅数3、駅馬数38を保有する。なお、葦屋駅の所在地については現在説数がみられ〔森岡2001〕、結着をみていないことを付言しておく。

兎原郡の政治の中心地である郡衙所在地については、神戸市東灘区御影町の町域に旧郡家村があり、漠然とした認識があったが〔吉井1971〕、落合重信氏は地名考証に基づき、東に隣接する住吉町の字「室之内」に注目し、摂津国雄伴郡の「室ノ内」、播磨国加古郡の「古大内（ふろのうち）」とともに、有力な所在推定地と考えている〔落合1989〕。そして、神戸市教育委員会によるその後の発掘調査の積み重ねにより、現在では「大蔵地区」を含む郡家遺跡が有力候補地として今日、定説的位置を占めつつある。

その結果、兎原郡の郡衙所在地はすでに定まった観もあり、この20年の間、ことさら論議されることもないまま時間だけが経過したといえる。郡衙の存在を証明する方法は、地名考証、文献史料の研究、発掘調査結果に基づく状況証拠の相互比較など多岐に及ぼうが、郡全体の政治動向と公的建物の整備状況が絡まった歴史的な整合性と蓋然性高い位置論の結合が不可欠な要件となつてこよう。

郡衙は郡司が駐留する公的施設（庁舎）であり、管内の行政、郡内取締りを任とする郡司は、四等官制（大領・少領・主政・主帳）から成る地方官人であり、任期は終身官を原則とし、その任用に際しては国司の推薦によっていたのが通説である。兎原郡の場合、前記したように中郡（管轄里数8～11）に比定されるので、その任用数は大領1名、少領1名、主政1名、主帳1名の配備となる。郡領は郡内を治め、行財政全般と司法の一部を主担し、主政は郡内の取締り、公文書の審査、事務の監督、主帳は文書の文案作成などの政務を分担する。また、実務機能を維持するために、正規役人でない権任郡司・擬任郡司や多くの徭丁（郡書生・案主・駆使・採松丁・炭焼丁・調丁・庸長など）が存在した〔山中・佐藤1985〕。

郡司の中でも長官級に当たる大領と次官級になる少領に関しては、『養老令』に「才用同じくば、先ず国造を取れ」とある程、任用の優先権が認められている。郡司は、一般的に国造をはじめ在地首長層の中から選出され、その首長的権力によって国司との一体的結合に基づき、地方支配を進めており、勳

農・徴税など民政や裁判権を保持した。言うなれば、「在地出身の有力者もしくはその子弟」が郡司階層を形成しており、中央派遣型の官人層とは異なり、支配地域の農民層とも密着している。

『養老令』には、「凡そ戸は五十戸を以て里と為せ。里ごとに里長一人を置け。」とみえ、籍帳登録の原則として30または50の一定戸数で里を編成するいわゆる編戸が人為的区分として、戸政を編成した行政上の単位として存在している。8世紀段階の戸籍（『正倉院文書』）を瞥見すれば、戸口は平均20～30人とされ、五十戸編成ともなれば平均1,000人の計算になる。里の人口を1,000人弱ぐらいとみる見解は少なくない〔黒崎1989〕、一郷の人口を1,200人前後と見積もる意見もみられる〔松村1998〕。史料の実例では、五十戸で899人（美濃）、1,191人（下総）の場合など一様でなく、「ほぼ1,000人から1,500人の間が標準的というべきであろうか」〔青木・彌永1965〕。ただし、一戸の人口の最大例は全国的には124人を数えるものもあり（大宝2年筑前国の戸籍）〔福尾1972〕、平均的な数値はあくまで目安にすぎない。ちなみに、保安元年（1120）の『摂津国大計帳』を基にした落合重信氏の試算では、兔原・八部で1戸あたりの平均37人強とされる〔落合1989〕。

里数については、『和名抄』によって数えることができ、西部摂津五郡で35の数を示す。摂津国（兵庫県域）の単純計算による試算では約35,000人の人口を想定することも可能で、ちなみに兔原郡8郷で約8,000人の人々の居住を機械的に想像することも許されよう。

ところで、郡内には古代寺院としては唯一の存在である芦屋廃寺が営まれている。芦屋廃寺が兔原郡の東部域、特に芦屋川の右岸部、芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡・月若遺跡・三条九ノ坪遺跡などの古墳時代の大集落を擁する地域で、かつ背後に渡来系集団の造営にかかる城山・三条古墳群を控える地にあえて建立されたことは、後世の兔原郡域の中心地を考える際、重視しなければならない事象と考える。その芦屋廃寺の重要性は、創建期の軒瓦に端的に現れている。これまでに最も古い軒九瓦として、面連鰐歯文縁複弁八弁蓮華文軒九瓦が知られており、今日までに旧榑木邸内をはじめ、第1～3・B・62の各地点でまとまった数が出土している。第62地点では、これに加えて、均整忍冬唐草文軒平瓦が数点検出されており、90年振りに対応が予測されてきた法隆寺様式の軒平瓦が確認された意義は大きい。

法隆寺様式の軒瓦が平・丸セット関係で出土する寺院跡は限られており、摂津より西の地域では、下太田廃寺（播磨国揖保郡）・中井廃寺（播磨国揖保郡）・仲村廃寺（讃岐国多度郡）・善通寺（讃岐国多度郡）があげられるにすぎず、多くが軒九瓦について典型品とはいえないものである。これに対し、芦屋廃寺のそれは奈良県長林寺例にも酷似し、畿内内部に所在することを如実に反映している。

創建時における法隆寺式の軒瓦類の採用と文献史料に登場する兔原郡域における法隆寺領の存在〔鬼頭1977〕は、大いに注目されるところである。芦屋廃寺の造営者は、中央官寺との結び付きの強い有力者であり、初期の郡司層が権威となり建立をみたことは十分推測されてよい。兔原郡内における他の追従を許さない造寺活動の空白域の存在を有意に解釈すれば、芦屋廃寺造営集団の隔絶した勢力の持続力と影響力を正しく評価できよう。

したがって、芦屋廃寺の「郡寺」的性格、公的機能性は強調し得、兔原郡の郡衙所在地を少なくとも初期には葦屋郷内（あるいは賀美郷内）の芦屋市域に特定する立場〔森岡2001・2002〕と表裏の関係に立てば、「郡衙付属寺院」あるいは「郡衙周辺寺院」といった枠組みでの理解も可能と思われる。

芦屋廃寺所用軒瓦を中核とする同范瓦・同型式瓦の郷内官衙への配布や流通、主従の結び付きが看取され（均整忍冬唐草文軒平瓦・単弁十九弁蓮華文軒九瓦など）、公的建物を媒介とした緩やかなネットワークが存在することも確かである。郡内の公共的諸施設が軒瓦・門面瓦などの近似品を通して有機的

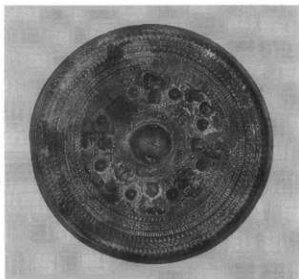
な連関を示すことは、下野国芳賀郡内の同時代遺跡の事例など〔山本1983〕、全国に多見される。本地域の場合も、軒先のみを飾る瓦の一部分与などが地方官僚層を通してみられたのではないだろうか。

7世紀を4区分した最後の四半世紀は、いわゆる天武・持統朝期で、この時期に急増する白鳳期の古代寺院は天武天皇や持統天皇による仏教政策と深く関連したものと考えられている。特に天武天皇は壬申の乱(672年)以降、中央集権的な国家を求め、鎮護国家の仏教を活用しての国家支配と政治を急速に推し進める。仏教の浸透を媒介に中央の文化や技術は地方にも伝えられ、同時に新しい支配方式の中で仏教や寺院建築の普及は不可欠なものになっていった。

ところで、仏教は朝鮮において高句麗が最も早く西暦372年、百済には384年、新羅には450年に伝来し、日本列島には538年や552年の公伝二説をもって伝わったことはよく知られている。538年(欽明戊午)、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』や『上宮聖德法王帝説』が記し、552年(欽明13年)は『日本書紀』がその年代を伝えるものであり、当時の大王家は朝鮮三国との対外交渉を通じて仏像・經典・僧侶などを流入させ、特に百済を中心とした仏教の受容を積極的に試みたようである。ちなみに、日本に仏教を公式に伝えたのは百済の聖明王であり、大和政権の内部では有力豪族である蘇我氏がこれを積極的に推進し、大王による仏教公認のもと、全国に波及していくことになる。

ただし、公伝後の半世紀は、崇仏派の蘇我氏と排仏派の物部氏が鋭く対立した時代であり、本格的な七堂伽藍の建設は、物部氏の滅亡の翌年に百済から渡来した技術者たちが指導して大和飛鳥真神原の地に飛鳥寺(法興寺)が建立されるのを待たねばならなかった。

飛鳥寺の造営に続いて7世紀代に入ると、蘇我氏の尼寺である豊浦寺や鞍作氏の氏寺である坂田寺、聖德太子創建の斑鳩寺(若草伽藍)、さらに四天王寺などが陸続と建立され始めた。この動向を受



第13図 阿保親王塚出土の陳孝然作三角縁魚帯文四神二獸博山爐鏡〔武藤・有坂・末中・村川編1976〕



第14図 寺田遺跡出土の「和同開珎」銭〔南世1985から〕



第15図 寺田遺跡出土の「少領」墨書土器



- | | | | |
|---|---|---|--|
| <p>● 前方後円墳・帆立貝形古墳</p> <p>▼ 単独大型石室</p> <p>● 大型古墳</p> <p>● 終末期古墳</p> <p>○ 奈良・平安時代集落</p> | <p>□ 古代寺院(芦屋廃寺)</p> <p>● 終末期古墳</p> <p>○ 奈良・平安時代集落</p> <p>○ 官衙ブロック</p> | <p>□ 駅家(瀬屋跡)</p> <p>■ 墨書土器(大領・少領)</p> <p>□ 墨書土器(その他)</p> <p>■ 墨書土器(驛)</p> <p>✦ 刻印土器</p> | <p>◎ 干支年銘木簡(652年)</p> <p>△ 祭祀場</p> <p>✕ 古代火葬墓</p> <p>○ 皇朝十二銭</p> |
|---|---|---|--|
-
- | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| 1 山芦屋遺跡 | 6 寺田遺跡 | 11 三条岡山遺跡 | A 城山3号墳 | F 駒塚古墳 | I 藤ヶ谷火葬墓 |
| 2 西山町遺跡 | 7 前田遺跡 | 12 栗平遺跡 | B 山芦屋古墳 | G 阿保親王塚古墳 | □ 四ツ塚火葬墓 |
| 3 月右遺跡 | 8 六条遺跡 | 13 久保遺跡 | C 旭塚古墳 | H 打出小塚古墳 | |
| 4 芦屋廃寺遺跡 | 9 津知遺跡 | 14 若宮遺跡 | D 城山18号墳 | I 金津山古墳 | |
| 5 三条九ノ坪遺跡 | 10 深江北町遺跡 | 15 船戸遺跡 | E 三条5号墳 | | |

第16図 近年の発掘調査の成果からみた芦屋周辺古代地域像概念図〔森岡編2003から〕

け、畿内の有力豪族や渡来系氏族もいわゆる氏寺を次々と営んでいったようである。芦屋廃寺もこのような情勢の下、7世紀末までに創建されたものと思われるが、造営者の公的位置が郡衙や駅の誘致と同様にもたらしたと考えられる。

くり返し述べるが、従来、免原郡衙の所在地は、住吉郷内に存在する神戸市東灘区郡家遺跡と目されてきた。住吉町に残る字「室之内」が有力候補地であり、神戸市教育委員会による同遺跡大蔵地区の発掘調査以降の諸成果に負うところが大きい。ただし、周辺調査が一定程度進捗した現在、疑問がまったくないわけではない。例えば、①大型掘立柱建物は8世紀に営まれたものが多いわけではなく、むしろ9世紀段階以降に比重がある。②出土土器の中心時期も7～8世紀代より8世紀末以降、10世紀あたりまでの期間のウェイトが高い。③瓦片の出土量が僅少で、周辺に公的な瓦葺き建物が存在したとは考え難い。④郡衙関連の鈐帶、墨書土器や生活財も想像する程は出土していない。⑤郡衙の中心施設である郡庁・正倉・館・厨家やその付属施設が未だ有機的な形で検出されていない。⑥寺院・駅など官公諸施設が近接地で有機的に営まれた形跡がない。

その逆に、最近の発掘調査の内容を吟味すれば、葦屋郷（もしくは賀美郷）の郷域に比定し得る芦屋川右岸の地域における調査成果は目覚ましいものがあり、郡衙的要素のいくつかを抽出するなら、⑦壬子年（白雉3年、西暦652年）銘の木簡〔三条九ノ坪遺跡第16地点〕の存在。⑧地方官人（四等官制）の存在を示す郡領「大領」「少領」が記された墨書土器〔寺田遺跡第90地点〕（第15図）、円面硯・転用硯の集中分布〔寺田・芦屋廃寺・三条九ノ坪遺跡〕。⑨大型掘立柱建物を有する官営倉庫群〔寺田遺跡第1・52地点〕の存在（第14図）。⑩石帯（巡方片）〔三条九ノ坪遺跡第2地点、六条遺跡第13地点、芦屋廃寺遺跡第45地点、月若遺跡第19地点など〕の存在。⑪古代寺院関連建物〔芦屋廃寺遺跡W地点・62地点〕、遺物〔芦屋廃寺遺跡第1～3地点・A地点・B地点・R地点・43地点など〕。⑫「葦屋駅」の存在（『延喜式』卷二八 兵部省「諸国駅伝馬 畿内」の項）。など、枚挙にいとまがない（第16図）。

寺田遺跡が免原郡衙と等号で結ばれる公算は今では低いものの、以上のような状況証拠をさらに積み重ね、その関係性をより具体的な資・史料でつぎとめていく必要がある。近年の発掘成果を踏まえつつ、免原郡の古代の歴史を通観してみると、そう考えるのが最も自然な見方といえるであろう。芦屋廃寺出土軒先瓦の文様の変化を分析すると、7世紀末～8世紀第3四半期頃までと8世紀末以降とで様相の変化がみられる。中央官寺や都城との関係が薄れ、摂津のまとまりの中で地域化が進む点など、8世紀末での郡衙の西への移動と符合する変化の一つと考えたと、説明がつきやすいと思われる。

上記の推測と関連して、芦屋廃寺出土軒丸瓦のうち、奈良時代の瓦の一部が神戸市長田区に所在する房王寺遺跡出土例と同范とみられる。室内小学校を中心とする同遺跡周辺では、瓦葺で朱塗の古代建築の遺存が確認されており、古くに雄伴郡の郡衙が想定されている点は、二つの廃寺の性格を考える上で重要である。

（森岡）

第4節 中世から近世へ

律令政治の行き詰まりとともに各地の荘園は一層発達し、地方では政治の乱れの中で武士が台頭する。

松浜公園にあるヌエ塚は、貴族から武士へ実力と実権の移ったことを示すような源頼政の怪物退治の伝説を秘めており、興味深い。鎌倉時代以降には、当地域に葦屋荘という荘園がみられ、皇室領とも考えられている〔魚澄編1956、武藤・有坂・末中・村川編1971〕。その一部は箕面の勝尾寺に寄進され、

室町時代には北野神社領の「葦屋荘」として記録がみえる。

芦屋の荘園を舞台とした謡曲『藤栄』では、悪い叔父に葦屋荘を横領された月若が、民情視察の旅僧、最明寺入道（北条時頼）の援助により本領を取り戻す物語が描かれているが、このような葦屋荘の実態はなお不明点が多い。確かな記録としては、律宗を中興した僧叡尊が、元寇に対する異国降伏祈願のため西大寺から播磨一乗寺へ参詣した折の旅日記に、弘安8年（1285）7月25、26日、彼が葦屋重仲・重清の館にとどまり、葦屋荘の住民に菩薩戒を授けたとあるのが注目されよう。

元寇以来、鎌倉幕府を支える武家社会は動揺をきたし、各地で悪党とよばれる武士の活動が始まる。14世紀初めに兵庫の港の関を襲った悪党の中に、打出の有力者の名がみられるのも注意される（第17図）。

「打出」という地名は、街道が海辺に出る所につく地名とされるが、京から内陸を通ってきた山陽道が初めて海岸に出たところが芦屋市の打出であり、交通の要所であった（第19図）。幕府打倒のための元弘の変に失敗した後醍醐天皇が隠岐へ流される途中、元弘2年（1332）3月、打出の松原を通り、一党の中には打出の宿に一泊した者もあると『増鏡』は記している。その年末からは楠木正成らの挙兵が各地で続発し、ついに翌年、鎌倉幕府は滅亡するところとなった。

しかし、後醍醐天皇の建武新政に不満を抱いた武士は、やがて足利尊氏の下に結集して蜂起し、建武3年（1336）1月、京都を攻略した。しかし、新田義貞らに京を追われ兵庫へと敗走、そこで軍勢をたて直して再度、京へと山陽道を進軍した。そして2月10日、京より西進した楠木正成と芦屋の打出で戦いをくりひろげた。

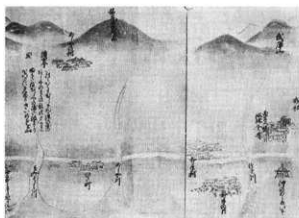
やがて敗北した尊氏は、一旦は九州へ落ち、勢力を回復して再度、東上。湊川の戦いの後、京に入って幕府を開いた。こうして吉野に逃れた後醍醐天皇の朝廷との間で南北朝の歴史が展開されてゆく。東西交通の要地である本市域は、しばしば激しい戦いの舞台となっていたのである。



第17図 「兵庫関悪党乱入文名注進状」
（内閣文庫所蔵）（武藤・有坂・末中・村川編1971から）



第18図 芦屋川からみた鷹尾城（通称城山）の遺景



第19図 「尼崎より明石に至る海浜の絵図」にえがかれた芦屋地方（西宮市 広田神社所蔵）
（武藤・有坂・末中・村川編1971から）

やがて足利方には、尊氏と弟直義との間に親応の擾乱とよぶ内紛が始まった。親応2年(1351)2月17日、打出・越水山・鷺林寺に陣取った直義と、御影の尊氏との間で、打出浜に激戦が展開され、尊氏方は大敗して須磨の松岡城へと逃走した。この合戦場を特定することはできないが、海浜部において14世紀代の日常雑器を出土する遺跡は点々と存在する〔森岡・木南編1996、森岡・竹村編1999・2001、竹村編2002〕。

このような戦乱の中で、各地に土豪・地侍が成長していった。応仁の乱後、室町幕府が動揺している頃、この地方に勢力をはったのは瓦林一族である。16世紀初めこの瓦林政頼は、芦屋川と高座川との合流点の北、鷹尾山の頂上に山城を築いた〔森岡編1980、浅岡1981〕(第18図)。灘地方と西摂平野の接点に位置し、摂津守護細川氏の臣である瓦林政頼の強力な支配をきらって、灘本庄の地侍たちが、この鷹尾城を攻撃したのは永正8年(1511)5月のことであった。この頃、細川家には内紛が起こっていた。政頼の主君、細川高国に敵対する細川澄元方の尚春は、同年6月、深江に陣取って灘の地侍とともに鷹尾城を包囲した。やがて到着した高国方の援軍との間に、

第1表 近世四ヶ村の一つ、芦屋村の新田開発

〔武藤・有坂・末中・村川編1971から〕

検地年次	名 称	面 積		石 高
		町 反 畝 歩	石 合	
青 山 氏 時 代	寛文5 (1665)	古 新 田	7.5.9.23	51.247
	9 (1669)	年々新田内	5.8.04	2.081
	10 (1670)	年々新田内	7.9.11	3.440
		申新田 (屋敷)	1.3.28	1.393
	11 (1671)	年々新田内	4.0.17	1.217
	延宝2 (1674)	新屋地子 (屋敷)*	1.9.06	1.290
		年々新田内	3.3.16	1.006
	6 (1678)	年々新田内	7.14	0.299
		樋口屋新田内	1.8.0.22	6.918
		〃 (屋敷)	6.17	0.657
	天和2 (1682)	樋口屋新田内	3.2.15	1.300
	貞享元 (1684)	樋口屋新田内	5.4.05	1.973
	2 (1685)	樋口屋新田内	8.2.11	2.880
		〃 (屋敷)	1.00	0.100
		年々新田内	9.7.10	2.934
		年々新田合計	3.1.7.02	11.067
	元禄4 (1691)	辰 新 田	7.0.10	1.110
		新屋地子 (屋敷)	2.5.04	1.508
		新屋地子合計	4.4.10	3.428
松 平 氏 時 代	5 (1692)	樋口屋新田内	7.8.27	2.367
		丑 新 田内	1.8.0.14	5.414
	6 (1693)	丑 新 田内	2.6.28	0.808
		樋口屋新田内	1.0.7.14	3.224
		樋口屋新田合計	5.4.3.21	19.414
	13 (1700)	丑 新 田内	1.5.7.09	5.205
		〃 (屋敷)	2.06	0.132
		丑新田合計	3.6.6.26	11.559
	宝永5 (1708)	山 新 田	6.7.13	2.203
	正徳3 (1713)	新 畑 内	3.5.15	1.065
	享保5 (1720)	新 畑 内	2.20	0.080
	11 (1726)	新 畑 内	1.1.14	0.344
		新畑合計	4.9.19	1.484
	19 (1734)	新畑内屋敷二成	9.23	0.586
	20 (1735)	古新田内起返り		0.323
崎 代	元文2 (1737)	山坂新田内	1.3.04	0.394
	4 (1739)	石取跡新田	5.12	0.162
	寛保3 (1743)	山坂新田内	1.24	0.054
		山坂新田合計	1.4.28	0.448
	寛延4 (1751)	新 田 内	1.7.09	0.524*
		〃 (屋敷)	5.12	0.324
	宝暦2 (1752)	〃 (屋敷)	0.06	0.012
	3 (1753)	〃 (屋敷)	1.02	0.064
		新 田合計	2.4.09	0.929*
		新 田 畑 合 計	30.9.6.02	103.729

(注) 明和6年(1769)芦屋村差出明細帳による。*古新田の内かと考えられる。

**5合の誤算がある。

7月26日激しい戦いが開始された。世に芦屋河原の戦いと呼ぶ。その痕跡は城山南麓遺跡などの中世遺構に残っている〔森岡1983・1985〕。

うち続く戦いの中で、この地方の人々は大きな被害を受けたであろう。そのような中でこの土地の農民層の結束は漸次強まり、生活の場として次代には郷村が確立されてゆく。

戦国時代の末、芦屋市域では、東半分に出打、西半分が芦屋、その西部山沿いに三条、その南の海岸平野部に津知といった四つの村々の原型がほぼできあがっていた。このうち出打・芦屋は芦屋庄と称し、一方、津知・三条は西方の森・中野・小路・北畑・田辺・深江・青木とともに本庄九ヶ村と称して行動を共にすることが多く、山論や水論では結束して利益を守ろうとして力いっぱい闘っている〔大国1989〕。

このような状況の山陽道を、織田信長の軍勢が、兵庫の花熊城攻撃のために通過していった。

やがて乱世の天下を統一した豊臣秀吉は、芦屋地方を直轄地とした。しかし、元和元年(1615)大坂夏の陣で豊臣家が亡びると、この地方は徳川家領となり、元和3年には尼崎藩主の戸田氏鉄に与えられた。幕府は築城の名手氏鉄に、大坂城修築を命じた。すでに秀吉の大坂城築城時にも石材が切り出された当地の背山から、このたびも大量の巨石が採石されている。それらの遺跡は、現在「東六甲採石場」と呼ばれ、近年では発掘調査も進み、各大名の石切丁場も特定されつつある〔藤川1980、森岡・和田・白谷編1993、森岡編1998、古川編2002・2003、森岡・坂田編2005〕。この石切場の発見や調査については、今回の調査対象地でもあり、第3章において詳しく取りあげるので、この程度で割愛したい。

戸田氏に替わって、寛永12年(1635)青山氏が、ついで宝永8年(1711)には松平(桜井)氏が尼崎藩主となるが、その間常に当地方は同藩領で経過した〔武藤・有坂・末中・村川編1971〕。

寛文年間(1660年代)に、青山氏の下で尼崎藩初の本格的検地が実施された。それによると、芦屋532,888石、出打674,967石、三条197,490石、津知106,550石と、各村高が計算されており、近世四ヶ村各々の生産規模が知られる。

やがて幕府は明和6年(1769)先進地帯である灘の海岸部を天領として収公した(第1表)。そのため、これ以後、芦屋・出打は天領となり、三条・津知は尼崎藩領として明治維新を迎えている。

このような近世農村地帯を二本の街道が横切っていた。東から進んできた西国街道は、出打で二本に分岐して、一本は斜め北西方に市域を横切り、今のJR芦屋駅の南方で国道2号線に合流し、以後この国道筋に沿って西進する本街道で、松並木があったとされ、ここを大名行列が通ったのである。津知には道ばたに一里塚があり、茶屋の町には茶店があったともいう。もう一本の街道は、出打からほぼ国道43号線沿いに海辺を西進する浜街道である。これらは都市の基盤整備が進む以前はすべてその名残をとどめていたが〔田辺・森岡他1979〕、今は面影がほとんど失われた。

当地方は京・大坂に近く、街道沿いであるため、経済的發展も早く、ことに急流芦屋川の水を利用した水車産業が栄え、菜種油絞り・精米・素麺業が発達した。山手町の北に残る水車谷の地名や「金兵衛車やけ車」の伝説などはその証左である。また、一帯では酒造業も発達していった。一方では江戸時代を通じて農業技術も向上し、新田開発もさかに行われた。出打の岩ヶ平新田・浜新田、芦屋村の樋口屋新田、松浜新田などの開発の結果(第1表)、幕末の記録によると、各村高は、芦屋650,286石、出打945,839石、三条202,03石、津知106,585石と順次増加している。その間、天保12年(1841)の猿久安時による奥山池の開削など、多くの溜池も築かれており、治水事業も活発に進められた。(森岡)

第5節 近代化への歩みと阪神・淡路大震災

幕府領(芦屋・打出)と尼崎藩領(三条・津知)とに二分されて近代を迎えた本市域の四ヶ村は、慶応4年(明治元年)(1868)、前者が兵庫鎮台(改称して兵庫裁判所)の管下に入り、のち兵庫県(一次)に属した。後者は明治2年(1869)の版籍奉還により尼崎藩県となり、同4年の廃藩置県の断行で尼崎県の管下に属した。同年11月、尼崎県は兵庫県(二次)に編入され、ここに四ヶ村が初めて同一行政管下におかれることとなった。現在の芦屋市の原形と住民の結束ができ上がる契機をなしたといえる〔武藤・有坂・末中・村川編1971、田辺・森岡他1979、森岡1988j〕。

明治4年(1871)、区政が新設され、兵庫県(一次)において芦屋・打出二ヶ村は第17区に属し、兵庫県(二次)再編後は四ヶ村が第16区(のち第6区)に所属する経過をたどった。

明治11年、区制は廃され、菟原郡役所の管内となり、同13年7月から実施された連合町村戸長制によって、芦屋・三条・津知の三ヶ村は深江村に戸長役場をおき、打出村は単独で戸長を配した。

明治22年(1889)4月、町村制施行に伴い、従前の四ヶ村は合併、学校名をとって精道村が発足し、村役場が精道小学校内に設けられた。同27年(1894)、兵庫県では郡制施行により武庫・菟原・八部三郡を合し、新たに武庫郡としたが、大正12年(1923)には機能的に消滅するに至っている〔森岡1988j〕。

近代交通に関しては、明治7年(1874)、大阪―神戸間の官設鉄道が開通し、大正2年(1913)には芦屋駅が新設された。また、明治38年(1905)の阪神電鉄敷設に伴い、打出・芦屋駅が、大正9年(1920)

の阪急電鉄神戸線の開通により芦屋川の停留所がそれぞれ開設。さらに大正3年(1914)には、村内里道の改善設備がなされて、昭和2年(1927)に阪神国道(現国道2号線)が開通した。南北僅か2km程度の扇状地地形を中心とする沖積地に東西交通はすこぶる密度を増した。

こうした交通事情の急速な発達を背景に、明治から大正にかけて山手の丘陵地帯を中心に邸宅建設が広がり、昭和初年には宏壮な住宅街が形成され、農地から宅地へと地目が著しく変貌した(第20・21図)。また、生活環境改善事業の一環として、二度にわたって芦屋川の大改修が行われたが、昭和9年(1934)と同13年(1938)の風水害により空前の被害が生じた。芦屋川による被害は、昭和42年(1967)の長雨によっても生じている。

村勢の発展を戸口の増加によって概観すると、精道村誕生当時の明治22年(1889)には597戸、3,028人であったが、昭和2年(1927)には4,305戸、20,779人と急激に上昇している〔武藤・有坂・末中・村川編1971、田辺・森岡他1979〕。



第20図 芦屋遊園に行く人力車(大正時代)



第21図 旧芦屋浜の風景(昭和初期)

大正時代以前の主要産業はやはり農業であったが、明治時代中期には芦屋川の余水を利用した水車による粉挽業がみられ、素麺製造などが家内工業的に営まれた。本村の乏しい産業の中で特筆すべきは牧畜乳業であり、他に酒造業・水産業も僅かながみられた。かつて川西町にあった東洋牧場を知る人は今はきわめて少ない。

冒頭でもふれたが、昭和15年(1940)11月10日、市制施行、全国で第173番目の市となった。村から市へ町を飛び越えて一躍移行したことは注目すべきことであり、当時僅か字部・岡谷二市の前例をみるにすぎない。市制がひかれた時の人口は41,925人、戸数8,147戸であった。また、同19年には旧村時代の四大字と200余の小字名が町名に変更され、新たに43町が成立、新番地は各町ごとに東北隅を1番とし、順次西南隅を終番とする形で付された。

第二次世界大戦の空襲によって本市も四回被災し、総戸数の約4割の家屋が焼失した。戦後はその再建復興に全力を傾注し、駐留軍の家屋接収、旧制度の改廃の下、戦災都市指定による復興土地区画整理事業を推進、隣接諸地域との合併構想を基礎に、昭和26年(1951)2月には「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、独自の都市づくりを目指して邁進するに至った。昭和35年(1960)には芦屋川畔に新市庁舎が竣工。同37年(1962)5月施行の「住居表示に関する法律」に基づいて、本市も街区符号と住居番号とによって表示する方法を採用、同43年(1968)5月より順次実施されている。

土地区画整理事業は、昭和30年代後半に北部が、同40年代前半には中部が着手され、その後、南の春日地区が進められ、西国街道もその過程において大半が消滅した〔田辺・森阿他1979〕。また、昭和42年(1967)以来、芦屋背山グリーンベルトの計画も進んでおり、平成13年(2001)8月以降は六甲グリーンベルト整備事業が具体化し、芦屋川以西では、会下山遺跡など埋蔵文化財の保護を考慮しつつ計画通り実施された。

また、戦後は文教施策に力が注がれ、学校建設の進展により、県立高校1を筆頭に市立の小学校6、中学校2、高等学校1が整えられ、私立学校も数多くの設立をみ、さらに市立・市営の病院・霊園・奥山貯水池なども完成した。また、国際交流の一環として、昭和36年(1961)にはアメリカ合衆国のモンテベロ市と姉妹都市提携を締結し、以後、都市の親善交流は続いている。

以後「芦屋市民憲章」の制定や、「緑ゆたかなまちづくり条例」の制定、高度地区指定などは、本市の性格を特色づけるものといえよう。昭和45年(1970)には「芦屋市同和対策審議会答申」があり、教育行政を通じてその推進をはかるとともに、具体的な同和対策事業への取り組みも行われた。また、市民生活の向上をめざした福祉事業への努力が今日も続けられている。

流入による人口も激増し、昭和28年(1953)には5万を超え、昭和45年(1970)段階には約7万に達して、県下第9位を占めている。さらに、昭和57年(1982)には、芦屋シーサイドタウンと称する人口約2万人の新しい海浜街が完成した。また、海浜部を中心に文化施設ゾーンの整備もなされていった。県立高等学校ももう1校開設された(兵庫県立芦屋南高等学校)。

しかし、海浜埋立事業・交通公害・自然破壊など、本市は市民の生活環境を守るため、解決されねば



第22図 阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況
(平成7年1月17日撮影・アジア航測株式会社提供)

ならぬ問題も数多く抱えており、平成7年(1995)に発生した阪神・淡路大震災(第22図)を受けての復興計画の推進も市財政の急落とともに大きな課題として残っている。その主要なものは、フェニックス計画として工事施工が急ピッチで進められている街路事業山手幹線の開設工事で、平成8年(1996)より始められたが、市内については、平成22年度全線開通を目途に進行しつつある。今年度から来年度にかけては、最も離隔とされる芦屋川トンネルの工事に着手しており、芦屋川を半分ずつ掘き止めての特種なトンネル工法により進められている。

平成15年度からは、芦屋市は新たに「庭園都市宣言」を発し、緑と花の豊かな街づくりを目指している。本市の歴史と文化の豊饒さを物的資料に基づいて証す文化財保護の役割は、現今の社会情勢下、未来への展望を開き、市民の心に潤いを与える上にもますます必要性が高まっている。(森岡)

第3章 徳川氏による大坂城の再築と東六甲採石場

第1節 徳川大坂城と近世初期の芦屋～尼崎周辺

天下の巨城、大坂城をめぐる歴史は長く、中世後半期の15世紀末に遡る。応仁の大乱を経て30年の歳月が加わった明応5年(1496)、有名な本願寺第八世法主蓮如上人が摂津国東成郡生玉の庄内大坂(小坂もしくは尾坂ともいった)の要害の地に石山別院を設けた。浄土真宗の本拠地はその頃、山科本願寺に所在したが、天文元年(1532)、法華宗徒多勢による一揆と近江守護である六角定頼の進軍によって焼討ちの憂き目に会い、あえなく攻略された。翌天文2年(1533)、蓮如上人は、この石山別院を本願寺本山としての位置づけを行う一方、方八町規模に及ぶ巨大な寺内町を形成した。

元亀元年(1570)、織田信長は宿敵であった石山本願寺の攻撃を開始し、10年余の歳月にわたる石山合戦を経て天正8年(1580)、蓮如上人並びにその長子教如上人のたてこもる石山城をついに屈服させた。天正10年(1582)6月の本能寺の変後、にわかに台頭した羽柴秀吉は、天正11年(1583)に入って、賤ヶ岳の合戦後、5月に石山本願寺ゆかりの場所である大坂の地を直轄領として築城を開始した。文献史料では、『公卿補任』の天正11年(1583)5月21日の箇所に「左近衛少将羽柴秀吉、為参議従四位下、修築大坂城」とみえ、石材の採取及び運搬に関する条規を配下諸大名に下ろしている。現地におけるその采配は浅野長政・増田長盛が行い、天正11年(1583)8月29日付で秀吉から本庄・蓮屋郷・山路庄に与えた禁制には、石持人足の不法行為を厳しく禁止した掟が定められている。大坂に築かれた大城郭は、5層の大手守が聳える本丸を中心に、山里曲輪・二の丸・三の丸、さらにそれを取り囲む惣構えをなしたものであり、城地自体は後述する徳川大坂城よりかなり広いものであった。

天正14年(1586)、秀吉は太政大臣となり、「豊臣」の姓を下賜され、近世の捕鯊を告げる豊臣政權は、この大坂城を拠点として成立した。しかし、慶長3年(1598)8月には、豊臣秀吉が63歳で病死し、慶長5年(1600)の天下を分かつ関ヶ原の合戦を経て、慶長19年(1614)10月の大坂冬の陣、翌慶長20年(1615)4月の大坂夏の陣により豊臣氏は全国統一後、滅亡の一途をたどり、きわめて短命な政權で終焉を迎えた。

慶長20年(1615)5月8日の大坂城落城に伴い、徳川幕府第二代将軍の徳川秀忠は、大坂城主10万石に伊勢亀山5万石の城主松平忠明をあてて大坂復興の重任を託し、忠明大和郡山転封後の元和5年(1619)8月以降は、大坂城代として内藤信正が赴任して、以後は徳川幕府の直轄領となった。この時点で、摂津や河内、城下一帯を押さえる政策は前進をみたわけである(『駿府記』や『候家編年録』)。その後、秀忠は藤堂高虎に命じて、縄張りを根本から改め、濠や石垣、櫓形の構造を変える普請総指図役に任じた。

以上の経緯を経て、元和6年(1620)1月18日、伊勢一越中以西西国30余国の外様大名に対し、大坂城の修築の命が発せられ、以後、寛永6年(1629)に至るまで、合計3回、10年に及ぶ修築工事が始まったのである。3回の工役の主だった内容については、すでに多くの書物で紹介されているので、工期・着工場所や関わった大名・人々などの一覧を掲げるとともに(第3表、第24図)、簡便な工事進捗図を掲げるととどめたい(第27図)。

こうして始まった徳川幕藩体制下の大坂城修築事業は、10年前後の歳月を費やし、幕府直轄の他、西

国35ヶ国64家の諸大名の人がかりな動員により完成をみた。幕府権力の基盤の一つである西国大名支配は、大阪を拠点として実修される意志の帰結でもあり、政治・経済の中核として機能するとともに番城としての役割を十分発揮し得る大阪の地は、土地条件、交通条件ともに最適であった。また、その背景には親藩・譜代の大名再配属が大きく作用し、和歌山の徳川氏、岸和田の松平氏、尼崎の戸田氏、高槻の松平氏のにらみからみて、きわめて実利的であり、軍事性高いものであったといえる。

上記のように、現存大阪城は豊臣氏築城後、徳川幕府による大幅な修築が加わったわけだが、その実態は新城の再築城といつてよく、特に土台となった石垣については、豊臣期の石垣を埋没させ、完璧な再建がなされた。約言すれば、それは石垣用材の巨大化、規格化と同時にすこぶる高層性の追求がなされたものと評価できる。そのことは、大阪城の総合学術調査により明確なものとなった。この調査は、昭和33年(1958)～34年(1959)の西外濠の水涸れを契機として始められた石垣の悉皆調査と地盤調査から成り、歴史を塗り変える多大な成果を収めたが、貴重な記録にもかかわらず正式の学術報告書は未だ刊行されていない(第23図)。

現存大阪城の石垣は、水面下約50万個、水面上約50万個の石材から成ると推定されており、その長さには外濠6,100m、中仕切1,400m、天守周辺800m、内濠2,900m、総延長11,200mとの算出値がある。石垣敷数については、外濠99壁、中仕切78壁、天守周辺54壁、内濠52壁、総数283壁を数える屈折がみられる〔有板・村川1971〕。昭和36年(1961)の村川行弘氏らを中心とする調査団の石垣刻印の調査は、西

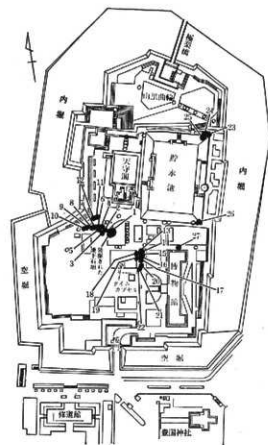
第2表 大阪城本丸地下に眠る豊臣時代本丸石垣遺構一覧
—発掘及びボーリング調査により確認されたもの—

〔渡辺1981から〕

(昭和55年3月現在)

ボーリング 地点	実施 年月	石垣の深さ と規模 (m)	備考	ボーリング 地点	実施 年月	石垣の深さ と規模 (m)	備考
1	昭和5年 34.12	7.30以下	発掘	15	昭和5年 49.12	9.00以下	
2	41.3	7.80 ～9.00		16	*	10.30以下	
3	49.3	8.90 ～9.85		17	*	11.90 ～15.4	
4	*	(8.30 ～8.50)	転石か	18	51.3	8.50以下	
5	41.3	8.70 ～10.20		19	*	11.40 ～13.40	
6	49.3	8.50 ～9.90		20	52.1	6.35 ～8.15	
7	*	11.90 ～13.30		21	*	7.50 ～9.30	
8	*	13.30 ～14.30		22	*	7.60 ～10.10	
9	*	13.10 ～14.30		23	54.3	7.97 ～11.10	
10	*	14.50以下		24	*	4.50 ～6.35	
11	41.3	6.60以下		25	*	5.80 ～10.05	
12	49.3	6.20 ～8.60		26	*	(8.80 ～14.50)	転石か
13	52.1	7.20 ～9.80		27	*	9.30以下	
14	*	6.90 ～8.40					

(注)「石垣の深さ」は現地表面からの深さを示す。
表中()をつけたものは、石垣遺構とみてよい問題を残すもの。
ボーリング地点は、第23図と一致する。



第23図 大阪城本丸平面図

(ボーリング実施地点とデータ一覧、『大阪城天守閣所蔵名品展 秀吉と大阪城 図録』、渡辺1981から)

第3表 徳川大坂城修築工役・普請丁場・担当役付大名など一覧表〔森岡編1998から、一部改変〕

大坂城修築工役	工 期	着手場所	普請総指図役	普請奉行	参加大名
第1回工役	元和6年(1620)	二の丸西・北・東	藤 堂 高 虎	戸 田 氏 鉄	31か国 48家
	1 月	三の丸 北の外曲輪			
	元和8年(1622)	本丸天守台			
	6 月			村 田 権右衛門 日下部 宗 好 渡 辺 勝 花 房 正 成 長谷川 守 知	
第2回工役	寛永元年(1624)	本丸 山里丸	藤 堂 高 虎 (計 画) 戸 田 氏 鉄 (総奉行) 安 藤 重 長 青 山 幸 成 (検 分)	加々爪 忠 澄 日下部 宗 好 堀 直 之	32か国 57家
	1 月				
	寛永2年(1625)	本丸石垣の修築			
	2 月	完了			
第3回工役	寛永5年(1628)	二の丸南	戸 田 氏 鉄	加々爪 忠 澄 堀 直 之	32か国 54家
	寛永6年(1629)	外濠			

外濠・北外濠・南外濠・東外濠・京橋口・中仕切・天守閣周辺・山里曲輪・内濠が対象となって、地上露出部分の石垣全部について詳しく行われており、そのものが徳川期の再築を示唆するものといえる。

石垣に打たれた刻印は、当時の報告で基本型式200種前後、細別1247種検出されたとされ、とりわけ外濠に集中している点が注意される。西外濠などにあっては、地名の「あしや」と彫られたひら仮名文字による刻印石が100個以上確認されて興味深い事実であるが、この「あしや」が兵庫の「芦屋」そのものを指すかどうかについては大いに疑問が残る、六甲山系の採石場での検出例が皆無であることもあわせ、未だに今後の課題として残されている。これを含めて、刻印種別に対するさまざまな用途や意味については多くの解釈と見解がみられ〔藤井1982〕、本書第5章でも問題とする。地上の現存石垣に関するかぎり、自然石野面積みの豊臣期のものは皆無であり、徳川幕府修築の石垣がそのまま生かされて今日みる城郭景観に至ったものであることが判明した(第2表)。

秀吉時代の石垣は、現天守閣の南側において地下約10mの深さに野面積みの石垣列が確認されており〔岡本1970・1983〕、安土桃山時代の瓦片や焼土を伴っている。また、その後の大阪市文化財協会による発掘調査においても、豊臣大坂城の石垣遺構や大名屋敷跡などが検出されている。所によっては、盛土を10m程も施した部分があり、また一方では2～3mにとどまる浅さで野面積みが露呈した箇所も存在する。こうして完成をみた徳川大坂城は、西国や北陸の諸大名の経済力を大幅に弱体化させ、まさに新築に近い工法と工期により新築なったものとしてよい。しかし、城郭史の側面からうかがえば、真相はそれだけではなかったようである。岡本良一が古くに指摘しているように、石垣普請における高度な専門性が西国一円の大名の傘下に敷衍していたことは考えられてよく、その一端が『明良洪範』に



第25図 空からながめた大阪城【『日本城郭大系』第12巻 新人物往来社 1981から】



第26図 大阪城天守閣の雄姿 西南より大手門・天守（復興）をのぞむ
【『日本城郭大系』第12巻 新人物往来社 1981から】

量が大きいかわれてのことであった。冬・夏の大坂の陣後、元和3年（1617）に尼崎藩主についた戸田氏鉄は、摂津尼崎城を築いて大坂を近くから防備する西国支配の一拠点とした（第30・33図）。

大阪湾に面し、平野の多い尼崎の地は、大坂の西に隣接する交通の要衝であり、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いまでは、豊臣氏の直轄地でもあった。豊臣秀頼が摂河泉65万石の一大名に凋落した後は、徳川氏が堺や大津・奈良とともに尼崎の支配を豊臣氏から受け継ぐ形となり、伏見を拠点とする畿内進出が実現しつつあったが、豊臣政権下に尼崎郡代役を勤めた建部寿徳は、徳川氏から旧領の支配をそのまま承認され、慶長12年（1607）まで直轄地を領有する地方官的役割をうまく継承した。その郡代任務

は建部政長が元和元年(1615)まで守り、きわめて良好な西国往還上の地理的位置を評価され、大阪湾南岸の堺と並んでその要地として重要度はますます高まっていた。

そして、慶長19年(1614)に起こった大坂冬の陣の備えとして、江戸幕府は大坂包囲と経済封鎖に努め、大坂方面への船止め、大坂方にわたる兵糧米なども建部政長が阻止している。こうした状況は翌年の大坂夏の陣段階でも再開され、九州や四国の諸大名に米積みの廻船すべての尼崎入港を命じ、水軍の集結先になるとともに、西方勢力の監視的機能も果たしたのであり、その延長線上に特待の戸田氏鉄による尼崎支配が位置づけられよう〔森岡2005b・c〕。

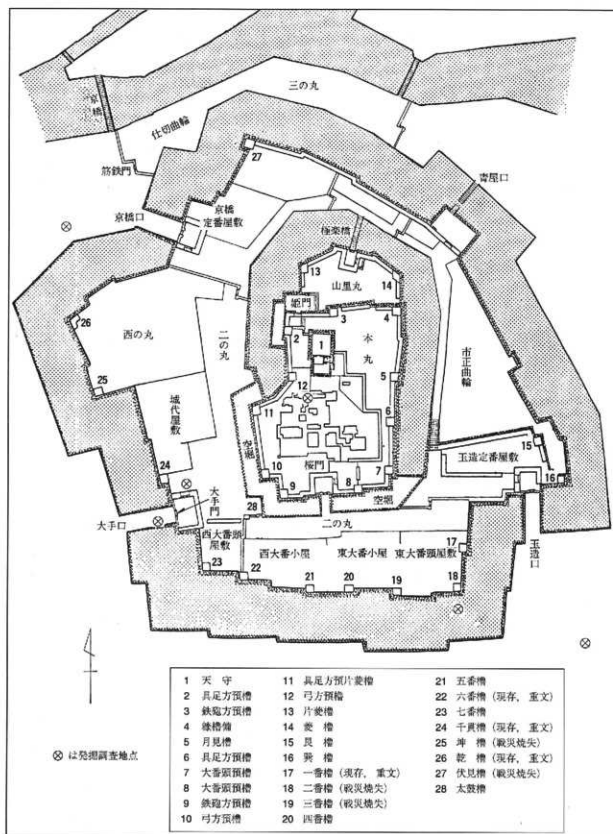
氏鉄の父、一西は、関ヶ原の合戦の戦後処理が慶長7年(1602)まで続く中、徳川譜代家臣団が70人近くの多きにのぼる大名の一人に取り立てられることになり、氏鉄の代に至って摂津・尼崎への配置が行われたのである。その結果、元和3年(1617)、建部氏は播磨国林田へ移封され、池田氏も同国鶴へと転出、その後氏鉄が近江の膳所から尼崎入部を命じられた。直轄・旗本領と譜代大名によって現行の尼崎市域は占められるわけであるが、成立時の尼崎藩は市域全体の村高の約60%を領有する実態であったという〔八木1968〕。

ところで周知のとおり、戸田氏は徳川氏の前身三河国の岡崎を拠点とした松平氏と深い関係を保ち、その松平家系は享禄2年(1529)の昔、氏鉄の曾祖父氏輝時代に遡る(第31図)。当初の居城は三河国渥美郡の田原城であり、その領地は八名・宝飯2郡を越えて知多半島の一部にも及ぶものであった。戸田氏は三河国衆中最初期に徳川氏傘下に入った点で特筆すべき三河譜代であり、政光系戸田氏のような嫡系ではないが、庶家に属していた。戸田左門一西は徳川氏に従軍して長篠の合戦をともにし、家康の関東入部に際しては、天正18年(1590)、武蔵国高麗郡鯨井郷(現埼玉県川越市)の10ヶ村5千石を与えられている。関ヶ原の合戦では東軍秀忠一行と東山道を行軍し、一方氏鉄は東海道を家康について進軍した実績をもつ。東軍徳川譜代家臣団の大名新規取立てにより、戸田氏は慶長6年(1601)2月、近江において2万5千石の加封となり、武蔵5千石の温存に加えて3万石の大名として大津城に転封された。ただし、直後に大津市膳所が崎の方に築城の命を受け、戸田一西は慶長7年(1602)その城主となった。この城は京の東の守りとして位置的にも重視され、戸田氏の在城は16年に及び、かかる期間の長さからその一族に対する徳川氏の信頼の絶大なる度合が知られよう。

こうした経緯をたどって、東三河の雄族系譜の戸田氏鉄は、尼崎城・大坂城以外に近江国膳所が崎城なども築いた築城の巧者として活躍し、建部氏、池田氏の尼崎領有を後継して、畿内先進地の摂津四郡のうちにおいて尼崎藩5万石の譜代最初の藩主となった。

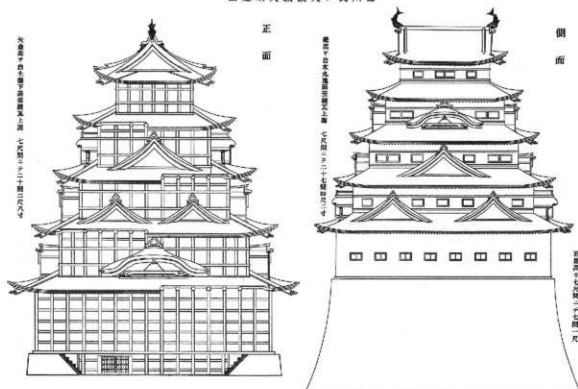
尼崎の地に氏鉄が新築した城は、入部後の幕府の命によるものであったが、大坂の陣の段階で建部政長・池田重利らが守備した旧尼崎城が既存しており、本丸・二の丸はあるものの天守閣のない四方五十間ばかりの小規模なものにすぎなかった。元和2年(1616)に淀城修築を開始し、これに引き続いて元和3年、尼崎城の新築、同年中に高槻城の修築、翌年の元和4年には明石城の新築建設へと計画を進めており、江戸幕府の畿内防備体制の一貫として支城とはいえ尼崎城の役割は重要視されたのである。

尼崎城の築城工事は元和4年(1618)より開始され、旧城の10数倍とも言われる規模の天守閣を東北隅にもつ平城が完成した(加藤省吾蔵尼崎城絵図)。戸田氏による尼崎藩経営は1617～35年の10数年にわたるが、侍屋敷の屋敷割りも随時進められ、寺町も形成され、街路改修や新街路開設など城下町全般の整備や中国街道筋の変更なども行われた(第33図)。そして土地支配はいわゆる地方知行制を温存させており〔中西忠敬文書尼崎藩戸田氏鉄地方知行状、元和5年(1619)〕、少なくとも寛永期にまで残っ



第27図 徳川時代大坂城縄張り図〔渡辺1981から、一部改変〕

圖 徳主天誠親大ノ氏川徳



第28図 徳川時代再築大坂城の天守閣（左正面図、右側面図）「矢倉高サ自土臺下端至椽瓦上端 七尺間ニテ二十間二尺八寸」「惣高サ自本丸地面至椽瓦上端 七尺間ニテ二十七間四尺二寸」「石垣高サ七尺間ニテ七間一尺」の記載がある（小野清『大坂城誌 全』名著出版 1973所収<1899年刊行版の複製>）

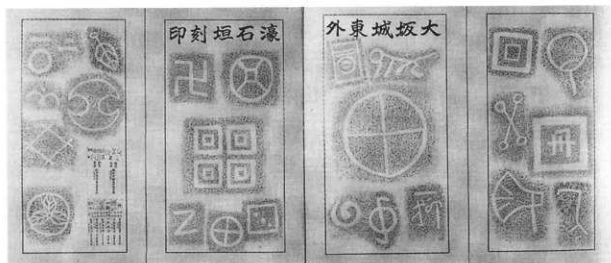
ていた制度と近世史家は説く（八木1968・1985）。

氏鉄は天正4年（1576）～承応4年（1655）が生没年で、治世の手腕にたけた人物とされる（第30・31図）。城下の整備のみならず、川の開削や海岸防潮など治水工事にも数多くの実績をあげている。左門殿川（神崎川の分流）の開削工事はその典型であり、築堤や改修の普請に技術力を注いでいた。大垣藩御徒上衆の一人、清水五左衛門の事蹟〔伊藤1934〕もその手腕の陰の力として注目されてよい。氏鉄は学問的にも儒学を学び、林羅山やその門下、京都の菅得庵を招いて老荘思想にも通じていた。明暦2年（1656）に原型が完成した転封後の大垣藩制定の「定帳」（第32図）の体系的本格的法典の内容から察すれば、尼崎時代約20年の藩政の行財政、貢租、その他の支配・収奪形態の整備のゆきとどいた政治の実態が類推でき、その統治下において徳川大坂城の東六甲採石場もその場が確保され、支配領域下の10年間にわたる石切丁場の経営が円滑に行われたと言えるだろう。

戸田氏鉄による対農民政策の基本理念や方針は『大垣藩地方雜記』に収められている「条々」（郷中諸法度）二三カ条や別項規定として補足した「走り百姓法度」（走候百姓御法度之覚）五ヶ条、「訴人褒美規程」（訴人仕候者に御褒美の覚）七ヶ条の布達によって詳細が知られ、転封後の大垣領時代に踏襲された尼崎時代の考え方や法令基盤を類推することができる（八木1968）。寛永13年（1636）の『郷中諸法度』二三カ条の内容をみて痛感することは、八木も強調する「領内の農業労働力を確保する政策」の貫徹性であり、出国の禁止、人身売買の禁止がうたわれ、代官、給人でさえ、許可手形なしに人馬を徴発することを禁じている。私的な農民労働力の使用を厳しく制限するものであり、『訴人褒美規程』では、山林・竹木の伐採など山いじりも密告奨励により厳重に規制されているのである。

第4表 大坂城関係年表(15~17世紀)〔渡辺1981から、一部改変〕

西暦	年号	事項
一四九六 一四九八 一五三二 一五七〇 一五八〇 一五八二 一五八三	明応 明応 天文 天文 天正 天正 天正	蓮如上人、石山(現大坂城附近)に坊舎を営む 蓮如上人の消息文にはじめて「大坂」の名が見える。 証如上人、本願寺を山科より石山に移す。 織田信長、石山本願寺を田山山合戦が始まる。 信長、本願寺和議、本願寺大坂退去。堂塔市街焼尽す。 本願寺の要あり信長長死す(六月一日)。 清洲會議により池田勝入招降を領有す(六月二十七日)。 磯ヶ岳合戦、柴田勝家自殺す(四月十四日)。 池田勝入を美濃に移し、秀吉摂津(大坂)を鎮有す(五月)。 秀吉、信長の一國忌法要を京都で行なう。(六月一日)。 この直後、秀吉大坂へ赴き、築城の計画を立てる。 淺野長吉、近江諸職人に請役を免除し、大坂城普請を命ず(八月五日・七日)。 秀吉、諸大名に石材採集と運搬の衆規を示す(八月二十八日)。 「自今日、大坂普請之由申儀」(九月一日)(兼見脚記)。 秀吉の手紙に大坂城が「早くでき候」とある(十一月五日)。 「本丸の基礎工事、天守の築造等を指すと考えられる」。 山本の運搬開始(二月三日)・蓮田宗及茶湯日記。 秀吉新造大坂城に移る(八月八日)(貝塚御座日記)。 本願寺の使者天守を見学(四月二十六日)(関右)。 秀吉一輪天安に御・御・持等々を調達す(二月二十三日)(史料綜覧)。 秀吉、石材の採集運搬の衆規を加藤左馬助に示す(二月二十三日)。 緊要諸建造の調打を始める(二月二十三日)。 イエス会宣教師一行大坂城に秀吉を訪ねる(三月十六日)。 大友宗麟、大坂城に秀吉を訪ねる(四月五日)。 秀吉、京都府大寺大仏殿建立の資材を諸國に求める(四月十二日)。 「大坂普請」伊賀衆各河州に出る(二月二十六日)(多聞院日記)。 「世上花盛也、大坂普請モウウ」(商賈云々)(三月晦日)(関右)。 大坂城機械普請始まる(納井日記)。 外郭普請に日数万人(八月)・日本西教史(三の丸築造と考えらる)。 秀吉死す(八月十八日)。 関ヶ原合戦の敗北により豊臣秀頼大坂城主(大名)の地位に降さる。 江戸城普請(三月一六月)・大坂城誌。 大坂冬の陣。その和睦の条件により徳川方、城壁を破却し堀を埋め
一六〇六 一六〇八 一六〇九 一六〇九 一六〇九 一六〇九 一六〇九	慶長 慶長 慶長 慶長 慶長 慶長 慶長	大坂夏の陣。大坂城焼失する(五月七日)。 秀頼定殿自殺(五月八日)。 松平忠明大坂城主となる(六月)。 (六月)十三日、豊より先、幕府、大坂城を修築し鍋島勝茂等をして工を助けしむ。翌日、勝茂、家督多安頼等にも大坂普請の覺書を出す(大日本史料第十一編五十五)。 二条城普請、大坂城誌。伏見城を展築く(七月)。 幕府、大坂城を展築し、城域を廣く(七月)。 將軍秀忠伏見城を出て大坂城に赴き滞留(九月七日一八日)(徳川實紀台院卷五十一)。 幕府、黒田長政・山内忠義・中川久盛・松浦隆信・伊東祐摩・大村純輝等に「兼年三月朔日より、大坂御城石垣之御普請」を命ず(大日本史料第十一編五十三)。 大坂城修築の事を西・北國諸大名に譯せらる(二月十八日)(徳川實紀台院卷五十一)。 幕府、西北諸侯に譯し伏見城壁を毀ち石を大坂に運送せしむ(四月四日)(大坂城年史四)。 (七月)十七日、大坂城の修築、藤堂和興守高虎があつかる所は、先月廿一日頃成功に及ぶ由注進す(徳川實紀台院卷五十一)。 小堀政一、外郭並諸構建造の奉行をつとめ翌年の冬に至り成功すといふ(七月十七日)(関右)。 「是月、大坂城外郭石垣多門過半成功して本丸二丸の石垣を築く」(六月)(徳川實紀台院卷五十六)。 本丸及び山内丸(二月十五日)(普請奉行戸田氏録、加々爪忠澄、日下源好)。 この頃池田忠雄四ノ八間の巨石を御前より運送す(松門大石)。 天守竣工、本丸普請成る。 二ノ丸南面の築造ならびに元和六年修築の大手、玉造の斜形・横合の築き直しはじまる(二月)。 玉造内定番屋敷東手を築直し、大坂築城完成。 普慶口火薬庫に落雷し、倉庫焼損を破損(六月)。 落雷による被焼箇所を修復す(七月)。 大雨により被焼箇所十間回復(八月)。 前年の災害に關し石造の火薬庫を新設。 落雷により天守御金庫(二月三日)(以後再建なく昭和に至る)。



第29図 大阪城東外濠石垣発見刻印拓本屏風（大阪城天守閣所蔵、武内勇吉氏寄贈）〔大阪城天守閣2002から〕

第30図 尼崎藩主戸田氏鉄肖像
（大垣市 林岡教所蔵）
〔岡本・渡辺・八木編1968から〕

寛永以降の幕府施策の動態で特徴的なことは、在地農民の夫役労働力が大名に賦課された軍役から次第に新田開発事業や治水などの土木工事に移行したことであろう。こうした社会背景の下、採石労働へ徴発された労働農民の位置づけが考慮されるべきと考える。野面積み段階の豊臣期大坂城の築城体制は軍役の性格がまだまだ強く、武士団が築石を引く作業に多勢従事したと考えられている〔大国2003〕。安土城築城の延長線上で行われた軍役築城であり〔大国1987b〕、手ごろな自然石対象のため、技術より力役の投入とその強権発動の主体たる武士層の稼働が目されるのである。大国正美氏も指摘する石場の未固定、運搬行為による所有権発生、それと不可分な野陣による臨時的、遊動的な石場経営は、徳川大坂城段階の石切場と比較して、対象・方法・動員主体・動員力、搬出手順のすべてにわたって違いがあったと言わねばならない。換言すれば、その発達の過程は、石場の固定、つまり藩ないしはそれに近い集団の丁場の占有であり、後に詳しく取り上げるが、池田光政筆頭家老の「伊木三十郎」刻印のみられる石場の存在〔古川1992〕や藤井重夫氏が関心を寄せた刻印傍示石（「加藤肥後守〔忠広〕石場 これより川南 ひかし」）〔藤井1991〕など、テリトリーの監視と公示、労働拠点としての付属施設や飯場、工房などアトリエ的なありかたを考慮するならば、在番を恒常化する数多くの「小屋掛け」はあったとみなすべきだろう〔大国2003〕。しかし、武士層の比重が現地作業でなお高い印象を受ける大国説

第31図 戸田氏家系図と氏鉄
〔八木1968から、一部改変、加筆〕

より、実態としては、在地農民層と石切技術者の混成、主導によって藩名を建前とした委託的な採石活動が展開されたと考えている点を強調しておきたい〔森岡2005c、森岡・坂田編2005〕。

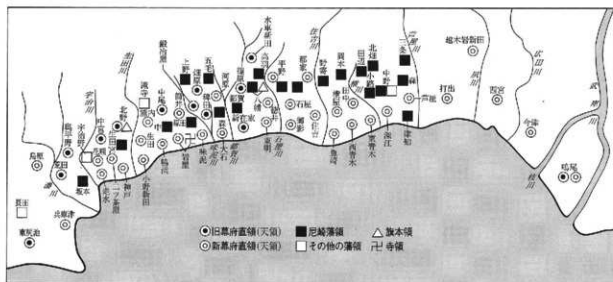
尼崎藩の領村は戸田氏に続く、青山氏の時代を含め、摂津西部域の海浜部を中心に展開している(第34図)。近世天保郷帳などによる川辺・武庫・菟原・八部の四郡が該当し、東六甲の石切丁場と距離的にも直接関連しやすい位置に所在する村をアトランダムにあげれば、武庫郡の広田・越水・越木岩新田・西宮、菟原郡の打出・芦屋・津知・三条・森・中野・北畑・田辺・小路・岡本・深江・東青木・西青木・野寄・郡家・田中・住吉・横屋・魚崎・平野・高羽・八幡・都賀・石屋・徳井・篠原・玉毛・畑原・河原等々の関与が検討の注意にはなる。領村の支配形態はまさに所領配置に分散性のみられない領国大名的な性格を有していたのである(第35図、第5表)。東六甲に展開した石切場とこれらの村々を江戸時代初期段階において結合可能な地方文書など文献史料の手懸かりは現在のところ寡聞にして知らない。しかし、石切丁場で夥しい人足などの労働力の現地調達や



第32図 戸田氏鉄の治政を示す大垣藩定帳
(大垣市立図書館所蔵)
〔岡本・渡辺・八木編1968から〕



第33図 明治6年(1873)の取壊し直前の尼崎城の雄姿
〔岡本・渡辺・八木編1968から〕



第34図 明和6年(1769)、天領収公後の灘地方支配関係図
〔岡本・渡辺・八木編1968から、八木1968を記号、表記など大幅に改変〕

第5表 近世尼崎藩の領村名と村石高〔岡本・波辺・八木編1968から、一部表記改変〕

郡村名	村高	郡村名	村高	郡村名	村高
(川辺郡)	石合	東新田	285.891	徳井	191.059
額田のうち	34.500	西新田	447.463	篠原のうち	20.100
神崎	329.634	川西	255.506	五毛	71.140
	3.064		57.167	畑原	155.966
	28.666	伊子志	143.212	河原	307.765
次屋	615.450	蔵人	452.360	森	100.190
西川	204.615	神尾のうち	67.780	大石	180.670
浜	471.270	段上	95.300	味噌泥	132.200
今福	205.720	大市	819.537	上野	234.000
杭瀬	861.000	高木	774.213	鍛冶屋	88.530
梶ガ島	120.000	瓦林〔上瓦林〕	764.004	原田	180.100
下坂部	521.655	〔下瓦林〕		岩屋のうち	219.522
潮江のうち	300.063	広田	380.472	滝寺	55.776
長洲〔中長洲〕	1,486.984	越水	380.275	中尾	223.580
〔西長洲〕		中	862.302	熊内	643.450
長洲〔東長洲〕	1,052.826	芝	262.202	中	227.400
〔大物〕		津門	1,037.825	生田	370.000
東難波	1,026.823	今津のうち	233.200	小計	9,208.091
西難波	833.800	西宮	2,093.200	(八郎郡)	石合
尼崎	600.000	小曾根	134.750	北野のうち	188.670
	68.120	小松	603.448	生田宮	40.030
別所	553.010	小計	13,319.896	神戸	424.410
塚口	1,141.655	(菟原郡)	石合	二ツ茶屋	67.623
	136.172	打出	548.170	走水	33.416
東富松	1,372.445	芦屋	492.950	中宮	35.000
尾浜	566.030	津知	106.550	宇治野	172.000
生島〔上之島・栗山・大西・三反田〕	1,813.400	三	193.830	平野のうち	235.270
		森	313.800	坂本	291.814
水堂のうち	686.665	中野のうち	78.000	荒田のうち	324.830
荒牧・萩野・溝池	1,782.050	北畑	307.150	長田	808.120
山田	426.734	田辺	91.430	東尻池	624.770
南野のうち	593.933	小路	167.920	西尻池のうち	227.860
見佐	8.620	岡本	297.800	駒ガ林のうち	398.103
小計	17,844.904	深江	470.000	板宿	484.070
(武庫郡)	石合	東青木	135.000	大手	304.636
西富松	191.710	西青木	186.290	東須磨	891.160
西毘陽	276.820	野寄	132.510	西須磨	436.827
常松	130.503	郡家のうち	326.598	兵庫川東	466.513
常吉のうち	80.152	田中	118.170	兵庫川西	2,137.287
時友	268.920	住吉	493.632	兵庫	1,012.500
武庫庄	222.070	横屋	334.770		22.500
生津	267.580	魚崎	29.850	小計	9,627.409
東武庫	185.187	平野のうち	100.900	(史料記載)	(9,627.109)
今北	451.645	高羽	290.400	計	50,000.300
浜田	533.200	八幡のうち	161.623		(50,000.000)
東大島	305.482	都賀	230.200		
西大島	256.520	石屋	199.100		



第35図 尼崎藩領界石
原位置より移転
(旧芦屋市立図書館蔵)

多数の運搬路の利用が想定されることを念頭におけば、在地領民にとっては余分な労務にしかない採石活動との関係は究明すべき主要課題の一つと言えよう。

幕藩体制下、江戸幕府は従えた諸大名に軍役を課したが、地域の末端では領内村の農民に陣夫役を賦課する加重となり、労働地代としての夫役を負担する農民が村単位に役家や役人の形で身分設定されていく経緯がある〔八木1968〕。いわゆる役家体制と称すべきものであり、かような制度の傘下に石切丁場への労働提供なども重く加わったと察せられ、農民夫役を増大は領民に想像以上の疲弊をもたらしたことだろう。(森岡)

第2節 東六甲の石切場と岩ヶ平刻印群

現存する大阪城の石垣は、前述した通り、徳川期の再築に際し、新しい切石の技術で石積みがなされたものであり、莫大な石材の集積により成り立ったものである。その石材は香川県小豆島や塩飽諸島、岡山県牛窓町前島など瀬戸内海地域の島嶼部、近傍の表六甲、生駒山西麓などの採石場から花崗岩が計画的に採石されたものであった〔古川編2003、森岡・坂田編2005〕(第36・37図)。そのうち約3分の1の石材は、芦屋を中心とする六甲山系から切り出されたものと推定されており〔村川1962・1970・2002、有坂・村川1971〕、総数100万個を数える石垣石のうち、30万個前後という数字になる

から、使用された六甲花崗岩は膨大な量と言わねばならない。中には、総数200万個前後で、その半数が六甲花崗岩が占めるとの解釈さえ存在する〔藤井1982〕。

六甲山系の採石場一帯は、神戸市灘区・東灘区から芦屋市・西宮市西部へと連なりをみせているが、近世初頭についてみれば、築城家・土木技術者としても名高い修築普請奉行の戸田氏鉄(尼崎5万石)の所領である関係から、主たる対象になったと考えられる点については、前節で詳しく言及した。

現在、この採石場については、いまだし時期的地域的限定を加えて、「徳川大坂城東六甲採石場」と呼ばれているが〔藤川1979・1982・1985b〕、「採石場」という言い方が現代人にとっても比較的馴染みやすいという点で慣用している現状にある。さて、東六甲採石場の広がりに関しては、東西数km、南北1.8kmの広域に及び、その東限は西宮市甲山森林公園付近、西限は神戸市東灘区の住吉川・石屋川扇状地付近をも包括し得るようである。また、城山の北方、荒地山の北西付近にもやや隔絶する石切場が点的に存在している。そして、東側から刻印石の種別や分布密度の濃淡に則して、甲山刻印群・北山刻印群・越木岩刻印群・岩ヶ平刻印群・奥山刻印群・城山刻印群の6群に細別され(第38図)、住吉川扇状地でも、刻印石の検出数こそ少ないものの、採石作業の行われたことが明白となっている。郡家遺跡や御影中町遺跡の調査に伴って、採石遺構と石材が出土している。市域には、このうち岩ヶ平・奥山・城山の3刻印群が属している。奥山刻印群が規模・検出数ともに最も大きいのが、本書でまとめて取り上げられている岩ヶ平刻印群も発掘調査が加わっての増加数は目を見張るものがある。これまでの調査



▲花崗岩産地と石切場

花崗岩の巨石を大量に必要とした徳川大坂城の石頭用石は、表六甲（御影・芦屋）・生駒（石切・日下）や笠置・加茂の近国以外に、岡山・香川・広島・山口の四県を中心とする瀬戸内沿岸、大小の島々から海上ルートによって莫大な数供給されている。また、伏見城石垣も築城後、多数転用されている。

第36図 徳川大坂城への花崗岩石材の供給地〔岡本1983を一部改変、森岡・坂田編2005から、一部改変〕

件数も格段に多い。

この「東六甲採石場」における分布調査を中心とする基礎調査は、藤川祐作氏を中心とする市内歴史研究団体・芦の芽グループにより、昭和43年（1968）の刻印石発見以降地道に続けられており、調査・研究に関する多くの蓄積がみられる〔藤川1969・1972・1980・1985b・1991など〕（第39図）。

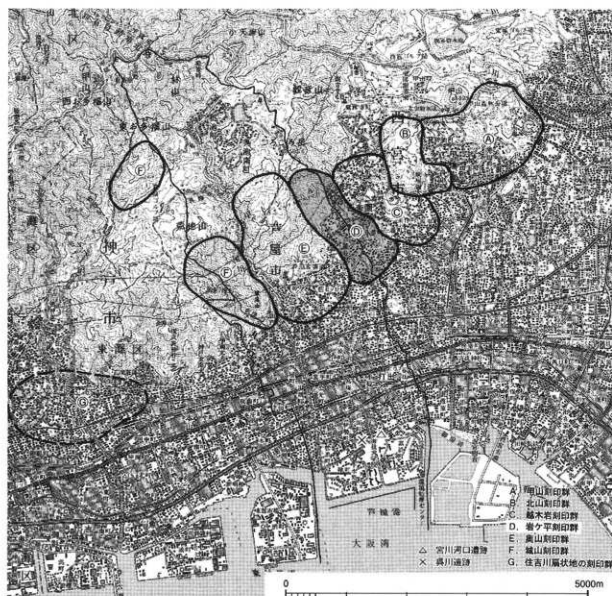
岩ヶ平刻印群は、芦屋市岩園町・六麓荘町・西宮市苦楽園一〜五番町一帯の六



第37図 香川県小豆郡土庄町 幕府直轄領小豆島北海岸小海の石材集積場 細川家船出し場跡 切石約40個〔岡本1983、藤井重夫氏撮影、提供〕

甲山地奥山山塊の山麓部から山裾の台地上に遺存し、東西700m、南北1800mの範囲に刻印石93石（刻印総数127）が有機的分布を示しつつ展開している。特筆すべき点は、阪神地方では市街地に残る大規模群集墳である八十塚古墳群とはほぼ重複する点で、事前調査に際して、横穴式石室と刻印石や矢穴石・割石が互いに同居する形で確認されるケースにしばしば遭遇する。東方に展開する越木岩刻印群と西に分布する奥山刻印群とはさまたれた岩ヶ平刻印群は、六甲山地形成の一因とも言うべき芦屋断層が北東―南西の方角へ走向して台地と山地部とを比較的確に区分しつつ、分布域の限界をなしており、その分布の把握できる標高40mから標高310mの台地上及び山地斜面は、端部で下刻される鋭利な谷へと接続する数多くの沢地形を基本に置いた起伏と緩斜面域により成り立っている。

なお、「割石」とは、矢穴列によって切り取られた石材のことで、これも刻印を伴うケースがある。上記の各刻印群は、採石場として認定されているものであるが、表六甲前面の市街地一帯には、二次的に移動して転用された石材にも刻印が彫られたり、矢穴列を確認できるものがあり、その実例は庭石・



第38図 徳川大坂城東六甲採石場の範囲と刻印群を中心にみた8つの採石グループ〔森岡編1998から、一部改変〕

石碑・石垣・石橋など多種多様である。これらも上記した刻印群の個々と密接なつながりをもつことは多言を要さない。

すでに刻印という用語を使用しているが、「刻印石」とは石の表面にさまざまな符号、文字を彫り込んだ石材のことで、原則として陰刻である。「矢穴石」とは、石の表面にノミによる矢穴列を彫り込んだ石材のことであり、同時に刻印を伴う場合も多い。こうした用語については、別途第5章第2節において再論するが、第4章の記載を理解する上に不可欠である。また、矢穴はその形状から、いくつかの属性の違いと基準により分類されている〔藤川1980、森岡・坂田編2005〕。

さて、この台地は、いわゆる中位段丘に位置づけられ、数万年～10数万年の年代に比定される厚い段丘礫層から成り、その下にはこれに覆われるようにして大阪層群が存在する。大阪層群の年代は、100～180万年ぐらいに比定される第四紀下部洪積層（鮮新世末期～洪積世前半期）であり、Ma7（アズキ凝灰岩）の鍵層により上部と下部に区分することができる。その南端は、本市域では翠ヶ丘町や若宮町



奥山山中の刻印石分布調査風景（昭和43年12月）



グループ員による刻印採拓調査(A-1、昭和45年1月)



奥山刻印群J地区柿谷入口「芹」の刻印（昭和45年2月）



奥山刻印群に多い「串団子」の刻印（昭和45年1月）

第39図 東六甲における芦の芽グループの刻印石分布調査活動（藤川祐作氏撮影、提供）

に至るまで認められ、未凝固質の砂層や細礫・粘土が累重し、段丘端などにその露出部が存在する。千里丘陵など大阪湾周辺の丘陵部を形づくり、下降すれば沖積平野下の見えぬ地下深くに伏在している。地質時代には、大阪平野と大阪湾は古大阪湖と呼ばれる湖を形成していたが、この内海域に発達した大規模な窪地に周囲の山地地形などから流入する土砂が堆積を続けて出来上がったものといえる〔前田1971〕。標高450mの高さに分布が確認される芦屋ゴルフ場付近の大阪層群は、六甲山地の隆起活動によって引き上げられたものであり、この地周辺の同層の走向・傾斜は概ね南である。

これに対し、前述した段丘礫層は上部洪積層であり、大阪層群上を不整合に覆い、川幅のある古河川が堆積した年代の古い扇状地堆積物である。古墳調査に際しては、地山と称することが慣用される厚さ2～8mの未凝固の地層で、古扇状地面が地盤の間断のみられる隆起活動や海水準変動によって形成されている。早くに段丘化した扇状地面ほど高い位置にあり、段丘面が傾動している。

一般的に明褐色～黄褐色を呈する段丘礫層には、砂礫質や粘土質の充填層を介して花崗岩の巨礫が包含されている。50cm以下の礫や1m内外の礫に混じって、2～3m大の巨礫が露呈する場合も多々あり、概して六甲山地南東部の露出礫は、割れのランクが大きく、それは花崗岩体表層の節理間隔も大いに関与するようである〔池田1998、先山2003・2005〕。岩ヶ平刻印群が形成された岩園・六籠荘台地にあっては、これらの礫を直接採掘したり、目に付く転石を利用した形で採石場の形成をみる点が最大の特徴となっている。いわゆる花崗岩体を切り出したケースは皆無に近い。この台地上には浅い谷や沢が随所にみられ、波打つような起伏が認められるが、これらの地形は石材を運搬する上に大きな利便もあり、数種類に弁別される石切場が谷そのものや沢状地形、あるいはその間の小尾根状地形などに次々と営まれたものと考えられる〔森岡2005a・b・c〕。また、派生する支脈を根幹として丁場境界を認め、



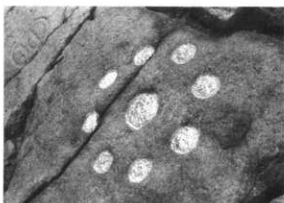
すえ恐ろしい縄梯子を使う調査 (大阪城西外濠)



芦の芽グループ員による石垣にしがみついたの刻印調査



芦の芽グループ員による命がけの採拓調査風景



検出された細川家九耀文の刻印 (大阪城西外濠)

第40図 始まった大阪城石垣の刻印石調査
(昭和44年8月16日)

【藤川祐作氏撮影、提供】

採石場の個別経営が藩単位に土地を占拠する形で進められたことも明らかにされており〔古川2003〕、その具体相の解明に期待が寄せられている〔森岡・坂田編2005〕。

当該地の現状は、17世紀初頭の石切場形成段階と比べ、自然的にも人為的にも大いに変貌している。庭園を備えた大邸宅が建つこの地域の現景観は、昭和4年(1929)に始まったいわゆる六麓荘開発によってその原型が作り出されたものであり、基本地目の山林が急速に減り、造成などによって自然地形もかなり改変されている。しかし、それでも市内では樹木の緑の日立つ場所であり、旧地形の名残は歩いて看取できる程には残っている点が貴重である。先述したように、93石発見されている刻印石の大半は、開発未着手の山林か宅地開発後の邸内の庭石、石垣用石として確認に至ったものであり、現状でもまだまだ多くの関係石材が未確認の状態で眠っているものと思われる。

「岩ヶ平」の地名は、山麓部の平坦地に由来するもので、江戸時代に遡る。西宮市の字西平なども同義であるが、地名の「平」については、新しい開墾地を意味した「開き」の「き」が省略されて「ヒラ」となったと解釈する場合もあり、新田開発とも多少絡む余地は残されている。いずれにしても、「岩」が群在する花崗岩の巨石を指すことは自明であり、現在は「岩園町」という町名に形容を変えて受け継がれている。

参考までに、石切場と関係する古地名の二、三を岩ヶ平刻印群の一部が及ぶ西宮市を例にとってみておくと、石材加工と関係する石パネに由来する「石刻町」、石崩や石塊の多い土地の古名「さく」「ざく」と関連する「美作町」、石切丁場を連想させる「長場」、武庫郡構成郷の一つ「石井」(石材多用の井堰か)、石垣算木積みと関係したり、岩場の地の隅の意からくる「角石町」、砂地に屹立する築城石残石(立石)に因む「建石町」、石橋使用石材に秤量の分銅刻印をもつ分銅橋があることから名付けられた「分銅町」など、枚挙に遑がない。市内では、石材



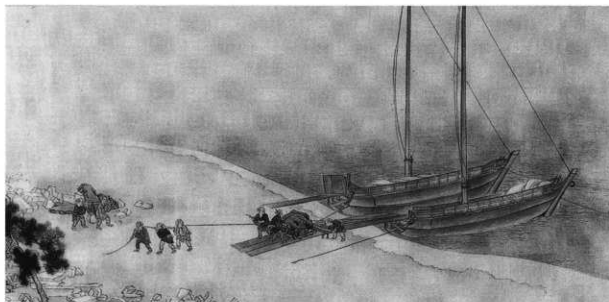
丸太組によるソリで人を乗せた巨石を運搬している光景。この人物は石曳の指揮をとっており、運び手の人数や表情も大変興味深い。17世紀初頭頃の作品とされ、名古屋城築城のようすを描写したものと伝えられるので、慶長15年（1610）着工時の作業風景とみてよいかもしれない。

第41図 石曳図 53.3cm×47.9cm（京都・藤井永観文庫所蔵）〔大阪城天守閣2001から〕

と関連する「岩下」「岩宮」「岩北」や「石仏谷」「石宝殿」「岩ノ国」「赤石ノ場」などの地名が小字名などとして残り、注意を引く。

このように、残存する地名からみても、東六甲の周辺一帯が豊富な花崗岩の石材を供給し、古墳時代後期から始まったその巨石の利用を間断を経つつ持続させ、17世紀では世界最大の巨石記念物と称される徳川大板城石垣への使用に振り向けられたことは、土地に刻まれた確かな歴史として認識を新たにすべきであろう。

（森岡）



花崗岩体から成る六甲山地は、世界でも有数のグラナイトの産地として有名で、その積み出しの浜名をとって「御影石」と呼ばれている。御影石は今日、花崗岩の代名詞となっているが、石工の活動の舞台は本来住吉村であったとも言われる。この絵は天保13年（1842）、大坂の西家上田耕沖の手になるもので、神戸市東灘区の石を船に荷積みするようすを描いたものとして貴重である。

第42図 摂州御影石匠之図（大阪城天守閣所蔵）〔大阪城天守閣2001から〕

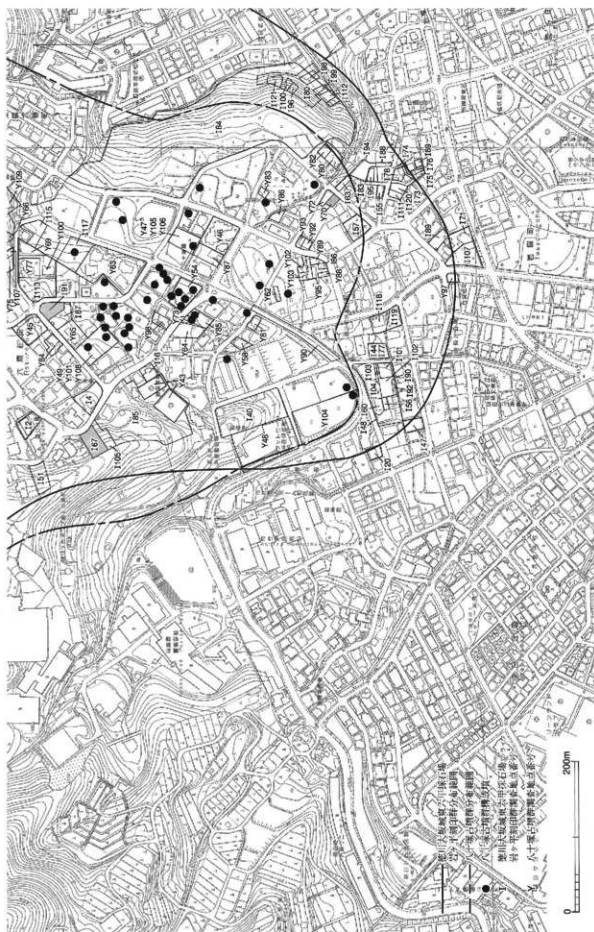
第6表 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(1)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	石材・遺構	保存状況	文献・備考
1	六蔵荘町6-5	工事立会	1985.06	刻印石を含む石材を確認。	刻印石、石材	消滅	[森岡1988]
2	六蔵荘町132-1	工事立会	1985.10	敷地北端路の石垣に徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材が確認された。	石材	石垣として現状保存	[森岡1988g]
3	岩間町167-168	—	1986.07	中世遺物包含層を確認。	—	—	—
4	六蔵荘町142	—	1988.01	刻印石1石と石材2石を確認。その後、工事立会で補印石を1石確認。	刻印石2石、石材2石	現地保存	[古川1988]
5	岩間町	—	1989.03	洪積層の変化と旧地形を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
6	朝日ヶ丘町1-1、2、2、3、4-1	工事立会	1989.08	洪積層変化部の確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
7	六蔵荘町113-1、2	工事立会	1989.09	補印石3石を確認。矢穴石・砺石11石確認。	補印石3石、石材11石	現地保存	[古川2003]では岩ヶ平刻印群第2次調査としている。
8	六蔵荘町77	工事立会	1990.06	北側石垣部分を工事立会。東部で補印石3石を確認。	補印石3石	—	—
9	六蔵荘町76-1	確認調査	1990.06	補印石4石を確認。	補印石4石	—	—
10	六蔵荘町2	分布調査	1992.06-07-12	補印石2石、関連石材1石を確認。	補印石2石、石材1石	刻印石は現地保存	[古川2003]では岩ヶ平刻印群第4次調査としている。
11	六蔵荘町79	工事立会	1992.09-10	刻印石を2石確認。	刻印石2石	現地保存	[古川2003]では岩ヶ平刻印群第5次調査としている。
12	六蔵荘町	確認調査	1993.06	現地表直下で基盤層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
13	六蔵荘町94	確認調査	1993.06-07-08	1993.06に分布調査。1993.07-08に確認調査を実施し、刻印石1石、石材27石を確認。	刻印石1石、石材27石	—	[森岡・白谷2004] [古川2003]では岩ヶ平刻印群第6次調査としている。
14	六蔵荘町89他	工事立会	1993.09	刻印石2石が破壊されていることを確認。	補印石2石	消滅	—
15	六蔵荘町3.5	工事立会	1993.10	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
16	六蔵荘町180	工事立会	1994.01	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
17	六蔵荘町2	工事立会	1994.04	補印石2石の移動立会。	補印石2石	移設保存	—
18	六蔵荘町37-1	工事立会	1994.07	石材1石を裏面に保存。	石材1石	現地保存	—
19	六蔵荘町78	分布調査	1994.05	補印石2石の保存状況を確認。	補印石2石	現地保存	—
20	朝日ヶ丘町9	工事立会	1994.06	現地表下30cmで、近現代の盛土層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
21	六蔵荘町6.1、7	分布調査	1994.08	東六甲採石場に伴う石材7石を確認。その後、1994.10-11、1995.01に工事立会を行い、石材1石を確認。	石材8石	—	—
22	六蔵荘町65-2、164-1	—	1994.11	—	—	—	—
23	六蔵荘町38他	確認調査	1995.05	刻印石1石、関連石材1石を確認し、保存。	刻印石1石、石材1石	現地保存	—
24	六蔵荘町138	確認調査・分布調査	1995.07	採石場関係石材を1石確認し、保存する。	石材1石	現地保存	—
25	六蔵荘町60他	工事立会	1995.09	刻印石に損傷がないことを確認。	補印石1石	現地保存	—
26	六蔵荘町88、89他	工事立会	1995.12	刻印石に損傷がないことを確認。	補印石1石	現地保存	—
27	六蔵荘町34	工事立会	1996.01	—	—	—	—
28	六蔵荘町3	分布調査	1996.07	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
29	鶴谷町7-1	分布調査	1996.08	段丘礫層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
30	六蔵荘町78	確認調査	1997.01	現地表下100cmまで掘削。基盤層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
31	六蔵荘町33-4	工事立会	1997.02	—	—	—	—
32	六蔵荘町76-4	本隊調査	1997.06	1997.05に確認調査を実施し、刻印石3石を確認。その後、本隊調査を実施。3石を現地に保存し、1石のみ補印部分を削り取り、保存した。	刻印石3石	現地保存(制取)	本書第4章第1節 [古川2003]では岩ヶ平刻印群第7次調査としている。
33	六蔵荘町39-1	本隊調査	1997.05-07-08	1997.05に確認調査を実施。その後の本隊調査で刻印石2石、関連石材7石を模写。彫印部分を削り取り若宮街かひろびに移設保存。	刻印石2石、石材7石	刻印部分を削り取り、若宮街かひろびに移設保存。	本書第4章第2節 [古川2003]では岩ヶ平刻印群第8次調査としている。



第43図 徳川大坂城東六甲塚石堀跡の平野町跡・八十塚古墳群調査地点分布図(1) 1/5000



第7表 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群調査地点一覧表(2)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	石材・遺構	保存状況	文献・備考
34	六兼荘町24-1	確認調査	1997.07	地表面の分布調査を行う。石組に転用された石材1石を確認。	石材1石	—	—
35	六兼荘町76-3	確認調査	1997.07	現地表下51cmまで掘削。盛土と基盤層を確認。刻印石1石を確認。	刻印石1石	現地保存	—
36	六兼荘町24-2	確認調査	1997.07	現地表下35cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
37	六兼荘町156-9・10・13	工事立会	1997.07	—	—	—	—
38	六兼荘町104-5	確認調査	1997.10	現地表下20cmで基盤層に達した。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
39	六兼荘町4-1	確認調査	1997.10	現地表下150cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
40	六兼荘町194,196	確認調査	1997.10	刻印石1石、石材1石を確認。	刻印石1石、 石材1石	現地保存	—
41	六兼荘町1-3先一 70-1元	工事立会	1998.02	道路地中掘削工事に伴う試験トレンチ18ヶ所について立会う。各トレンチを長さ約120cm掘削したが、埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
42	麴谷	分布調査	1998.04	採石場周辺の石材1石を確認した。	石材1石	—	—
43	六兼荘町104-1・4	工事立会	1998.07	石組に矢穴列設定の下取り線をもつ石材を1石確認した。	石材1石	現地保存	—
44	岩園町80-3	確認調査	1999.01	現地表下30cmまで掘削。塊石を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
45	六兼荘町24-3	本発掘調査	1999.04 ～06	1999.01に確認調査。刻印石1石を確認。本発掘調査を実施。	刻印石1石	刻印部分を 掘り取り、 現地に保存	本書第4章第3節 〔古川編2003〕では 岩ヶ平刻印群第9次 調査としている。
46	六兼荘町83	本発掘調査	1999.10 ～11	刻印石7石、石材多数。採石土坑2基を供出。	刻印石7石、 石材多数、採 石土坑2基	刻印石2石 と石材の一 部を石垣内 に保存。他 は現地に搬 送保存。	〔古川編2003〕では 岩ヶ平刻印群第10次 調査としている。
47	朝日ヶ丘町18	確認調査	1999.09	現地表下250cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
48	朝日ヶ丘町14-1・2	確認調査	1999.10	—	—	—	—
49	六兼荘町115-1・6	調査工事	1999年度	—	—	—	—
50	六兼荘町88他	工事立会	1999.10	—	—	—	—
51	六兼荘町137-2	確認調査	2000.05	現地表下50cmまで掘削。矢穴石3石、 制石2石を確認。	石材5石	現状保存	—
52	六兼荘町136	—	2000.05	—	—	—	—
53	六兼荘町153	工事立会	2000.05	—	—	—	—
54	六兼荘町153-2・4 ・5,154	工事立会	2000.06	現地表下150cmまで掘削。現地表下100 cmで基盤層を確認。埋蔵文化財は確認 されなかった。	—	—	—
55	岩園町100,94-2	工事立会	2000.06	現地表下30cm掘削時に立会。埋蔵文化 財は確認されなかった。	—	—	—
56	朝日ヶ丘町14-7 の各一部	工事立会	2000.07	現地表下120cmまで掘削。基盤層のみ で埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
57	岩園町59	確認調査	2000.07	現地表下30cmまで掘削。埋蔵文化財は 確認されなかった。	—	—	—
58	六兼荘町153-3	工事立会	2001.01	現地表下30cmまでの土層を確認。盛土 のみ。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
59	六兼荘町74-1・4	本発掘調査	2001.04 ～06	2001.01の確認調査後、本発掘調査を 実施。刻印石2石、採石土坑2基を供 出。	刻印石2石、 採石土坑2基	現地保存	〔古川編2002・2003〕 では岩ヶ平刻印群 11次調査としている。
60	朝日ヶ丘町14-6	確認調査	2000.07	現地表下210cmまで掘削。埋蔵文化財 は確認されなかった。	—	—	—
61	六兼荘町5,5-1	—	2001.06	—	—	—	—
62	麴谷町27	工事立会	2001.06-07	基礎掘削中に立会。埋蔵文化財は確認 されなかった。	—	—	—
63	岩園町96-2	調査工事	2001年度	—	—	—	—
64	岩園町84元外	工事立会	2001.09	—	—	—	—

第8表 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平削印群調査地点一覧表(3)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	石材・遺構	保存状況	文献・備考
65	六龍荘町119	確認調査	2001.12	現地表下200cmまで掘削。塚土・基盤層を確認。敷地北側に削石1石を確認。	石材1石	現地保存	—
66	字廻谷	本発掘調査	2002.01~04	削印石1石、石材多数、採石土坑、竪立柱建物跡、蔵治伊勢2基を掘出。	削印石1石、石材多数、採石土坑、竪立柱建物跡、伊勢2基	現地保存	〔古川肇2003〕では岩ヶ平削印群第12次調査としている。
67	六龍荘町138-1、139-2	本発掘調査	2002.04~05	2002.01に分布調査を実施後、本発掘調査。削印石1石、石材15石を確認。	削印石1石、石材15石	現地保存	本書第4章第4節〔古川肇2003〕では岩ヶ平削印群第13次調査としている。
68	六龍荘町70-2	確認調査	2002.04	現地表下80cmまで掘削。深度13cm程度で山土を確認。南へ傾斜する地形を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
69	岩岡町128-12	工事立会	2002.05	掘削なし。現状では跡などがみあたらない更地であった。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
70	岩岡町57-2	第2次確認調査	2003.01-08	2002.05実施の確認調査では、近隣の用水路を確認。排水路内から瓦葺き瓦片が出土。2003.01実施の第2次確認調査では、削印石1石、石材7石を掘出。2003.08に削印石を掘出。	削印石1石、石材7石	削印石は現地に移設保存	本書第4章第5節〔古川肇2003〕では岩ヶ平削印群第14次調査としている。
71	岩岡町141-2、145-1	確認調査	2002.06	現地表下70cmまで掘削。現地表下25cmで山土を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
72	六龍荘町136-9他	分布調査	2002.08・11、2004.01	2002.08の分布調査で削石1石と古墳状跡1ヶ所を確認後、2002.11に確認調査を実施した。2004.01に立会を実施。	石材1石	現地保存	—
73	岩岡町128-2~4、129-2-3	工事立会	2002.10	工事掘削中に立会。現地表下20cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
74	岩岡町128-4	工事立会	2002.11	ガス管埋設工事中に立会。現表上、浅掘土、基礎層のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
75	岩岡町128-17の一部	慎重工事	2002年度	—	—	—	—
76	岩岡町128-17の一部、128-19	工事立会	2003.01	基礎掘削中に立会。現地表から30cm程度掘削で、盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
77	岩岡町80-3	工事立会	2003.05	掘削深度50cm程度。現地表下30cmで基盤層を掘出。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
78	岩岡町128-18の一部	慎重工事	2002年度	—	—	—	—
79	六龍荘町96	第2次確認調査	2003.06	2003.04の確認調査で削印石1石を確認。その後、第2次確認調査を実施。	削印石1石	現地保存	本書第4章第6節
80	岩岡町24-1、25の各一部、26-2	分布調査	2003.05	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
81	六龍荘町95-3-6	本発掘調査	2003.06~07	2003.05に確認調査を実施。その後、本発掘調査を実施し、石材9石を掘出。	石材9石	石材の大半を埋設保存	本書第4章第7節
82	六龍荘町153-6~8	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
83	岩岡町102-1の一部	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
84	岩岡町5他24第	本発掘調査	2004.05~10	削印石5石、石材多数、採石土坑、石瓦道、伊勢などを掘出。	削印石5石、石材多数、採石土坑、石瓦道、伊勢など	現地の公園に削印石2石、石材8石を移設保存。削印石3石は三桑事務所で保管。	〔森村・坂田肇2005〕
85	六龍荘町139-1外7番	本発掘調査	2004.03~09	削印石3石、石材39石を掘出。	削印石3石、石材39石	削印石を削り取り、現地の公園に移設保存。	〔竹村・白谷肇2004・2005、竹村・白谷肇2006〕
86	岩岡町70-1-3-4の各一部	工事立会	2003.10	既存建物に使用されていた石材の1石に転用されていた採石場関連石材(50cm程度の高さ)を確認された。	石材1石	消滅	—

第9表 徳川大坂城東六甲採石場岩々平刻印群調査地点一覧表(4)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	石材・遺構	保存状況	文献・備考
87	六蔵荘町168	確認調査	2003.10	現地表下100cmまで掘削。敷地内に割石が1石あるが、現状保存されることを確認。	石材1石	現地保存	割石は本書第4章第8節岩々平刻印群(第91地点)における2b号石材。
88	岩園町101-3、102-1,101-2の一部、102-2-3の各一部	確認調査	2004.01	現地表下85cmまで掘削。深さ15cmより灰黄色砂質土、深さ60cmより大坂層群を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
89	岩園町143	確認調査	2004.02	現地表下28cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
90	朝日ヶ丘町13-2～5の一部	工事立会	2004.04	現地表下130cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
91	六蔵荘町168-2	確認調査	2004.05	同連石材6石と採石土坑1基を確認。	石材6石、採石土坑1基	消滅	本書第4章第8節
92	朝日ヶ丘町13-6-7	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
93	六蔵荘町167	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
94	岩園町102-8	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
95	岩園町102-1-4	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
96	岩園町24-10、25-3	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
97	六蔵荘町32-2	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
98	岩園町26-10	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
99	岩園町24-7,26-8	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
100	岩園町24-14、25-5	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
101	朝日ヶ丘町13-1-7の各一部,13-8	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
102	朝日ヶ丘町13-2-7の各一部,13-6	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
103	朝日ヶ丘町13-3-5の各一部,13-4	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
104	朝日ヶ丘町13-1-2-3-5の各一部	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
105	六蔵荘町139-3	確認調査	2004.11	現地表下200cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
106	六蔵荘町3	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
107	岩園町145-2,146	工事立会	2005.05	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
108	六蔵荘町115-3-5-7	確認調査	2005.02-07	割石1石を確認した。	石材1石	消滅	—
109	六蔵荘町22-1	工事立会	2005.08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
110	六蔵荘町117-1-2	確認調査	2005.06	現地表面で、原位置を保っていない割石3石を確認した。	石材3石	現地保存	—
111	岩園町130	慎重工事	2005年度	—	—	—	—
112	岩園町24-3、26-2,12-13	慎重工事	2005年度	—	—	—	—
113	六蔵荘町167	工事立会	2005.08	掘削中に立会い、割石3石を確認した。	割石3石	消滅	—
114	六蔵荘町35	確認調査	2005.09	現地表下120cmまで掘削。現地表下34cmで遺構面。矢穴痕を伴う割石を1石確認した。	石材1石	消滅	—
115	六蔵荘町159-2	確認調査	2005.08～09	現地表下260cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
116	六蔵荘町24-4	慎重工事	2005.09	—	—	—	—
117	六蔵荘町161	慎重工事	2005.10	—	—	—	—
118	岩園町81	慎重工事	2005年度	—	—	—	—
119	岩園町82	確認調査	2005年度	2006年に確認調査実施予定。	—	—	—
120	岩園町130	慎重工事	2005年度	—	—	—	—
121	岩園町24-12	慎重工事	2005年度	—	—	—	—

第10表 八十塚古墳群調査地点一覧表(1)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	古墳・石材	保存状況	文献・備考
1	六龍荘町176	本発掘調査	1956.05	土取り作業中に陶片が出土し、緊急調査。	岩ヶ平1号墳	現状保存	〔村川1966、勇・森岡1976〕
2	六龍荘町176	本発掘調査	1959.04	岩ヶ平1～3号墳の石室を調査。	岩ヶ平1～3号墳	現状保存	〔村川1966、勇・森岡1976〕
3	六龍荘町176	未調査	—	岩ヶ平4号墳が存在している。	岩ヶ平4号墳	現状保存	〔村川1966、森岡・古川耀1979〕
4	六龍荘町55	本発掘調査	1959.06	龍谷1号墳の石室を調査。	龍谷1号墳	埋没保存	〔勇・森岡1976〕
5	六龍荘町174-3	本発掘調査	1960.10	岩ヶ平5号墳の石室を調査。	岩ヶ平5号墳	埋没保存	〔森岡1967〕
6	朝日ヶ丘町1	本発掘調査	1964.08	朝日ヶ丘1・2号墳の石室を調査。	朝日ヶ丘1・2号墳	消滅	〔村川1966、勇・森岡1976〕
7	六龍荘町163	未調査	—	岩ヶ平9号墳が存在。1970年に開発された。	岩ヶ平9号墳	不明	〔森岡・古川耀1979〕
8	岩園町53	測量調査	1972.08	岩ヶ平14号墳を測量。	岩ヶ平14号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
9	岩園町53	測量調査	1972.10	岩ヶ平13号墳を測量。	岩ヶ平13号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
10	岩園町41	未調査	—	岩ヶ平10号墳が存在。	岩ヶ平10号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
11	岩園町40	未調査	—	岩ヶ平11号墳が存在。1973年に開発された。	岩ヶ平11号墳	消滅	〔森岡・古川耀1979〕
12	六龍荘町181	本発掘調査	1973	岩ヶ平15号墳の石室を調査。	岩ヶ平15号墳	埋没保存	〔森岡・古川耀1979〕
13	岩園町49	測量調査	1974.05	岩ヶ平12号墳を測量。	岩ヶ平12号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
14	六龍荘町174	測量調査	1978.06	岩ヶ平6・7・8・19号墳を測量。	岩ヶ平6・7・8・19号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
15	岩園町8	未調査	—	岩ヶ平16号墳が存在。	岩ヶ平16号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
16	岩園町9	未調査	—	岩ヶ平17号墳が存在。	岩ヶ平17号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
17	岩園町50,51	未調査	—	岩ヶ平18号墳が存在。	岩ヶ平18号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
18	岩園町65	未調査	—	岩ヶ平20号墳が存在。	岩ヶ平20号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
19	岩園町39	未調査	—	岩ヶ平21号墳が存在。	岩ヶ平21号墳	現状保存	〔森岡・古川耀1979〕
20	六龍荘町174	本発掘調査	1980.02 ～03-07 ～08	岩ヶ平6・7・8・26号墳の石室を調査。	岩ヶ平6・7・8・26号墳	埋没保存	〔森岡1982a、1986g、 森岡・森岡1986a〕
21	六龍荘町181・10	本発掘調査	1980.12 ～1981.02	岩ヶ平28号墳の石室を調査。	岩ヶ平28号墳	埋没保存	〔森岡1982b、森岡・森岡1986b〕
22	六龍荘町174	本発掘調査	1981.10・ 12, 1982.01・ 02～03-04・ 07～09-10	1～7次にわたる発掘調査。岩ヶ平19・23・24・29号墳の石室を調査。25・27・30号墳は古墳でないことを確認。	岩ヶ平19・23・24・25・27・29・30号墳	29号墳は消滅。19・23・24号墳は埋没保存。25・27・30号墳は古墳。	〔森岡1984a、森岡1985、森岡・森岡1986c、森岡1983〕
23	六龍荘町23	工事立会	1981.08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986i〕
24	六龍荘町10-11	工事立会	1981.09	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986i〕
25	六龍荘町100	確認調査	1982.07	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986i〕
26	六龍荘町10-3	工事立会	1982.10	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986i〕
27	六龍荘町10-7	工事立会	1982.11	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986i〕
28	六龍荘町181	本発掘調査	1984.07 ～08	1983.06に確認調査を実施し、その後岩ヶ平22号墳の石室を調査。	岩ヶ平22号墳	現状保存	〔森岡・勇1985、森岡1987〕
29	六龍荘町13	工事立会	1983.06	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986b〕
30	六龍荘町168	工事立会	1983.07	地形改変が著しく、埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986a〕
31	六龍荘町143-1	工事立会	1983.07	浅い基礎であったため、埋蔵文化財の確認に至らなかった。	—	—	〔森岡1986c〕
32	六龍荘町190-2	工事立会	1983.08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986d〕
33	六龍荘町80-1, 81, 84, 85	工事立会	1984.02	巨岩層確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1986f〕
34	六龍荘町156-2	確認調査	1984.06	岩ヶ平33号墳が古墳でないことを確認。	岩ヶ平33号墳	33号墳は非古墳。	〔森岡1987a〕

第11表 八十塚古墳群調査地点一覧表(2)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	古墳・石材	保存状況	文献・備考
35	六兼荘町99	確認調査	1984.06-09	岩ヶ平43号墳が古墳でないことを確認。刻印石2石を含む徳川大坂城東六甲採石場関連の石材を確認した。	岩ヶ平43号墳、刻印石2石	43号墳は非古墳。刻印石は1石が埋没保存、1石が芦屋市立美術館に移送保存。	〔森岡1987b〕〔古川編2003〕では岩ヶ平期印群第1次調査としている。
36	六兼荘町45-1	確認調査	1984.08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1987c〕
37	六兼荘町128	確認調査	1985.02	砂礫層と流石確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1987d〕
38	六兼荘町79	確認調査	1985.05	岩ヶ平44号墳が古墳でないことを確認。	岩ヶ平44号墳	44号墳は非古墳。	〔森岡1988a〕
39	蘆谷7	工事立会	1985.06	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1988b〕
40	六兼荘町135-11	確認調査	1985.06	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1988c〕
41	六兼荘町55-1, 16-4	確認調査	1985.07	埋没保存されている蘆谷1号墳に影響がないことを確認した。	蘆谷1号墳	埋没保存	〔森岡1988d〕
42	六兼荘町107	確認調査	1985.08-11	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1988e〕
43	六兼荘町180, 187	確認調査	1985.10	すでに宅地造成が行われており、埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1988f〕
44	六兼荘町171	確認調査	1985.07-08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	〔森岡1988〕
45	六兼荘町150-1~4	確認調査	1986.02	敷地南半部には埋蔵文化財がないと判断された。	—	—	〔森岡1988h〕
46	岩園町44, 45	確認調査	1987.02	水田層、洪積段丘を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
47	岩園町40-1, 41-1	確認調査	1988.02-03	岩ヶ平10号墳の指標確認調査。徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材と採石土坑を確認。	岩ヶ平10号墳、石材、採石土坑	現状保存	〔古川編1990〕
48	六兼荘町185, 197	確認調査	1988.11	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
49	六兼荘町170-2~4	確認調査	1989.07-09	岩ヶ平45~49号墳、刻印石1石を確認。	岩ヶ平45~49号墳、刻印石1石	現状保存	—
50	六兼荘町147-1	確認調査	1990.02	基段層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
51	六兼荘町120, 121	本島調査	1991.08-11	1990.07-11~1991.01に分布調査を実施。岩ヶ平50号墳を確認。刻印石2石、割石2石、採石土坑2基を確認。その後、本島調査を実施。	岩ヶ平50号墳、刻印石2石、割石2石、採石土坑2基	50号墳は埋没保存。刻印石は分割して現地保存。	〔森岡・白谷編1992〕〔古川編2003〕では岩ヶ平期印群第3次調査としている。
52	岩園町40-1	確認調査	1990.07	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
53	六兼荘町80-1館	工事立会	1993.08	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
54	六兼荘町177	本島調査	1994.06-09	岩ヶ平52~56号墳、採石場関連石材1石を搬出。	岩ヶ平52~56号墳、石材1石	55・56号墳の石室石材を朝日ヶ丘集会所敷地に保管。	〔新干・木田・竹村・太田・海津編2002〕
55	六兼荘町6-8	確認調査	1994.09	基盤層中に巨石を浅い位置で確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
56	六兼荘町115-2	確認調査	1994.11	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
57	岩園町40-1, 41-1	工事立会	1995.07	土盛状態が設計図2mの3倍、6mになっていることを確認。	岩ヶ平10号墳	現状保存	—
58	六兼荘町183-7	工事立会	1995.09	現地表下40cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
59	六兼荘町137-1, 138	確認調査	1995.09	現地表下100cmで基盤層を掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
60	六兼荘町139-1	工事立会	1996.02	現地表下20cmまで掘削。断崖土層のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
61	六兼荘町16-3	工事立会	1996.06	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
62	岩園町65	工事立会	1996.06	古墳の表層のある部分での工事は認められなかった。	—	—	—
63	六兼荘町162, 163-2	確認調査	1996.11	復原支援調査。近現代以前の遺構を復元。	—	—	—
64	六兼荘町181-11, 14	確認調査	1996.06	現表土と花崗岩塊を含む山土を確認。北東から南西に向かって花崗岩塊が散見。谷地形を反映している。	—	—	—

第12表 八十塚古墳群調査地点一覧表(3)

(2006年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	古墳・石材	保存状況	文献・備考
65	六龍荘町169	確認調査	1996.06	現地表下60～80cmまで盛土と墓礎。既存建物によって削平が行われている。	—	—	—
66	六龍荘町156-5	工事立会・分布調査	1996.07	既設家屋部分の平掘地から南西急斜面にかけて、石材散骨などを中心に表面調査。とくに石室の瓦葺はなし。	—	—	—
67	六龍荘町98	分布調査	1996.07	現地表下113cmまで掘削。盛土・盛土・墓礎を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
68	六龍荘町120、121	本発掘調査	1998.04～05	埋没保存されていた岩ヶ平50号墳を発掘調査により、記録保存。剥印石1石は埋没保存。	岩ヶ平50号墳、剥印石2石	50号墳は消滅。剥印石1石を埋没保存。	〔森岡・竹村2005〕
69	六龍荘町166-5-6	確認調査	1997.12	現地表下45cmまで盛土を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
70	六龍荘町117～141	確認調査	1998.05	埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
71	岩園町63	工事立会	1998.12	現地表下40cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
72	岩園町57-1	確認調査	1999.02	現地表下120cmまで掘削。60cmの盛土層、10cmの旧耕土層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
73	六龍荘町181	本発掘調査	1999.12～2000.02	1999.08に確認調査を実施し、埋没保存されていた岩ヶ平22号墳を確認。その後、22号墳を発掘調査し、記録保存した。57号墳が断たれ使用され、記録保存した。矢穴石を1石確認。	岩ヶ平22・57号墳、石材1石	22・57号墳は消滅。	—
74	六龍荘町70、70-1	確認調査	2000.10	最深確認深度は現地表下40cm。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
75	六龍荘町154-6～8	確認調査	2000.11	最深確認深度は現地表下125cm。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
76	六龍荘町120、121	工事立会	2000年度	—	—	—	—
77	六龍荘町166-3	確認調査	2001.02	最深確認深度は現地表下75cm。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
78	六龍荘町47-1	確認調査	2001.08	最深確認深度は現地表下40cm。現地表下22cmで墓壁を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
79	岩園町65先外	工事立会	2001年度	—	—	—	—
80	岩園町29-5、30-6	確認調査	2001.11	現地表下170cmまで掘削。盛土のみ確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
81	六龍荘町183-2	確認調査	2002.01	深さ50cmまで掘削。深さ45cmより段丘構造を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
82	岩園町30-5	慎重工事	2001年度	—	—	—	—
83	岩園町53先	工事立会	2002年度	—	—	—	—
84	六龍荘町147-1の一部、147-2	確認調査	2002.10	最深確認深度は現地表下50cm。深さ35cmで暗灰色焼きじり粘質土層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
85	六龍荘町181	慎重工事	2002年度	—	—	—	—
86	岩園町52-1	確認調査	2002.11	現地表下77cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
87	岩園町42-2、43-2	確認調査	2003.03	最深確認深度は現地表下150cm。盛土及び灰色砂質土層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。2003.07、基礎掘削中に立会。現地表下200cmほど掘削。盛土のみ確認。	—	—	—
88	岩園町70-1の一部	確認調査	2003.07	最深確認深度は現地表下135cm。現地表下50cm以下から近世以前の堆積土。現地表下100cm前後で墓壁を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。2003.10基礎掘削中に立会。	—	—	—
89	岩園町70の一部	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
90	岩園町80先	工事立会	2003年度	—	—	—	—

第13表 八十塚古墳群調査地点一覧表(4)

(2005年12月31日現在)

調査地点	所在地	調査種別	調査年月	調査所見	古墳・石材	保存状況	文献・備考
91	六麓荘町99-2	確認調査	2003.10	最深確認深度現地地表下80cm。機具土及び基礎層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
92	岩園町63の一部	工事立会	2003年度	—	—	—	—
93	岩園町63の一部	工事立会	2003年度	—	—	—	—
94	六麓荘町57	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
95	岩園町70-1・3・4の一部	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
96	六麓荘町10-28	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
97	岩園町147-1	慎重工事	2003年度	—	—	—	—
98	六麓荘町178-1	確認調査	2004.03	現地地表下80cmまで掘削。深さ30cmで基礎層を確認。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
99	六麓荘町54	確認調査	2004.04	現地地表下111cmまで掘削。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
100	六麓荘町166-1・2・4	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
101	六麓荘町170-2・4	分布調査	2004.07	分布調査で古墳を5基(45～49号墳)確認。	岩ヶ平45～49号墳	現状保存	—
102	岩園町70-1・70-3の各一部	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
103	岩園町70-1・70-3の各一部	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
104	六麓荘町199-1・2	慎重工事	2004年度	—	—	—	—
105	岩園町40-1、41-1	確認調査	2005.02～03	埋没保存されている岩ヶ平10号墳を確認。徳川大坂城東六甲採石場に伴う副石9石を確認。	岩ヶ平10号墳、副石9石	10号墳は損壊部分を本発掘調査。石材は埋没保存。	—
106	岩園町40-1、41-1	本発掘調査	2005.04～07	工事により損壊を受ける岩ヶ平10号墳南半部を発掘調査。	岩ヶ平10号墳	古墳北半部は埋没保存。	2006年度に報告書を刊行予定。
107	六麓荘町154-3・4、156-1・17	慎重工事	2005.06	掘削中に立会。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—
108	六麓荘町170-2・4	本発掘調査	2005.12～2006.02	2005.08～09に確認調査を実施し、周知の岩ヶ平45・46号墳以外に、58号墳を確認。47～49号墳は非古墳。本発掘調査では、これら3基の古墳と副石2石、砂礫などを調査。	岩ヶ平45～49・58号墳、副石2石、砂礫	岩ヶ平45・46号墳は埋没保存。58号墳は消滅。副石は埋没保存。47～49号墳は非古墳。	【戸塚市教委2006】2006年度に報告書を刊行予定。
109	六麓荘町157、158-2	確認調査	2005.09	最深確認深度現地地表下140cm。埋蔵文化財は確認されなかった。	—	—	—

第4章 発掘調査の成果

第1節 岩ヶ平刻印群（第32地点）の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町76番地4（敷地面積462.81㎡）において軽量鉄骨造地上2階・鉄筋コンクリート造地下1階建個人住宅建設の新築計画が進捗したが、周知の埋蔵文化財包蔵地である徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の分布範囲内であることから（第43図）、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく発掘届出書が、平成9年4月2日付（芦教社文第7号）で地権者である真鍋勝彦氏より本市教育委員会に提出された。なお、当該敷地には、古川久雄氏の分布調査によって、すでに刻印石3石が確認されていた〔古川1992〕。

発掘届出書を受理した本市教育委員会は事業の内容を審査し、計画建物の建設によって刻印石をはじめとする埋蔵文化財が損壊を受ける可能性が高いと判断した。そこで、文化財課文化財係長森岡秀人（学芸員）、同課学芸員竹村忠洋を調査担当者として、平成9年5月20・21日に刻印石・矢穴石など採石関係石材の有無、土層の堆積状況、遺物包含層の有無などの基礎資料を得るために分布調査及び確認調査を実施した（調査面積3.80㎡）。

その結果、計画建物の建築によって刻印石1石の損壊は回避し難く、本発掘調査による記録保存が必要であると判断した。本発掘調査は、調査動機が個人住宅の建設であったため、芦屋市教育委員会が調査主体となって、平成9年度の国庫補助事業として実施することとした。調査期間は平成9年6月23日から平成9年6月27日までとなった。ただし、結果的には7月9日まで調査を行った。

調査体制は、文化財課文化財係長森岡秀人（学芸員）・同課学芸員竹村忠洋が調査を担当し、調査員として同課臨時的任用職員永野香、調査補助員として同課臨時的任用職員荒木幸治・奥谷山香・桜井雅子・竹林裕一・若林純也が従事した。また、発掘作業は、安西工業株式会社に委託した。

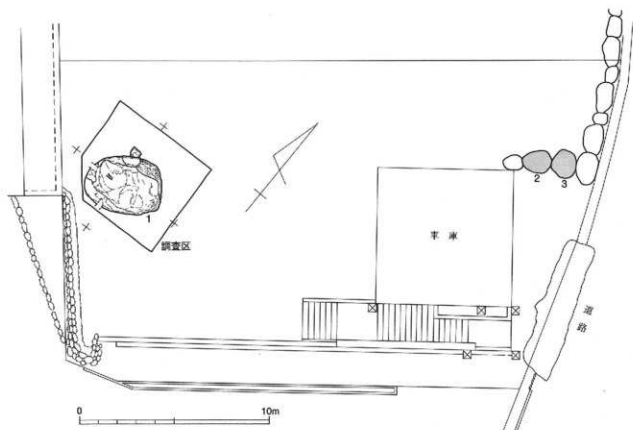
なお、今回の調査は阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」（平成7年3月29日、文化庁次長通知）に基づいて行ったものである。

2. 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

当該敷地の現状は駐車場と擁壁がすでに建設されており（第45図、図版1）、確認調査によって敷地北西部に刻印石1石（1号石材）、敷地北東部の石垣に刻印石2石（2・3号石材）が確認された。これらの刻印石は、すでに古川久雄氏によって報告されていた〔古川1992〕。

今回の調査では、まず、当該敷地全域（462.81㎡）を対象に、徳川大坂城東六甲採石場跡に伴う石材の確認に努めた。その結果、先の刻印石3石以外に新たな関連石材が確認されることはなかった。これらの刻印石は、1～3号石材と呼称した。



第45図 調査区配置図及び石材分布図 (数字は石材番号) 1/200

3石の刻印石の内、1号石材が建物建設によって損壊を受けることが明らかであったため、当石材を対象に調査区を設定した。調査深度は、計画建物の工事掘削深度に合わせて、現地表面から50cmまでの深さが対象となった。また、2・3号石材については、設計者との協議の中で、計画建物の建設工事の影響を受けずに、当該地入口部分に石垣として保存されることを確認したため、刻印の採拓のみにとどめた。

掘削は、敷地内に重機を進入させることが困難であったため、すべて人力で行った。

記録は写真と実測図で行った。写真は、2種類のフィルム (35mm カラーポジ・白黒ネガ) で撮影した。実測図は、調査区配置図及び平面図を縮尺1/100で平板を用いて作成した。1号石材の平面・立



第46図 調査風景 (南東から)



第47図 調査風景 (北東から)



第48図 1号石材刻印割り取り状況（北東から）



第49図 1号石材刻印部分設置状況（北西から）

面・断面図は、縮尺1/10で作成した。調査区の土層断面図は、縮尺1/10で作成した。平面実測に伴う基準線は、任意に設定した。基準高は当該敷地南面の道路面（T.P.143.4m）から水準測量によって得た。

なお、1号石材については、地権者の協力を得て、当該敷地内に移設保存されることになった。ただし、1号石材はとても巨大で移動することができなかったため、刻印部分のみを割り取り、部分保存することとなった（第48・49図）。割り取られた1号石材の刻印部分は、現在、敷地北東側に移設保存されている（第52図）。また、2・3号石材は、現状のまま、敷地北東部の石垣として利用されている（第53図）。

（2）調査の経過

本発掘調査は、調査開始日である6月23日に資材・器材などを搬入し、掘削や実測図を作成した。その後、6月27日までに実働5日で、1号石材の写真撮影、刻印の採拓、実測図の作成、2・3号石材の刻印の採拓を行った。そして、現地における記録を終了した6月27日に現場を撤収した（第46・47図）。

また、1号石材の移設保存に伴う刻印部分の割り取り作業は、調査終了後、7月9日まで行い、仮保管のために敷地外に搬出した。

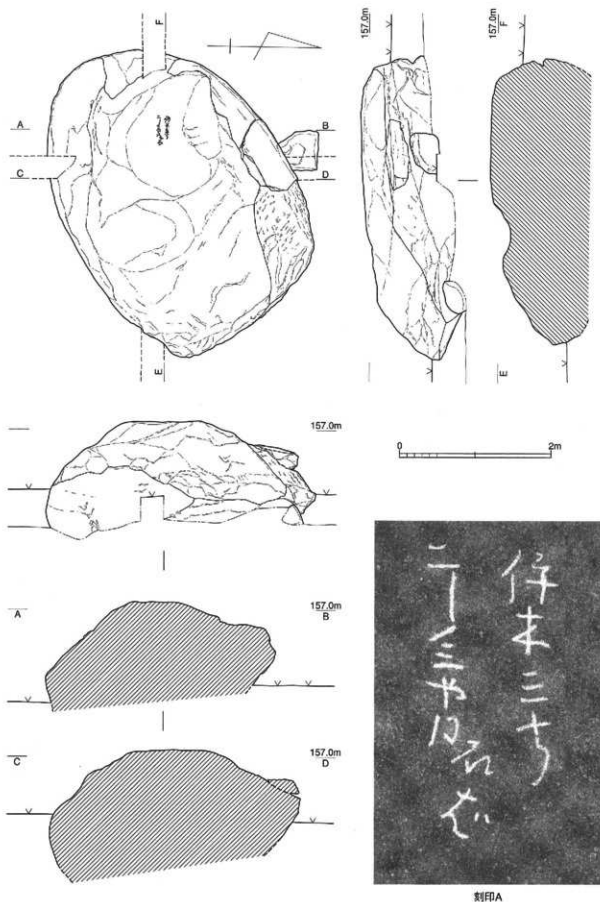
（3）石材

調査地では、徳川大坂城東六甲採石場跡に伴う石材として、刻印石3石が検出された。先述したとおり、これらの刻印石は、すでに分布が報告されており〔古川1992〕、これらの刻印の拓影は〔古川2002・2003〕に掲載されている。

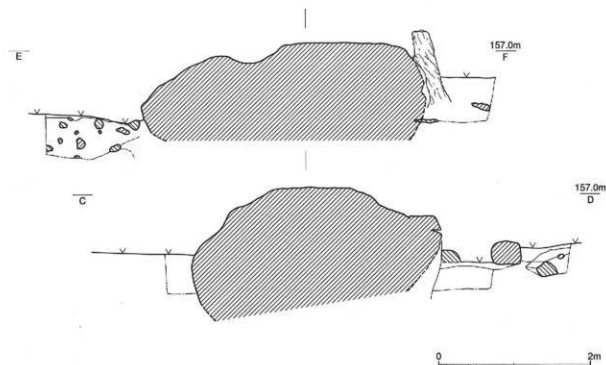
① 1号石材

長辺約410cm、短辺約300cm、高さ160cm以上を測る自然石で、天井部の平坦な部分に上下39cm、左右17cmの範囲で「伊木三十郎 石者 ニシノミヤ内」と刻まれている（第50図、巻頭図版2・図版3・6）。当刻印は、因伯島取藩池田家（池田新太郎光政）所用のものであるが、本節の小結で後述する。なお、当刻印の拓影は〔古川2002〕に掲載されている。

調査前には、氷山の一角のように、巨石が基盤層から一部分をのぞかせた状態であると考えていた。しかし、当石材の周辺の掘削が進むと、底部に向かって丸くなっている形態であることが明らかとなった（第50・51図、図版3・4）。このことから、当石材は底部のみ基盤層に含まれているか、基盤層上面に置かれているような状態であることが推測された。



第50図 1号石材 平面・立面・断面図 1/50、刻印A部分写真 約1/5



第51図 調査区土層断面図 1/50

調査深度は、計画建物の工事掘削深度である現地表面から深さ50cmまでが対象となったが、その深度では、ビニールやコンクリート、軍手などを含む攪乱土のみしか認められず、当石材の周辺はかなり攪乱を受けていると判断された。そして、調査深度が基盤層にまで至らなかったことから、当石材が採石当時の位置を保っている確証は得られなかった。しかし、巨石であるため移動させることが非常に困難であると考えられることから、当石材が近世初頭当時の原位置を保っている可能性は高いと考えられる。

なお、当石材周辺からは、採石に伴う遺構・遺物はまったく確認されなかった。

②2号石材

直径約160cm、高さ約70cmを測る自然石で、「伊木三十郎 石者」の刻印が認められる（図版5・6）。当刻印の拓影は〔古川2003〕に掲載されている。当刻印も1号石材と同じく、因伯鳥取藩池田家（池田新太郎光政）所用のものである。現状では、当該敷地の石垣に転用されており、原位置は保っていない。

③3号石材

径220_{cm}あまりの自然石であり、「 $\ominus$ 」刻印が認められる（図版5・6）。当刻印の拓影は〔古川2002〕に掲載されている。当刻印は、1・2号石材と同じく、因伯鳥取藩池田家（池田新太郎光政）所用のものである。当石材も敷地前面の石垣として転用されており、原位置を保っていない。

(4) 出土遺物

今回の調査では、遺物はまったく確認されなかった。

3. 小 結

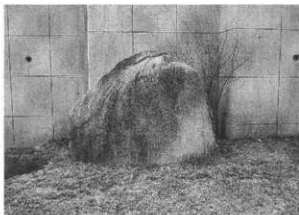
今回の調査では、因伯鳥取藩池田家（池田新太郎光政）所用の刻印をもつ石材が3石検出された。このことから、当該敷地が因伯鳥取藩の石切丁場であったと考えられる。3石の石材はいずれも矢穴が穿たれておらず、この点は当該敷地で確認された石材の様相の特徴として挙げることができる。

徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群では、これまで芦の芽グループをはじめとする民間の研究調査団体や研究者によって綿密な分布調査が行われ、数多くの関係石材が確認されている〔藤川1979、古川1998・2002・2003など〕。そのような中で、当該敷地で確認された人名刻印は稀有な事例であり、貴重な資料である。今回の調査では、発掘調査によって、そのような刻印石を精緻に記録できたことが大きな成果であろう。

「伊木三十郎 石者* ニシノミヤ内」刻印の内容については、古川久雄氏の見解が示されている〔古川1992〕。当文献に拠ると、伊木三十郎は徳川大坂城再築当時、鳥取藩であった池田家（藩主 池田新太郎光政、320,000石）の筆頭家老である伊木忠貞のことである。伊木三十郎は大坂城再築第1期工事の元和6年（1620）には未だ8歳であった。今回調査した1・2号石材の刻印からは、当地付近における採石を担当したのが伊木家臣団であったと考えられるが、必ずしも幼少の三十郎本人が現地に常駐したことを示すとする必要はなく、その家臣の駐在を表現するものであろう。「石者* ニシノミヤ内」は西宮内石場を意味するが、具体的に何を意味するのかは明確ではない。可能性としては、①池田家家臣団宿営地が西宮にあり、西宮駐在班が管理する採石場を表示した、②西宮に近い当地域は当時おおまかに西宮の範囲の中で理解されており、西宮にある採石場を意味している、の2つの推測ができる。

一方、1号石材は巨石で複数の調整石を切り出すことが可能であるにもかかわらず、矢穴の穿孔など石切りを試みた痕跡が認められない。このことから、当石材は石切丁場の範囲などを示す傍的な役割を果たした刻印石であり、採石の対象とはならなかったことが推測できる。

当該敷地内の刻印石3石の保存については、協議の結果、地権者の理解と協力を得ることができ、敷地内に保存されることとなった。保存方法としては、2・3号石材が現状のまま石垣として保存されることとなったが、1号石材は石材自体が巨大であったことから、技術的にその移動は難しく、結果として刻印部分のみを割り取り、当該敷地内に移設保存することになった。なお、調査後、刻印部分を割り取る工事が行われ、現在、当該敷地の北東部に庭石のように移設保存されている（第52・53図）。（森岡・竹村）



第52図 1号石材刻印部分移設保存状況
（北東から、平成18年2月撮影）



第53図 2・3号石材保存状況
（南東から、平成18年2月撮影）

第2節 岩ヶ平刻印群（第33地点）の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町39-1番地（敷地面積1123.53㎡）では、鉄筋コンクリート造2階建個人住宅の新築計画が進捗したが、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の分布範囲内にあることから（第43図）、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく発掘届出書が、平成9年4月8日付（芦教社文第13号）で地権者である比屋根毅氏より本市教育委員会に提出された。当該地の現状は自然地形を維持しており、計画建物の建築は遺構や遺物包含層に影響を与える可能性があった。

そこで、本市教育委員会では、文化財課文化財係長森岡秀人（学芸員）・同課嘱託職員木南アツ子（学芸員）を調査担当者として、平成9年5月12日に徳川大坂城東六甲採石場に伴う刻印石・矢穴石・割石など関係石材の有無、遺構や遺物包含層の有無及びその埋没深度などの基礎資料を得るために、分布調査及び確認調査を実施した（調査面積7.99㎡）。

その結果、徳川大坂城東六甲採石場関係の石材が確認された。計画建物の設計図と照合すると、建物建設工事による関係石材の損壊は回避し難く、本発掘調査によって記録保存を行う必要があると判断した。本発掘調査は、調査動機が個人住宅の建設であったため、芦屋市教育委員会が調査主体となって、平成9年度の国庫補助事業として実施することとした。その後、地権者との協議を経て、平成9年7月7日から平成9年8月1日まで当該敷地全域（1123.53㎡）を対象とした本発掘調査及び分布調査を実施するに至った。

本発掘調査は、文化財課文化財係長森岡秀人（学芸員）と同課学芸員竹村忠洋を調査担当者とし、調査補助員として同課臨時的任用職員荒木幸治・一色伸朗・岡本陽子・桜井雅子・永井達也・福田竜馬・丸谷明・若林純也が従事した。また、発掘作業は、安西工業株式会社に委託した。

なお、今回の調査は阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」（平成7年3月29日、文化庁次長通知）に基づいて行ったものである。

2. 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

確認調査の結果、当該敷地内には矢穴石をはじめ、徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材が4石確認された。本発掘調査では、まず、分布調査を行い、関係石材の検出に努めた（第54・55図、図版8）。その結果、当該敷地における石材の数は合計10石となった。これらの石材には通し番号を振り、1～10号石材と呼称した。これらの石材の中で、1・7号石材には刻印が確認された。調査は、これら10石の石材を対象として行うこととした。

掘削は、敷地内に重機を導入させると自然地形を損壊してしまうため、すべて人力で行った。

記録は写真と実測図で行った。写真は、2種類のフィルム（35mm カラーボジ・白黒ネガ）で撮影し

た。実測図は、調査区配置図及び石材分布図を縮尺1/100で平板を用いて作成した。各石材の平面・立面・断面図は、縮尺1/10で作成した。調査区の土層断面図は、縮尺1/10で作成した。平面実測に伴う基準線は、任意に設定した。基準高は当該敷地南面の道路面（T.P.160.00m）から水準測量によって得た。なお、現況地形測量図は、地権者から提供を受けた現況図（縮尺1/200）を使用した。

また、検出された刻印石（1・7号石材）については、現地における現状保存もしくは石材の移設保存ができなかったため、刻印部分を削り取り、別の場所に移設保存するために、一時、敷地外に搬出し、仮保管した。なお、これらの刻印部分は平成13年に本市若宮町につくられた若宮街かどひろばに移設保存されている（第62図）。

〔2〕調査の経過

本発掘調査は、平成9年7月7日に開始し、8月1日に終了した（第54・55図、図版8）。実働日数は14日である。以下に、調査日誌抄を掲げて、調査経過の詳細を記す。

【調査日誌抄】

平成9年（1997年）

7月7日（月） 雨ときどき曇り

今日は調査開始日だった。器材などを搬入後、当該敷地内の分布調査を行った。また、確認調査で確認されていた2・3・5号石材の現状を撮影した。これらの石材のほか、来訪された藤川祐作氏によって1号石材が検出された。1号石材を清掃し、現状を撮影した。写真撮影後、矢穴列を主軸として基準線を設定した。3号石材の現状を実測し、その後、トレンチを設定して掘削した。その結果、3号石材は小さなものであることがわかった。基準杭1・2を打設し、その標高を計測した。基準杭1（南側の杭）は、T.P.164.220m、基準杭2（北側の杭）は、T.P.165.924mを測る。本日は雨天のため作業はほとんどできなかった。

7月8日（火） 曇りときどき雨

1号石材の平面図と南からの立面図を作成した。また、

本日、4・6・7号石材が新たに検出された。特に7号石材は巨石で上面に矢穴列と「」「」の刻印があった。各石材の法量を計測した。分布調査と現状地形確認のため、敷地内の草刈りをはじめた。近隣の方から作業員が隣地内に入っていると苦情があった。本日も雨天のため、作業がなかなか捗らなかった。

7月9日（水）～7月14日（月）

雨天のため、作業を中止した。

7月15日（火） 曇り

1号石材の立面図と7号石材の平面図を作成した。各石材の矢穴（痕）の規模を計測した。草刈りを行った。

7月16日（水） 晴れ

7号石材の立面・断面図を作成した。1号石材から2つの刻印「」「」が見つかった。



第54図 調査風景（西から）



第55図 調査風景（西から）

7月17日(木) 雨

雨天のため、作業を中止した。

7月18日(金) 晴れ

石材の分布図を作成した。任意に基準杭を設定し、平板を用いて石材の位置を記録した。1号石材の立面・断面図を作成した。古川久雄氏が来訪し、1号石材から新たに「口」の刻印が確認された。古川氏が刻印を採掘した。

7月22日(火) 晴れ

敷地の隣地境界線を平板で実測する。9号石材の平面図を作成した。刻印を実測した。

7月23日(水) 晴れ

9号石材の平面・立面・断面の実測を行った。刻印の実

測を行った。

7月24日(木) 晴れ

今日は現地調査の最終日だった。明日からの刻印割り取り作業の準備として、1・7号石材の周辺には防塵シートが張られた。刻印の実測を行った。1号石材のヤマトリのノミ痕跡と9号石材の下取り線の拓本を採った。近隣のスイス人の方が見学に来られた。すべての記録作業を終え、器材を撤収し、発掘調査は終了した。

7月25日(金)～8月1日(金)

移送保存のために1・7号石材の刻印部分を割り取り、敷地外に搬出する作業を実施した。

(3) 現状地形と石材の分布

当該敷地の現況は、敷地北部において自然地形が良好に残っていた(第56図、図版7)。その他の場所についても自然地形をとどめていると考えられるが、数ヶ所で自然礫が積まれただけの近現代の石垣などがみられ、多少は地形の変更が行われていると推測される。敷地の中央には小谷が形成されており、谷底には夙川の支流であるどんと川が南流している。谷の東西両側は、小さな尾根状の地形となっている。

石材は、どんと川東岸付近に1・7～9号石材が群集して分布している。これらの石材は原位置を保っている。その他の石材は、どんと川底に5号石材、東側に2・3号石材、西側に4・6・10号石材が分布している。これらの石材は原位置を保っていないものも含まれているが、それほど遠距離を移動していないと考えられる。

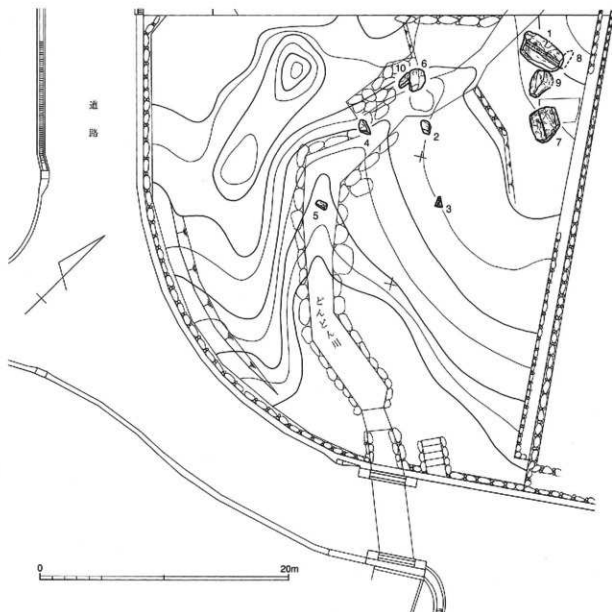
これらの石材の分布から、当石切丁場は川辺に立地していたことがわかる。

(4) 石材

当該敷地において、矢穴(痕)をはじめとする採石痕跡を有する石材が10石確認された。それらは、1～10号石材と呼称した。その中で、徳川大坂城東六甲採石場に伴うものは、1・3～10号石材である。その内の2石からは、合計5つの刻印を確認した。各石材の法量などを記録し、現況の写真撮影を行った。また、1・7・9号石材は平面図・立面図・断面図を作成した。以下、各石材について記載する。

① 1号石材

敷地北東部にある刻印石で、原位置を保っている。細長い花崗岩で、下部は埋没している(第57図、巻頭図版3、図版9・10)。長辺360cm以上、短辺220cm以上、高さ100cm以上を測る。石材の上面及び側面には、「㊦」「㊧」「口」(刻印A・B・C)の3つの刻印を確認した(第57図、図版10)。これらの刻印の拓影は〔古川2003〕に掲載されている。刻印Aは若狭小浜藩京極家(京極若狭守忠高)所用の刻印であり〔古川2003〕、その一部がヤマトリによって切られている。刻印Bは岩ヶ平刻印群ではよくみられる通称「雁」と呼ばれている鳥をイメージさせる刻印の一種であると考えられるが、特定の藩が用いたものなのかどうかは明らかになっていない〔森岡・坂田2005d〕。刻印Cは小さく不整な隅丸の四



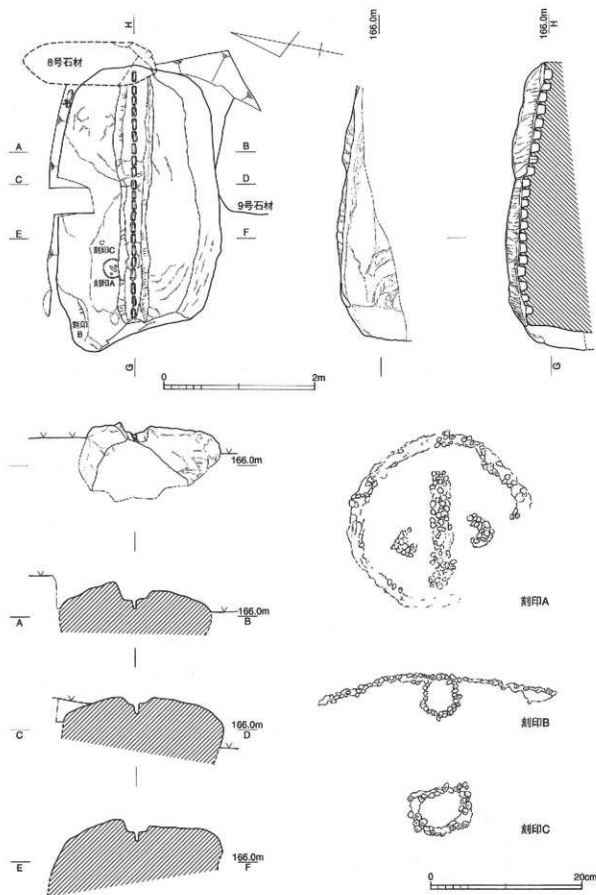
第56図 石材分布図(数字は石材番号、等高線は50cm 間隔) 1/300

角形と単純なデザインであり、何を意味しているのかはわからない。

上面には、長軸方向の中心線上にヤバトリが認められる(第57図、図版10)。ヤバトリの東半部は西半部より一段低くなっており、高低差は約5cmを測る。ヤバトリの規模は、東半部で幅45cm前後、最深部で深さ19cmとなっており、西半部では幅35cm前後、最深部で深さ14cmを測る。また、ヤバトリを形成した痕跡として、多数のノミ痕跡が観察でき、それらは短辺1cm程度の溝状のものである。

ヤバトリ内には、矢穴列が1列設定され(矢穴列a)、Aタイプの矢穴が21穴穿たれていた。この矢穴列aの設定位置から、本石材の性格を均等二分割技法〔森岡・坂田2005c〕による採石を目的とした母岩であると考えられる。

ここで、当石材から採石できる調整石の規模と数を検討すると、石材長辺が360cm程度あり、矢穴列と石材輪郭までの長さが、北西側で105cm以上、南東側で105cm以上あることから(第57図)、控え長



第57図 1号石材 平面・立面・断面図 1/50、刻印実測図 1/5

が360cm以下で、小口一辺が105cm以下の調整石を切り出せることがわかる。そして、小口一辺が100cm程度の築石用調整石なら、少なくとも2石は採石できる。

次に1号石材の矢穴の規模について記す。矢穴の番号は西から順に東へ振っている。表記の内容は、矢穴1(矢口の長辺、矢口の短辺、深さ)－矢穴1・2間の距離－矢穴2(矢口の長辺、矢口の短辺、深さ)・・・となっている。単位はcmである。なお、後述する他の石材の矢穴についても、同じ方法で法量を示すが、矢穴痕の場合、矢口の短辺は半裁されているために計測できないので、各矢穴痕の法量を示す数値は(矢口の長辺、深さ)とした。

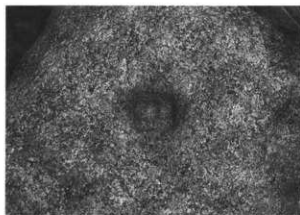
矢穴列 a 矢穴1(11.5, 5.0, 8.5)－4.5－矢穴2(12.5, 5.5, 11.0)－4.0－矢穴3(12.5, 7.0, 11.0)－6.0－矢穴4(13.0, 7.5, 11.0)－3.0－矢穴5(12.0, 7.0, 11.5)－3.5－矢穴6(12.5, 6.0, 12.0)－3.5－矢穴7(12.0, 6.0, 10.0)－3.5－矢穴8(12.5, 6.5, 12.0)－3.0－矢穴9(13.0, 6.0, 11.0)－3.0－矢穴10(10.5, 6.0, 10.0)－3.0－矢穴11(11.0, 6.0, 10.0)－3.0－矢穴12(11.5, 6.0, 11.0)－5.0－矢穴13(12.0, 5.5, 9.5)－3.5－矢穴14(11.5, 5.5, 9.0)－4.0－矢穴15(12.5, 5.0, 10.5)－3.5－矢穴16(12.5, 5.5, 10.0)－4.0－矢穴17(13.0, 6.0, 10.0)－4.0－矢穴18(13.0, 6.5, 11.0)－3.0－矢穴19(13.0, 6.0, 10.0)－矢穴20・21は計測不能

②2号石材

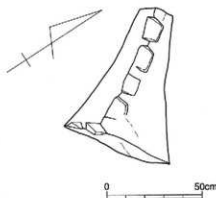
敷地北半部、どんどん川の東岸に分布する矢穴石で、原位置は保っていない(図版12)。矢穴がCタイプであることから、徳川大坂城東六甲採石場に伴うものではない。形態は不整な楕円形状で、直径約80cm、高さ約53cmを測る。上面の平坦部にCタイプの矢穴と考えるものが1穴穿たれている。当矢穴は2段彫りのような状態になっており、1段目は直径約5cmの正方形で、深さ約1cmであり、それから北西隅部を一角として、一辺3.5cmの正方形で深さ2.8cmのものが穿たれる(第58図)。本石材は最終的には割られずに遺棄されている。

③3号石材

敷地中央からやや東に偏った位置にあり、どんどん川の東岸で確認された割石で、原位置は保っていない(第59図、図版12)。不整な四角形状で、一辺約70cm以上、高さ約30cm以上を測る。矢穴痕を伴う断面が2面認められる(断面A・B)。断面A→Bの順番で形成されている。断面Aには2穴のAタイプ矢穴痕が認められる(矢穴列痕a)。当矢穴列痕は断面Bによって割られている。断面Bには4穴



第58図 2号石材 矢穴(北から)



第59図 3号石材 平面図 1/20

のAタイプ矢穴痕が残る（矢穴列痕b）。用材、端材のいずれになるのかは、わからない。

矢穴列痕a 矢穴痕1(10.0以上, 6.0)–3.0–矢穴痕2(12.0, 9.0)

矢穴列痕b 矢穴痕1(11.0, 9.5)–3.5–矢穴痕2(11.0, 8.5)–5.0–矢穴痕3(10.5, 9.0)–5.0–矢穴痕4(10.0, 9.0)

④4号石材

敷地中央からやや北に偏った位置にあり、どんどん川の西岸で確認された割石である（図版12）。原位置を保っているかどうかは不明である。下部は埋没している。楕円形状で、規模は長辺約100cm、短辺約73cmを測る。同一の自然面に「T」字状に直交する2列の矢穴列が設定されている（矢穴列痕a・矢穴列痕b）。矢穴列痕aは3穴のAタイプ矢穴痕からなる。矢穴列痕aによって生じた割面Aは輪郭が不明瞭で、角が鈍い。このことから、採石を意図して割られたものではなく、矢穴が欠損しているだけなのかもしれない。矢穴列bは地表に露出している部分で2穴の矢穴がみられ、さらに土中に続いている。

矢穴列痕a 矢穴痕1(10.0, 5.0)–2.5–矢穴痕2(8.5, 4.0)–2.5–矢穴痕3(10.0, 3.5)

矢穴列痕b 矢穴1(10.0, 4.0, 7.0)–2.5–矢穴2以降、埋没しているため不明

⑤5号石材

敷地中央、どんどん川の川底で確認された割石である（図版12）。下部は埋没しており、原位置を保っている。露出している部分は比較的直方体にみえるが、奥の方が三角形にとがっている。規模は、長辺72cm以上、短辺42cm以上、高さ35cmを測る。割面が2面形成されており（割面A・B）、割面AにはAタイプ矢穴からなる矢穴列痕a、割面Bには同じくAタイプ矢穴で構成される矢穴列痕bが伴う。形態や規模から、2面割の端材と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1(11.0, 10.0)–3.5–矢穴痕2(12.0, 9.0)–4.0–矢穴痕3(12.0, 9.5)–4.0–矢穴痕4以降、埋没しているため不明

矢穴列痕b 矢穴痕1(12.0, 9.5)–矢穴痕2以降、埋没しているため不明

⑥6号石材

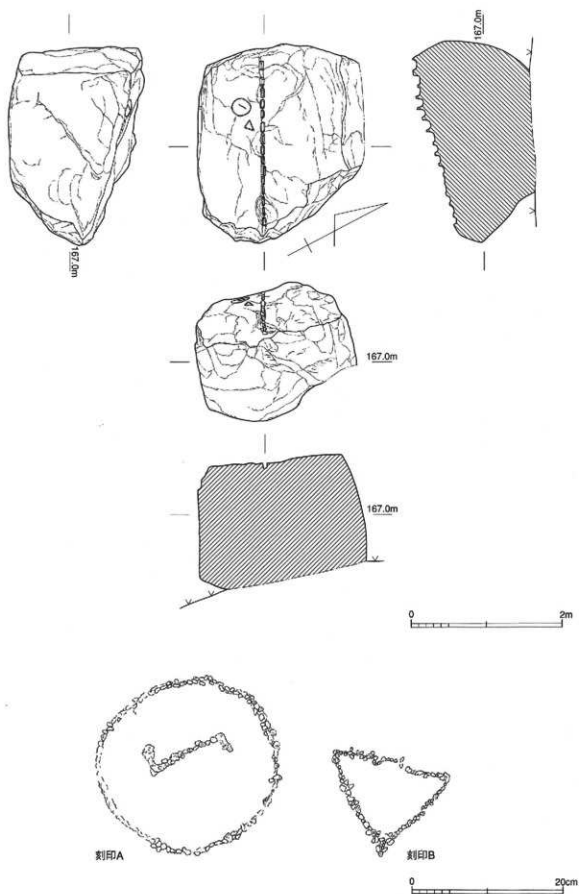
敷地北部に位置し、どんどん川西岸で確認された割石である（図版12）。下部は埋没しており、原位置を保っている。卵を半分に割ったような形態を呈し、長辺約195cm、短辺約87cm、高さ約77cmを測る。割面は1面で（割面A）、矢穴列痕aを伴う。Aタイプの矢穴痕を10穴確認できるが、非常に不明瞭である。形態や規模から、均等二分割技法によって割り取られた母岩の残石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1(9.0, 4.5)–3.5–矢穴痕2(10.5, 4.5)–3.0–矢穴痕3(12.0, 8.5)–2.0–矢穴痕4(10.0, 9.0)–3.0–矢穴痕5(10.0, 10.0)–3.5–矢穴痕6(9.5, 8.5)–2.0–矢穴痕7(10.0, 8.0)–3.5–矢穴痕8(13.0, 6.0)–4.0–矢穴痕9(15.0, 9.0)–3.5–矢穴痕10(6.0以上, 3.0以上)

⑦7号石材

敷地北隅に群集する石材に含まれており、刻印を有する矢穴石である（第60図、巻頭図版3、図版11）。原位置を保っている。立方体に近い石材で、長辺約270cm、短辺約220cm、高さ180cm以上を測る。石材の上面に「⊖」「△」刻印が穿たれている（刻印A・B）。両刻印の拓影は〔古川2003〕に掲載されている。刻印Aは因伯鳥取藩池田家（池田新太郎光政）所用のものである。刻印Bが採石藩を意味しているかどうかは不明である。

石材の上面には、およそ石材の中心を通る矢穴列が設定されている（矢穴列a）。矢穴列aは15穴の



第60図 7号石材 平面・立面・断面図 1/50、刻印実測図 1/5

Aタイプ矢穴からなる。均等二分割技法による採石を目指した母岩である。

当石材から採石できる調整石の規模と数を検討すると、石材の長辺が約270cm、高さが180cm以上あることと、矢穴列から石材の輪郭までの長さが矢穴列の北東側で約135cm、南西側で約88cmあることから（第60図）、控え長が270cm以下で、小口一辺が100cm前後の築石用調整石を切り出せることがわかる。そして、小口一辺が80～90cm程度の調整石なら、2石採石できる。

矢穴1 (13.0, 7.0, 10.0) - 8.0 - 矢穴2 (11.0, 6.0, 9.5) - 4.0 - 矢穴3 (12.0, 4.0, 7.0) - 3.0 - 矢穴4 (11.0, 6.0, 8.0) - 3.0 - 矢穴5 (10.5, 5.0, 9.0) - 5.0 - 矢穴6 (12.5, 5.5, 9.0) - 3.5 - 矢穴7 (13.0, 4.5, 7.5) - 4.0 - 矢穴8 (11.0, 5.0, 9.0) - 4.0 - 矢穴9 (10.5, 5.0, 11.0) - 3.5 - 矢穴10 (11.5, 5.5, 10.0) - 3.5 - 矢穴11 (10.0, 4.0, 8.0) - 4.0 - 矢穴12 (9.0, 3.0, 8.0) - 4.0 - 矢穴13 (10.5, 3.5, 8.0) - 4.0 - 矢穴14 (10.5, 3.0, 5.5) - 4.5 - 矢穴15 (11.0, 3.0, 6.0)

⑧8号石材

敷地北隅に位置し、1号石材の東部についている割石で、現状では下面が剖面（剖面A）となっている（図版12）。原位置を保っているかどうかは不明である。規模は、長辺約210cm、短辺約120cm、高さ約75cmを測る。剖面Aには11穴のAタイプ矢穴痕（矢穴列痕a）を確認することができる。

矢穴列痕a 矢穴痕1 (9.5, 7.0) - 2.5 - 矢穴痕2 (9.5, 7.0) - 2.5 - 矢穴痕3 (10.0, 7.0) - 3.0 - 矢穴痕4 (10.0, 7.0) - 3.0 - 矢穴痕5 (10.0, 7.0) - 2.0 - 矢穴痕6 (12.0, 9.0) - 矢穴痕7以降、法量不明

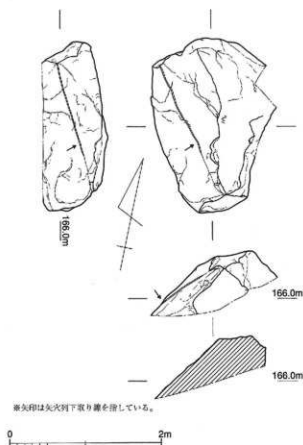
⑨9号石材

敷地北隅、1号石材の南側に位置している石材で、原位置を保っていると考えられる（第61図、図版10・12）。長辺約230cm、短辺約180cm、高さ90cm以上の自然石で、西面中央に矢穴列設定のための下取り線として、直線が1本刻まれている。下取り線の幅は8mm程度、深さは3mm程度である。

下取り線を基軸にした石材長が約190cmで、下取り線から石材の輪郭までの長さが約80cmであることから、控え長が190cm以下で、小口一辺が80cm以下の調整石を少なくとも2石は切り出せることがわかる。

⑩10号石材

敷地北部に位置し、どんどん川西岸で6号石材に近接して確認された割石である（図版12）。原位置



第61図 9号石材 平面・立面・断面図 1/50

は保っていないと考えられる。法量は長辺約156cm、短辺約80cm、高さ約45cmを測る。剖面が1面形成され(剖面A)、Aタイプ矢穴痕が8穴確認できる(矢穴列痕a)。これらの矢穴痕の規模は記録できていない。

(5) 出土遺物

今回の調査では、遺物はまったく確認されなかった。

3. 小 結

徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群では、これまで青の芽グループや藤川祐作氏、古川久雄氏らを中心として、綿密な分布調査が行われ、多数の関係石材が確認されている〔藤川1979、古川1998・2002・2003など〕。そのような状況で、今回の調査では、これまで確認されていなかった刻印5つを検出することができた。さらに、当該地の現状は大きな土地改変を受けておらず、自然地形を良好に残しているため、採石遺構となる原位置を保った石材を多数調査することができた(1・5・6・7・9号石材)。

〔坂本1997〕によれば、昭和4年(1929)頃に行われた六麓荘の宅地造成は、自然地形をできるだけ生かす考え方を取り入れており、当時の案内書には「青松其他の緑樹を以て経営地前面を満し、其樹間は躑躅及萩を以て掩い、且つ古色を帯びたる庭石の散在無数でありまして、其自然の風致は一大庭園をなして居ります。」と記されているということである。このような造成であったことから、六麓荘町に分布する八十塚古墳群を構成する古墳や徳川大坂城東六甲採石場跡に伴う石材は、宅地化が進んでいるにもかかわらず、宅地の庭などに良好に保存されていることが多い。今回の調査地も同様な状況であったため、採石遺構が良好に残存していたということができた。当該地周辺の六麓荘町や岩園町には、現況で自然地形を残した雑木林となっている敷地が多く残っている。今後、このような土地が開発される場合、徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材・採石遺構や八十塚古墳群を構成する古墳が新たに確認される可能性が高い。確認調査時には十分な注意を要する。

地形をみると、どんどん川の緩傾斜をもった谷地形に石材が分布しており、「沢谷地の下場」〔森岡・坂田2005a・b、森岡2005a・b・c〕の典型とすることができる。

刻印石では、若狭小浜藩松極家所用の刻印をもつ石材(1号石材)と因伯鳥取藩池田家所用の刻印をもつ石材(7号石材)が近接して見つかった。この異なる藩の刻印をもつ石材が近接して分布する状況は、古川久雄氏が提示した採石領域推定図において、当該敷地が若狭小浜藩と因伯鳥取藩の採石領域の境界として反映されている〔古川2003〕。

次に今回の調査で検出された徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材の種類をみると、自然石1石(9号石材)、矢穴石2石(1・7号石材)、割石6石(3・6・8・10号石材)となっている(2号石材は採石時期が異なる)。

なお、今回の調査で確認された1号石材と7号石材の刻印は、部分的に割り取られ、現在、本市の若宮街かどひろばに移設保存されている(第62図)。(森岡・竹村)



第62図 若宮街かどひろば石材移設保存状況
(北西から、平成18年2月撮影)

第3節 岩ヶ平刻印群（第45地点）の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町24番地3（敷地面積826.47㎡）において、木造地上2階・地下1階建個人住宅が建築されることとなった。地権者である原田益盛氏から埋蔵文化財に関する照会を受けた本市教育委員会文化財課は、当該敷地が周知の埋蔵文化財包蔵地である徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の分布範囲内に含まれており（第43図）、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく届出が必要であることを回答した。上記の回答を受けて、原田氏は文化財保護法第57条の2第1項に基づく発掘届出書を本市教育委員会文化財課に平成10年12月17日付（芦教社文第108号）で提出した。

本市教育委員会では当該敷地内の刻印石や古墳などの埋蔵文化財の有無を調べるために、文化財課文化財係長森岡秀人（学芸員）・同課嘱託職員若林純也（学芸員）を調査担当者として、平成11年1月26日に確認調査及び分布調査を実施した（調査面積4.75㎡）。その結果、当該敷地南東部の巨石に「伊木三十郎 石者」の刻印と「」の刻印が確認された。当該刻印は計画建物の建築によって確実に損壊を受けるために記録保存を目的とした本発掘調査が必要であると判断した。本発掘調査は、調査動機が個人住宅の建設であったため、芦屋市教育委員会が調査主体となって、平成11年度の国庫補助事業として実施することとした。

地権者に本発掘調査が必要であることを回答し、平成11年4月6日には本発掘調査実施に向けて事前に文化財課と地権者代理の間で協議した。その内容は、調査期間や刻印石の移設保存などについてであった。その結果、平成11年4月12日から5月12日まで当該敷地全域（826.47㎡）を対象とした本発掘調査及び分布調査を実施することになった。

本発掘調査は、文化財課文化財係長森岡秀人と同課学芸員竹村忠洋を調査担当者とし、調査員として同課臨時的任用職員永野香、調査補助員として同課臨時的任用職員岡美和・奥谷由香・堀川憲子が従事した。また、発掘作業は、安西工業株式会社に委託した。

2. 発掘調査の概要

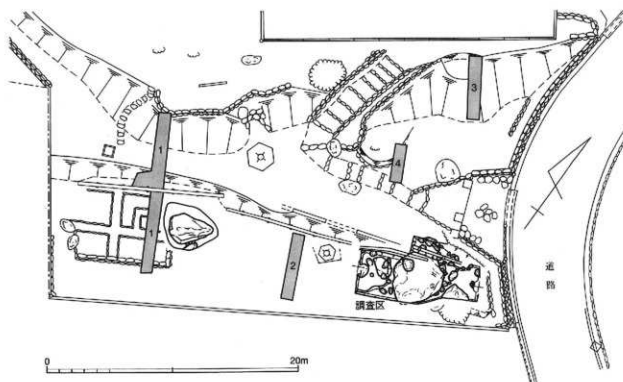
(1) 調査の方法

当該敷地は分筆された敷地の一部であり、以前は庭部分であった。そのため、宅地であったにもかかわらず自然地形は比較的良好に遺存していた（第63図、図版13）。確認調査の結果、当該敷地内には刻印石1石が確認された。当該刻印石を1号石材と呼称する。

本発掘調査では、まず、1号石材を中心に調査区を設定した。また、敷地全体の旧地形の状況や埋没している刻印石や関連石材の有無を確認するために、トレンチ4基を設定した（第1～4トレンチ）。しかし、当該敷地では1号石材以外の関連石材は見つからなかった。

掘削は、敷地内に重機を導入させることができなかったことから、すべて人力で行った。

記録は写真と実測図で行った。写真は、2種類のフィルム（35mmカラーポジ・白黒ネガ）で撮影し



第63図 調査区及びトレンチ配置図 (数字はトレンチ番号) 1/300

た。実測図は、調査区及びトレンチ配置図を縮尺1/100で平板を用いて作成した。調査区の平面図は縮尺1/50で平板を用いて作成した。1号石材の平面・立面・断面図は、縮尺1/10で作成した。調査区及びトレンチの土層断面図は、縮尺1/10で作成した。平面実測に伴う基準線は、任意に設定した。基準高は当該敷地南面の道路面から水準測量によって得た。なお、現況地形測量図は、地権者から提供を受けた現況図(縮尺1/200)を使用した。

また、1号石材については、現状保存ができなかったため、刻印部分を削り取り、敷地外に搬出して仮保管された。そして、建物が建設された後に、敷地内の当該道路から見える場所に移設保存された(第71図)。

(2) 調査の経過

本発掘調査は、平成11年4月12日に開始し、5月12日に終了した(第64・65図、図版14)。



第64図 調査風景 (東から)



第65図 調査風景 (北から)

調査開始日である4月12日には、コンテナハウス・トイレ等を搬入し、発掘調査現場を設営した。器材・資材などを搬入した。1号石材の調査は、まず、現状での写真撮影・実測を行い、次に刻印石の主軸を基準に調査区を設定して周辺を掘削した。基盤層まで掘削し土層断面を観察・記録することで、刻印石が原位置を保っているのかどうかを確認した。土層の記録後、土層観察用土手を除去し、1号石材を完掘した。完掘後、写真撮影及び実測を行った。そして、4月23日にすべての記録作業を終えた。

1号石材以外の調査では、当該敷地の旧地形を検討するために第1～4トレンチを設定し、その土層断面を観察した。また、巨礫2石について、その周辺を掘削し、刻印の確認に努めたが、結果として刻印は確認されなかった。

記録作業完了後、5月6日から5月11日にかけて、1号石材の刻印部分の割り取り作業を実施した。

5月12日にトイレや器材などを撤収し、現地の作業を完了した。

(3) 調査地の現況

当該敷地は自然地形が比較的良好に残っているが、近年まで庭として利用されていたために、少なからず改変されていた（第63図、図版13）。敷地内には近現代の石垣や阪神・淡路大震災で倒れたと考えられる大きな灯籠などがみられた。敷地の南半にはコンクリートの擁壁が東西方向に設けられていた。

そのような中で、敷地内には庭石として使われていた直径1mを超すような花崗岩の自然石が数石散在していた。これらの自然石は当地域の基盤層である段丘礫層中に含まれ一部分だけ露出しているものと、表土上に置かれた状態で明らかに段丘礫層から遊離し原位置を動いているものとに分けることができる（第66・67図）。

段丘礫層に含まれている自然石が存在しているのは、それが庭石として利用され保存条件が恵まれていたためである。それらの中の一石が1号石材であった。1号石材は敷地の南東部に位置し、上面に「伊木三十郎 石者 二しの宮内」「

(4) 基本土層

当該敷地内にトレンチを4ヶ所掘削し、そこで確認された土層を基準にして基本土層を設定する。土層は、表土層、盛土・攪乱土層、旧表土層、流土層、基盤層に大きく分けることができた。基本土層は第1～4トレンチの間で対応させ、土層番号にはアラビア数字を用いた（第68・69図、図版15）。



第66図 基盤層中の花崗岩礫（北西から）



第67図 基盤層上の花崗岩礫（西から）

第1層は近現代の盛土・攪乱土である。第2層は暗茶黄色砂質土層で、腐植土である。近現代の表土に相当する。

第3～7層は基盤層上に堆積したものであるが、それらの堆積時期は不明である。第3層は、黄色極細砂質土層である。

第4層は黄色細砂層である第4a層、黄色極細砂層である第4b層、白黄色砂層である第4c層に細分した。

第5層は灰黄色粘質土層である。第6層は黄灰色粘質土層である。

第7層は黄色粘土層で、基盤層と考えられる第8層上に堆積している。

第8層は基盤層と考えられ、黄橙色粘土層である第8a層と、橙黄色粗砂混じり粘土層である第8b層に細分される。

なお、各土層と1号石材との先後関係は、後述するように1号石材周辺の攪乱が著しかったために検証することができなかった。

(5) 1号石材調査区の状況

当該敷地では、徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材として、1号石材が検出された。そこで、1号石材周辺の堆積環境を確認するために、石材を中心に調査区を設定した（第63・69図、図版16・17）。掘削は基盤層である第8層上面まで行った。その結果、当石材の周りは、コンクリート管、土管、排水管、コンクリート擁壁等、近現代の攪乱を大きく受けている状況が確認された。

調査区で確認された1号石材周辺の状況を概観すると、当石材の周囲には基盤層上に表土（腐植土）と近現代盛土が堆積しており、近現代に幾度か当石材周辺が攪乱されていることが確認された。その目的がこの石材の除去にあったのかどうかは不明である。当石材東側は石材と表土の間に隙間が生じていた。西側は排水管が石材に沿って埋設されており、大きく攪乱を受けていた。

当石材周辺の攪乱を受けていない土層を観察すると、基盤層及びその上に堆積する黄灰色粘質土層が北西から南東方向に緩く傾斜している状況が確認され、その高低差は約117cmを測る。

刻印石の東側には、長軸が180cm以上ある花崗岩がみられる。下部は基盤層に包含されており、原位置を保っている。上面には断面が認められるが、近現代の盛土下面のレベルと一致している。このことから、近現代の造成の際に、地表に露出していた部分が割り取られたと推測される。

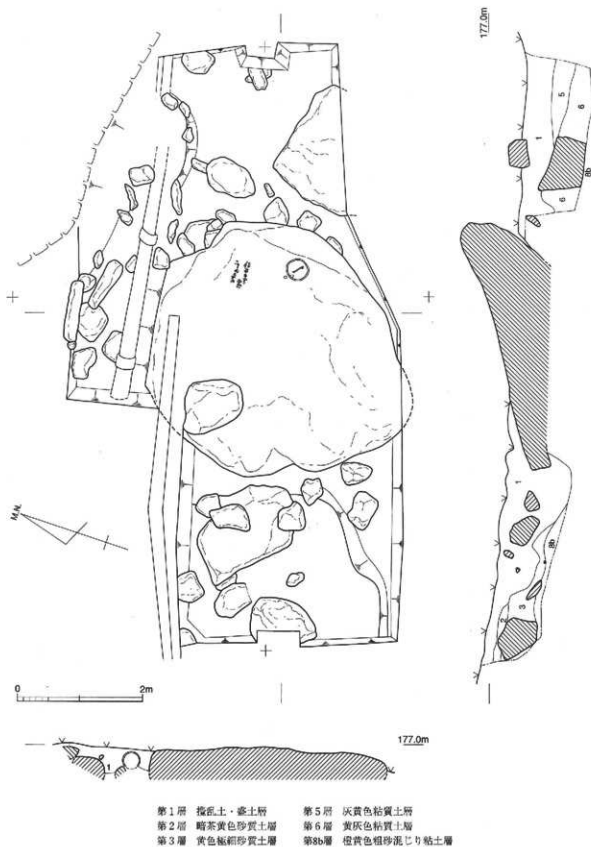
(6) 1号石材

当石材は敷地南東隅にある花崗岩の巨石で、「伊木三十郎 石者'ニシの宮内」の刻印（刻印A・B）が確認された（第70図、巻頭図版4、図版16～18）。刻印A・Bともに上面の平滑な自然面に刻まれている。刻印Aは比較的深く刻まれており明瞭であるのに対して、刻印Bは彫りが浅く不明瞭である。なお、刻印Aの拓影は〔古川2003〕に、刻印Bの拓影は〔古川2002〕に掲載されている。

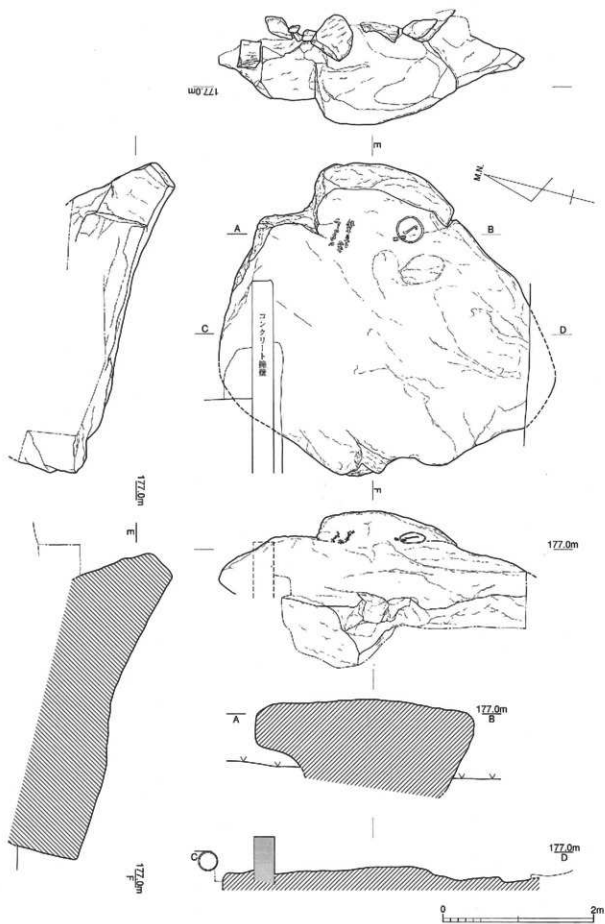
当石材の形態は、平面形はおにぎり形を呈している。規模は、南北方向約446cm、東西方向約436cmを測る。上面は比較的平坦であるが、平坦面は西側が低くなっており、傾斜している。

刻印は平坦面の東側、すなわち平坦面の高い方を天として刻まれていた。北側に刻印A、南側に刻印Bが穿たれている。刻印Aは上下44cm、左右25cmの範囲に刻まれている。

一方、刻印Bの円は不整形で、コンパスを使用せずにフリーハンドで引かれたものである。長径は南北方向に約33cm、短径は東西方向に約32cmを測る。



第69図 調査区 平面・土層断面図 1/60



第70図 1号石材 平面・立面・断面図 1/50

当石材は下部が基盤層である第8層に包含されていると推測され、原位置を保っていると考えられる(第69図、巻頭図版4、図版16・17)。また、第8層の上層である第6層(黄灰色粘質土層)は採石当時の表土層と考えられる。このことから、江戸時代初頭の採石当時、当石材は平坦面の大半が地表に露出していたと推測される。

1号石材の北東隅には、断面が認められる(図版16・17)。自然に割れたものなのか、人工的に割れたものかは不明であるが、いずれにしても、Aタイプ矢穴痕を伴っておらず、江戸時代初頭のものではないだろう。

また、刻印B付近には2穴の矢穴が穿たれているが、矢穴の大きさはいずれも長辺5.5cm、短辺3.5cmを測り、Cタイプに属するものである。深さは北の矢穴の方がやや深く5cm、南のものが2.3cmである。これらCタイプ矢穴が穿たれている箇所には石の目が走っており、近代にこの石材を割ることが試みられたが途中で中止したようである。

(7) 出土遺物

採石に関連する遺物に留意して調査したが、遺物は出土しなかった。

3. 小 結

今回の調査では、本章第1節で報告した第32地点と同じく、人名刻印を詳細に記録できたことは大きな成果である。人名刻印(1号石材刻印A)にみえる伊木三十郎は徳川大坂城再築当時、因伯鳥取藩であった池田家(藩主 池田新太郎光政、320,000石)の筆頭家老である伊木忠貞を指している。刻印Aが刻まれた1号石材は、巨大な自然石である。当石材周辺を発掘調査し、その下部が基盤層に包含されている可能性が高いことを推定できた意義は大きい。なぜならば、当石材が原位置を保ち続けているということが実証されたからである。当地周辺には「伊木三十郎」刻印がいくつか確認されているが〔古川2003〕、これらは巨大な自然石であることが多い。さらに、現時点では、「伊木三十郎」刻印が刻まれている石材のすべてには、矢穴の穿孔など、採石を試みた痕跡が確認されていない。これらのことから「伊木三十郎」刻印が石垣用石材の母岩の所有権を明確にするために刻まれたものではなく、伊木三十郎の石切丁場範囲を明示する傍し刻印であることが推測でき、そのために動かすことが極めて困難な巨石に刻まれたと考えられる。なお、「伊木三十郎 石者」二しの宮内」刻印の内容については、本章第1節第32地点の小結で記している。



第71図 1号石材刻印A・B部分移設保存状況
(東から、平成18年2月撮影)

一方、1号石材には刻印Aの他に刻印Bが併刻されているが、当刻印も刻印Aと同じく鳥取藩池田家所用の刻印である。このことから、本調査地が複数の藩が錯綜して採石したとされる岩ヶ平刻印群の中でも、鳥取藩池田家の石切丁場であると考えられることができる。

なお、1号石材は現状保存することができなかったが、地権者原田氏のご協力により、刻印部分を割り取って、当該敷地の道路から見える場所に移設保存することができた(第71図)。(森岡・竹村)

第4節 岩ヶ平刻印群（第67地点）の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町138-1、139-2番（敷地面積1876.48㎡）において、鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階建個人住宅の増築計画が進捗したが、周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の分布範囲内であることから（第44図）、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく発掘届出書が平成14年2月19日に地権者である福田武氏より本市教育委員会に提出された。ただし、届出書が提出される以前に、地権者代理である竹中工務店五来氏・松浦氏から平成14年1月23日に埋蔵文化財の有無について照会があった。

照会を受けた本市教育委員会は、計画建物の基礎工事によって徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材や遺構が損壊を受ける可能性があるかと判断した。そこで、摂陽文化財調査研究所古川久雄氏に現状における分布調査を依頼した。

分布調査は平成14年1月27日に実施された。その結果、当該敷地において徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材2石の存在が確認され、埋没した採石土坑の可能性のある窪地も現状で視認された。

分布調査の結果と工事掘削概要を照らし合わせたところ、掘削工事によって徳川大坂城関係石材及び遺構が損壊を受けることが明らかとなった。そこで、本市教育委員会では、工事によって損壊を受ける埋蔵文化財について、工事着手前に記録保存を目的とした本発掘調査が必要と判断し、文化財保護法第57条の2第1項に基づく届出書を、確認調査結果による指導事項（発掘調査必要）を添えた上で、平成14年2月22日付（芦教文第364号）で兵庫県教育委員会に送付した。地権者には、代理者である株式会社竹中工務店五来和之氏を通じて本発掘調査が必要である旨を報告した。

以上の経緯を経て、発掘調査は芦屋市教育委員会を調査主体として、平成14年4月22日から平成14年5月15日の期間に実施することになった。なお、調査期間は最終的に、刻印石をはじめとする関連石材の検出による調査量の増加や雨天による作業中止のため、5月20日まで延長した。調査対象範囲は、現状で採石関連石材及び遺構が視認できる箇所を中心に設定したトレンチ部分に限り、調査面積は59.5㎡となった。

調査体制は、本市教育委員会文化財課芸芸員竹村忠洋と同課嘱託職員山内芳子（芸芸員）を調査担当者とし、調査補助員として同課臨時的任用職員竹内里奈・竹林裕一が従事した。また、発掘作業は、東海アナス株式会社に委託した。

2. 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

平成14年4月17日に地権者代理（竹中工務店五来氏・杉本氏）、文化財課（竹村）、発掘作業委託業者（東海アナス長沙氏）出席の下、現地で協議し、調査の方法を確認した。当該敷地が急な傾斜地であり、掘削により地耐力が落ちる結果、土砂崩れなどの災害が発生することが予測されたため、防災上、急斜面地については全面調査せずにトレンチ調査を採用し、掘削範囲を最小限にとどめることになった。

また、当該敷地東側には道路が接しており、転石が道路に達する危険性が予測されたために、敷地東側に沿ってコンパネ板を並べて転石の安全対策をすることになった。

当該敷地は庭部分として利用されていたために、自然地形が非常に良好に遺存していた(第74図、図版19)。地表面には花崗岩の巨石が多く露出しており、その中には徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材が含まれていた。また、微地形の観察では、窪地が数ヶ所認められ、採石土坑などの遺構の存在が推測された。

そこで、まず、地表観察を実施し、地表面に露出した石材と窪地の分布状況を確認した。現状地形から、大坂城再築のために採石が行われた近世当時の地形状況を推測できると考えられたので、縮尺1/100で平板により地形測量を行った。基準杭は地形に則して任意に設定した。基準高は当該敷地東側の道路に設置されたマンホール上面高(T.P.112.14m)から水準測量によって得た。等高線は50cmごとに引いた。

掘削は、重機が進入できなかったことと、徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材がすでに地表に露出していたことから、すべて人力掘削で行った。残土は、流出しないように土嚢袋に入れ、比較的平坦な場所に残土置場を設けて、仮置きした。埋め戻しは、土砂が流出しないように、残土を土嚢袋に入れたまま行った。

敷地南東部に存在する1・2号石材を中心に調査区を設定した(第74図)。土層観察用に「十」字状の土手を設定し、縮尺1/10で土層断面図を作成した。完掘状況及び石材は、平面図・立面図を縮尺1/20で作成した。実測に際しては、光波測距器を使用した。また、1号石材の刻印は拓影を採った。

トレンチは、敷地内の関連石材周辺と窪地に4基設定した(第74図)。窪地に設定したトレンチは埋没状況が観察できるように「十」字状を基本として、基盤層まで掘削した。土層断面図を縮尺1/20で作成した。

写真撮影は、35mmフィルム(カラーポジ・白黒ネガ)を用いた。

移設保存の対象となる石材については、石材に赤色ペンキで1~15の通し番号を書き、明示した。

(2) 調査の経過

本発掘調査は、平成14年4月22日に開始し、5月20日に終了した(第72・73図)。実働日数は16日である。以下に、調査日誌抄を掲げて、調査経過の詳細を記す。

【調査日誌抄】

平成14年(2002年)

4月22日(月) 快晴

本日より発掘調査を開始する。器材・道具等を搬入し、現場を設営する。調査地現況を写真撮影する。敷地に測量用基準杭(P1~P6)を設置する。現状地形を平板により、縮尺1/100で測量する。

4月23日(火) 晴

現状地形を平板測量する。12号石材と1号石材の周辺を掘削し、検出状況を写真撮影する。摂陽文化財調査研究所古川氏、文化財課西川課長・臨時の任用職員亀井氏が来訪する。古川氏より、当該敷地が立地する尾根を挟んで、東側に若狭小浜藩京極家、西側に長州藩毛利家の採石場と教

示を受ける。

4月24日(水) 曇り

現状地形を平板測量する。1・2号石材を中心に調査区を設定する。土層観察用土手を残して石材の周辺を掘削する。1号石材の南側より「大」刻印が確認される。1号石材は全体が検出され、写真撮影する。古川氏・須藤参氏が来訪する。

4月25日(木) 晴

現状地形を平板測量する。採石土坑1に十字状にトレンチを設定し、掘削する。調査区土手の土層を写真撮影後、土層断面図を縮尺1/10で作成する。



第72図 調査風景（西から）

4月26日（金） 晴

採石土坑2・3に十字状にトレンチを設定し、掘削する。調査区の土層断面図を縮尺1/10で作成する。土層断面実測後、土手を除去する。採石土坑1トレンチの上層断面図を縮尺1/20で作成する。12号石材を略測する。2号石材の南方から、小型の方形コップ（石罫）が出土する。

4月30日（火） 曇り

調査区を完掘し、刻印石・割石の完掘状況を写真撮影する。1号石材を略測する。採石土坑2・3トレンチの土層断面図を縮尺1/20で作成する。

5月1日（水） 雨

雨天のため、調査を中止する。

5月2日（木） 曇り

採石土坑2・3トレンチの完掘状況を写真撮影し、土層断面図を作成する。調査区の完掘状況を写真撮影し、平面を縮尺1/20で実測する。実測には光波測距器を使用する。文化財課森岡主査が本市広報課職員と来路し、ケーブルテレビ番組のため、現場を撮影する。

5月7日（火） 曇りのち雨

調査地の全景を写真撮影する。採石土坑1・2トレンチを埋め戻す。調査区の石材完掘状況平面を実測する。9号石材の輪郭を出すために、掘削する。雨がひどくなったため、発掘調査は3時に中止する。古川氏・須藤氏が来路する。

5月8日（水） 雨のち曇り

調査区石材の完掘状況を平面実測する。トレンチの埋め戻しを行う。石材の分布を確認するために、敷地内の割石周辺を掘削する。地形測量図の追加・補正を行う。

5月9日（木） 曇り

午前10時半から、現地で石材の保存協議を行う。出席者



第73図 調査風景（西から）

は地権者代理として竹中工務店杉本氏、文化財課が森岡主査・竹村・山内であった。9号石材を完掘した状態で、改めて調査区の完掘状況を写真撮影する。石材は、本日で合計14石となった。地形測量図の追加・補正を行う。調査区の石材完掘状況平面図を作成する。調査区石材断面の実測位置を設定する。西川課長が来路する。

5月10日（金） 雨

雨天のため、調査を中止する。

5月13日（月） 晴

調査区石材の完掘状況平面図と断面図を縮尺1/20で作成する。1号石材の「文」刻印を採拓する。当該敷地の最高所から東方眺望を写真撮影する。

5月14日（火） 曇り

調査区石材完掘状況の東からの立面図が完成し、南からの立面図を作成する。古川氏と須藤氏が来路する。単管などの資材を搬取する。

5月15日（水） 雨

調査期日が差し迫っているため、雨の中、調査をする。調査区石材完掘状況の立面図が完成する。雨がひどくなったので、午前中で現場を中止する。

5月16日（木） 曇り

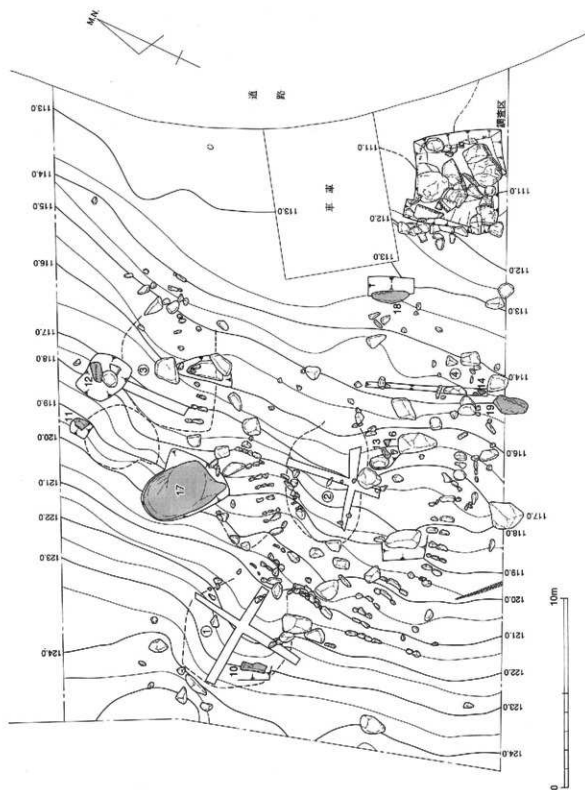
調査区石材のレベルを計測する。調査区周辺を平板測量図に追加する。調査区完掘状況実測図のコピーに、石材の重複関係や断面・自然面などについて記載する。

5月17日（金） 雨のち曇り

石材と矢欠痕の法量を計測する。器材を搬取する。

5月20日（月） 晴れ

1～15号石材にペンキで番号を付ける。矢欠痕の法量を計測する。ガードマンボックスとトイレを搬出する。現場を終了する。



第74図 調査区・トレンチ配置図及び石材・採石土坑分布図（数字は石材番号、円囲い数字は採石土坑番号） 1/200

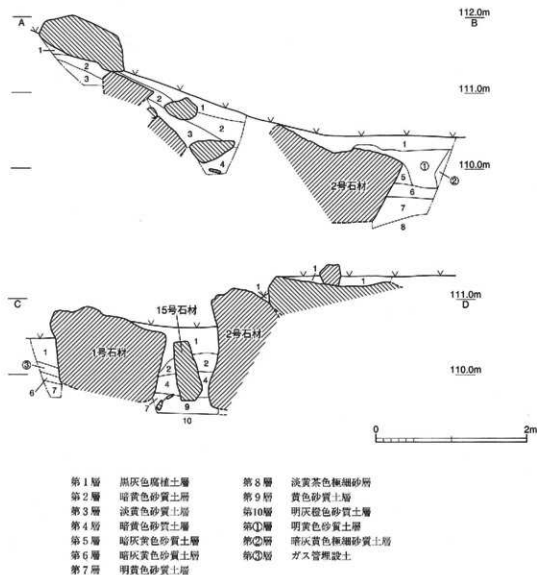
(3) 基本土層

調査地に設けたトレンチと調査区において、土層を観察した。その所見を述べると、当該敷地は南方へ舌状にのびる通称長背尾根の東斜面に位置しており、西側が高く、東側が低い急傾斜地となっている。そして、基盤層である段丘礫層までの深さは、西方にいくほど深くなっている。

①調査区の土層

調査区は敷地南東部の標高111m付近に位置する（第74図）。当調査区で認められた土層は、大きく現表土、近現代の表土・盛土・攪乱土、Aタイプ矢穴（痕）をもつ徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材より後に堆積した流土、徳川大坂城東六甲採石場で採石が行われた元和・寛永期（17世紀前葉）当時の地表土、基盤層である段丘礫層に分けることができる（第75図、図版20）。

それらについて、具体的に土層番号で示すと、第1層が現表土である。第①～③層は、現代の攪乱である。第2・5・6層は土壌化しており、近世後半、あるいは近現代の表土と考えられる。第3・4・7層はAタイプ矢穴痕をもつ石材との前後関係から、徳川大坂城再築期以後に堆積したものであるこ



第75図 調査区 土層断面図（断面位置は第77図に図示） 1/50

とがわかる。第8・9層はその上面にAタイプ矢穴痕をもつ石材がのっていることから、徳川大坂城東六甲採石場で採石が行われていた当時の地表土である可能性が高い。第10層は非常にしまっており、当地域の基盤層となる段丘礫層と考えられる。

次に土層註記を示すが、土層番号は上層から順に付けた。その際に基本土層にはアラビア数字で通し番号を付した。また、部分的にみられた攪乱土には円囲いのアラビア数字で通し番号を付した。土層註記には、土層番号の次に土層名、続けて色調・粒度・包含物などを順に記し、最後にその土層の性格を述べた。色調の表記には『新版標準土色帖2000年後期版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）を用い、客観化を図った。

【調査区土層註記】

- 第1層 黒灰色腐植土層 10YR 2 / 1 黒。極細砂～細砂。しまりは悪い。現表土。
- 第2層 暗黄色砂質土層 10YR 6 / 6 明黄褐。極細砂～細砂。若干土壌化している。Aタイプ矢穴痕をもつ石材以降に堆積。近世後半もしくは近現代の表土。
- 第3層 淡黄色砂質土層 10YR 7 / 6 明黄褐。細砂～粗砂。Aタイプ矢穴痕をもつ石材以降に堆積。
- 第4層 暗黄色砂質土層 10YR 5 / 6 黄褐。細砂～粗砂。Aタイプ矢穴痕をもつ石材以降に堆積。
- 第5層 暗灰黄色砂質土層 10YR 5 / 3 にぶい黄褐。極細砂～細砂。土壌化している。Aタイプ矢穴痕をもつ石材以降に堆積。近世後半もしくは近現代の表土。
- 第6層 暗灰黄色砂質土層 10YR 5 / 2 灰黄褐。極細砂～細砂。土壌化している。Aタイプ矢穴痕をもつ石材以降に堆積。近世後半もしくは近現代の表土。
- 第7層 明黄色砂質土層 10YR 7 / 6 明黄褐。細砂～粗砂。ラミナがみられる。本来一石の花崗岩礫である1・2・5号石材が割られた後に堆積した土層。
- 第8層 淡黄褐色極細砂層 10YR 5 / 3 にぶい黄褐。極細砂。徳川大坂城東六甲採石場で採石が行われていた当時の地表土。
- 第9層 黄色砂質土層 10YR 7 / 6 明黄褐。極細砂～細砂。しまりは良い。徳川大坂城東六甲採石場で採石が行われていた当時の地表土。
- 第10層 明灰橙色砂質土層 10YR 6 / 8 明黄褐。極細砂～細砂。しまりは非常に良い。基盤層（段丘礫層）と考えられる。
- 第①層 明黄色砂質土層 10YR 7 / 8 黄橙。細砂～粗砂。ガス管埋設土。
- 第②層 暗灰黄色極細砂質土層 10YR 4 / 2 灰黄褐。攪乱土。
- 第③層 ガス管埋設土。

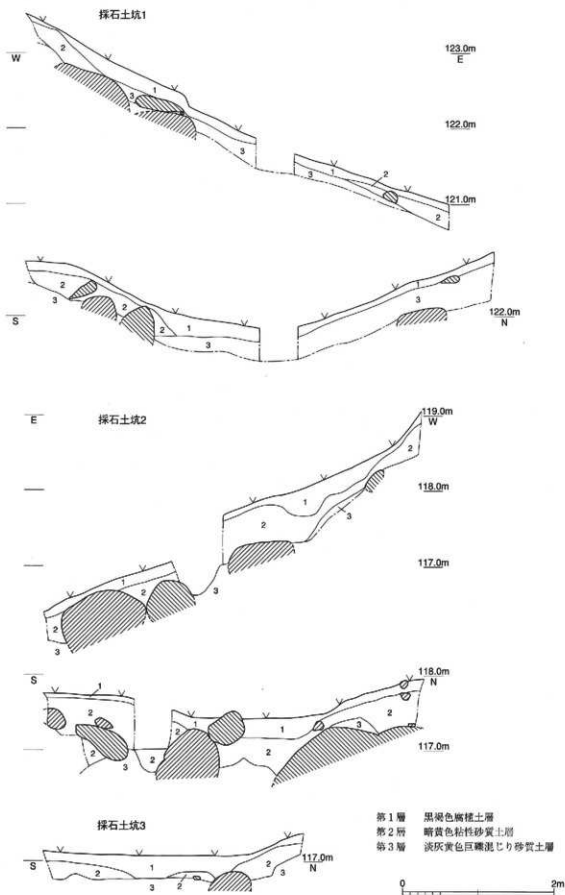
②採石土坑の土層

採石土坑1～3は急傾斜地に位置しており（第74図）、基盤層までの深さは比較的浅い。

敷地西部の標高123m付近に位置する採石土坑1では、表土（第1層）直下で段丘礫層（第3層）となっており、非常に浅い（第76図、図版24）。

敷地中央の標高117m付近に位置する採石土坑2の堆積状況は、表土（第1層）、暗黄色粘性砂質土（第2層）、基盤層（第3層）となっており、基盤層までの深度は70cmを超えるところもある（第76図、図版24）。

敷地北部の標高117m付近に位置する採石土坑3の堆積状況は表土（第1層）、暗黄色粘性砂質土（第2層）、基盤層（第3層）となっており、基盤層までの深度は25～30cm程度である（第76図、図版24）。



第76図 採石土坑 土層断面図 1/50

【採石土坑1～3土層註記】

第1層 黒褐色腐植土層 10YR1.7/1 黒。極細砂。木根・腐植土。現表上。

第2層 暗黄色粘性砂質土層 10YR5/6 黄褐。粘土～細砂。粗砂を含む。

第3層 淡灰黄色巨礫混じり砂質土層 2.5Y8/4 淡黄。細砂～粗砂。径2m前後の巨礫を含む。しまりは非常に良い。段丘礫層。基盤層。

(4) 石材の分布

当該敷地は長背尾根東斜面に位置しており、高低差が約14.5mを測る西高東低の急傾斜地となっている(第74図、図版19)。そのため、土砂の流出が著しく、周辺の土砂が流れた結果、多くの石が地上に一部を露出した状態であった。

調査では、まず、現状地形を観察できるように草木を取り除き、一部が露出している花崗岩の周囲の表土を取り除いて、矢穴(痕)・刻印がないかを確認した。調査前より矢穴痕が確認されていた敷地南東部に位置する1・2号石材については、それらを中心として南北方向4.4m、東西方向4.7mの調査区を設定した(第74・77図)。

今回の調査では矢穴痕をもつ石材が19石検出された(第74図、図版21・22・25・26)。そのうちの3石(17～19号石材)はCタイプの矢穴痕をもっており、徳川大坂城東六甲採石場に伴うものではないと判断されたが、残る16石(1～16号石材)はいずれもAタイプ矢穴痕を伴っていた。検出された16石の石材の分布をみると、調査地南東部で10石の石材が集中して検出された(1～9・15号石材)。これらはすべて原位置を保っている。そのうち、1・2・5号石材は、本来1石の花崗岩が均等二分割技法[森岡・坂田2005c]によって割られたものであることが明らかである。

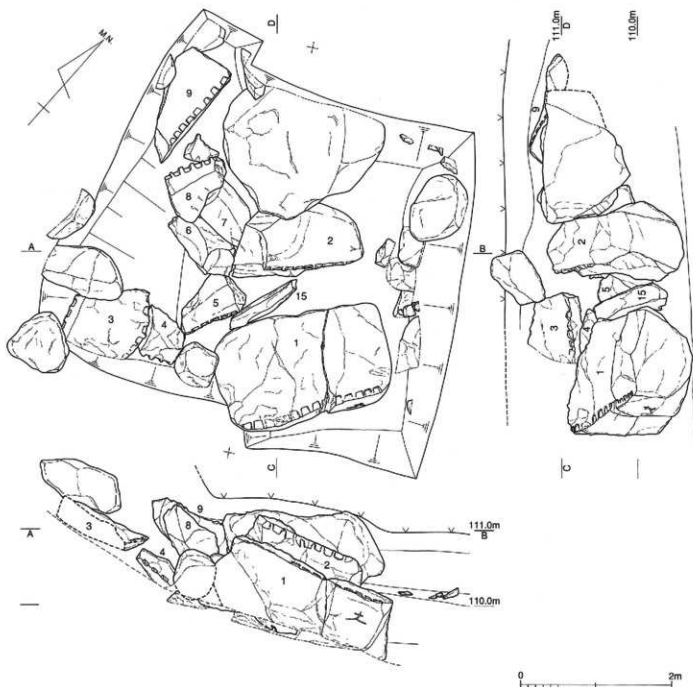
その他の石材をみると、10号石材は敷地西部の標高123.0mを測る高所で検出され、採石土坑1内にあたる。11・12号石材は敷地北部で検出され、11号石材が標高119.0m付近、12号石材が標高117.5m付近にある。13号石材は敷地中央の標高116.5m付近でみつかった。14号石材は敷地南部の標高114.5m付近で検出された。16号石材は、13号石材に近接してみつかった。

(5) 石材

① 1号石材

調査区で検出された刻印石で、長辺約230cm、短辺約138cm、高さ約74cmを測る。原位置を保っており、周辺石材の矢穴痕、断面の形態から、2・5号石材と接合して1石の花崗岩礫になることが明らかとなっている(第77・79図、巻頭図版5、図版22)。これらの石材の接合状況から母岩の規模を復元すると長辺約230cm、短辺約145cm、高さ約145cmとなる。後に検討するが、当母岩から採石できる調整石の最大数は、小口面70cm前後、控え長200cm程度の築石用調整石が最大4石となる。

1号石材の南東面には「六」の刻印(刻印A)が認められ、分割前に母岩の上面に彫られたものである。刻印Aの法量は長さ約12cm、幅約28cmを測る(第78図)。「六」の刻印は、本調査地南側に近在する第85地点で検出された1・7号石材に認められ、これらの石材には長州藩毛利家所用の「〇」刻印が併刻されている[竹村・白谷2004・2005、竹村・白谷編2006]。また、長背尾根の西側に分布する奥山刻印群K地区の兵庫県警察学校グラウンド南東部からも確認されており、当刻印も長州藩毛利家所用の「〇」刻印が併刻されている[古川1998]。また、宮川河口にあたり、江戸時代初頭の海岸線付近

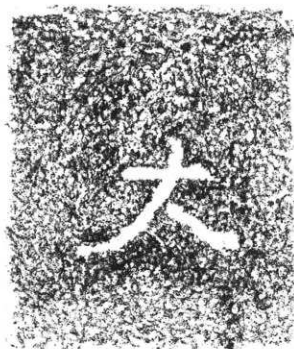


第77図 調査区 平面・立面図（数字は石材番号） 1/50

に位置すると考えられる本市西蔵町72番地で検出された刻印石3石にも「六」刻印と「〇」刻印が併刻されていた〔森岡・坂田編2005〕。これらの類例から、1号石材の刻印Aも長州藩毛利家所用のものとみて間違いなかろう。

矢穴列は母岩中央に1列設定されており（矢穴列痕a）、均等二分割技法〔森岡・坂田編2005c〕で調整石を切り出そうとしていたものである。ただし、当石材は中央で亀裂が入ってしまったためか、もしくは割面が平滑にならずに凸面状になってしまったために、不良石材としてそのまま遺棄された可能性が高い。

ここで、当石材から採石できる調整石の規模と数を検討すると、石材長辺が約230cmあり、矢穴列と石材輪郭までの長さが約74cmあることから（第77図）、控え長が230cm以下で、小口一辺が74cm以下



第78図 1号石材刻印A 拓影 約1/5

の築石用調整石を切り出せることがわかる。採石の最大数は調整石2石分である。

次に1号石材の矢穴痕の規模について記す。矢穴痕の番号は、断面の上辺に矢穴痕をもってきた場合に、向かって左から右へ順番に付けている。表記の内容は、矢穴痕1(矢口の長辺, 矢口の短辺, 深さ) - 矢穴痕2(矢口の長辺, 矢口の短辺, 深さ)・・・となっている。単位はcmである。後述する他の石材の矢穴痕についても、同じ方法で法量を示す。なお、今回の調査では、矢穴痕間の距離を記録できていない。

矢穴列痕a 矢穴痕1(11.5, 3.0以上, 10.0以上), 矢穴痕2(11.0, 2.0以上, 9.0), 矢穴痕3(12.0, 2.0以上, 10.0), 矢穴痕4(11.0, 1.8以上, 9.5), 矢穴痕5(7.5, 1.9以上, 11.5), 矢穴痕6(1.7以上, 1.5以上, 8.0), 矢穴痕7(14.5, 1.5以上,

11.0), 矢穴痕8(11.0, 1.5以上, 10.0), 矢穴痕9(11.5, 1.5以上, 10.5), 矢穴痕10(9.0, 欠損, 9.8), 矢穴痕11(9.5, 欠損, 8.5), 矢穴痕12(11.5, 1.3以上, 9.8), 矢穴痕13(11.0, 1.8以上, 8.5)

②2号石材

調査区で検出された割石で、1・5号石材と接合関係にある(第77・79図、巻頭図版5、図版22)。長辺約145cm、短辺約71cm、高さ約145cmを測る。1号石材でも触れたとおり、母岩中央付近に矢穴列一列を設定して分割する均等二分割技法で割られており、断面には矢穴痕が残る(矢穴列痕a)。当然、この矢穴列痕aは1号石材矢穴列痕aと接合関係にある。具体的には2号石材矢穴痕1と1号石材矢穴痕9、2号石材矢穴痕9と1号石材矢穴痕1が対応する。

2号石材の西端が折れたものである5号石材が分割時に割れたもののなのか、分割後に時間をおいて自然に割れたものなのかは判断できないが、2号石材も1号石材と同じく失敗品として放置されたと考えられる。断面が壊れるように割れてしまったことも不良石材となった理由の一つであろう。

当石材から採石できる調整石の規模と数を検討すると、石材長辺が5号石材と合わせて約230cmあり、矢穴列と石材輪郭までの長さが約71cm、高さが約145cmあることから(第77図)、控え長が230cm以下で、小口一辺が71cm以下の築石用調整石を切り出せることがわかる。採石の最大数は調整石2石分である。1号石材の採石可能調整石数と合わせると、小口面70cm前後、控え長200cm程度の築石用調整石が最大4石採石可能である。

矢穴列痕a 矢穴痕1(5.3, 2.2以上, 9.0), 矢穴痕2(13.0, 2.3以上, 10.0), 矢穴痕3(13.5, 3.9以上, 9.0), 矢穴痕4(11.0, 0.5以上, 8.0), 矢穴痕5(10.4, 3.0以上, 11.0), 矢穴痕6(12.0, 2.3以上, 9.2), 矢穴痕7(11.8, 2.5以上, 9.2), 矢穴痕8(11.3, 0.6以上, 9.0), 矢穴痕9(9.0, 0.6以上, 8.0)

③3号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている(第77図、図版21)。4号石材上に乗っている。規

模は長辺94cm以上、短辺約94cm、高さ約28cmである。剖面は2面認められる（剖面A・B）。剖面Aは自然面に設定された矢穴列（矢穴列痕a）によって形成されている。剖面Bは矢穴列痕bが伴う。石材の性格は、規模・形態から2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（3.5以上、0.3以上、5.0以上）、矢穴痕2（12.8、1.6以上、9.0）、矢穴痕3（13.0、2.3以上、10.0）、矢穴痕4（1.0以上、0.8以上、7.8）

矢穴列痕b 矢穴痕1（10.0、1.5以上、3.0以上）、矢穴痕2（11.0、3.3以上、6.0）、矢穴痕3（12.0、2.8以上、6.0）、矢穴痕4（11.7、3.8以上、6.0）、矢穴痕5（11.5、2.4以上、6.0）、矢穴痕6（10.3、計測不能、6.0）

④4号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている（第77図、図版21）。5号石材上につけている。長辺約73cm、短辺約72cm、高さ17cm以上を測る。剖面は3面認められる（剖面A・B・C）。剖面Aは矢穴列痕aを伴う。一方、剖面Bには矢穴痕は認められず、意図して割られたものではないと考えられる。剖面Cは石材の下面であるため観察できなかったが、意識的に割られた面の可能性が高い。石材の性格は2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（12.0、4.5以上、9.5）、矢穴痕2（11.0、4.5以上、10.0）、矢穴痕3（12.0、4.0以上、9.0）

⑤5号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている（第77図、図版21・22）。長辺約80cm、短辺約64cm、高さ約70cmを測る。先述したとおり、1・2号石材と接合する（第79図）。剖面は2号石材から連続する同一面が1面で、2号石材矢穴列痕aから連続する矢穴列痕が認められる（矢穴列痕a）。石材の性格は調整石加工途中の欠損材である。

矢穴列痕a 矢穴痕1（11.3、2.0以上、9.0）、矢穴痕2（10.7、3.7以上、9.0）、矢穴痕3（11.5、3.5以上、9.3）、矢穴痕4（11.2、3.0以上、9.5）、矢穴痕5（10.5、1.5以上、9.2）

⑥6号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている（第77図、図版21）。5号石材上につけている。長辺約102cm、短辺約63cm、高さ約34cmを測る。剖面は少なくとも3面認められ（剖面A・B・C）、剖面A・Bには矢穴列痕が伴う（矢穴列痕a・b）。剖面Cは意図的な剖面でない可能性が高い。なお、矢穴列痕bについては石材の下面にあるため、計測することができなかった。

石材の性格は2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（9.5、2.8以上、7.5）、矢穴痕2（10.2、2.8以上、6.0）、矢穴痕3（7.0以上、1.2以上、7.0）

矢穴列痕b 計測できなかった。

⑦7号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている（第77図、図版21）。6号石材上につけている。長辺89cm以上、短辺約55cm、高さ約37cmを測る。剖面は2面みられ（剖面A・B）、剖面Aには矢穴列痕が伴う。剖面Bが意図的なものかどうかは不明である。石材の性格は1面もしくは2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（9.5、1.8以上、6.0）、矢穴痕2（10.0、2.7以上、5.5）

⑧8号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている(第77図、図版21・22)。7号石材上にある。長辺約90cm、短辺約83cm、高さ約27cmを測る。断面は3面みられ(断面A・B・C)、断面Aには矢穴列痕が伴う。断面Bは意図的なものと考えられるが、断面Cは意図的なものではない可能性が高い。石材の性格は2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕 a 矢穴痕1(8.0, 4.3以上, 9.0), 矢穴痕2(11.3, 4.0以上, 7.2), 矢穴痕3(11.7, 4.0以上, 8.2), 矢穴痕4(12.0, 3.3以上, 9.5), 矢穴痕5(11.5, 2.3以上, 9.0), 矢穴痕6(5.5以上, 1.5以上, 7.0)

⑨9号石材

調査区で検出された割石で、原位置を保っている(第77図、図版21・22)。長辺約127cm、短辺約70cm、高さ約75cmを測る。断面は2面みられ(断面A・B)、断面A→Bの順番に形成されている。いずれの断面にも矢穴列痕が伴う(矢穴列痕a・b)。石材の性格は、2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕 a 矢穴痕1(11.0, 2.3以上, 8.2), 矢穴痕2(10.7, 2.2以上, 9.0), 矢穴痕3(12.3, 2.8以上, 9.5), 矢穴痕4(10.8, 3.7以上, 7.8)

矢穴列痕 b 矢穴痕1(10.5, 1.8以上, 6.2), 矢穴痕2(11.3, 2.8以上, 8.5), 矢穴痕3(11.8, 1.3以上, 8.0), 矢穴痕4(9.8, 0.8以上, 7.5), 矢穴痕5(10.0, 1.0以上, 7.5), 矢穴痕6(10.7, 1.2以上, 7.7), 矢穴痕7(9.3, 1.5以上, 7.0), 矢穴痕8(8.8, 0.7以上, 6.5)

⑩10号石材

調査地西部、標高123m付近で検出された割石である(第74図、図版25)。採石土坑1内に位置しているが、原位置は保っていないと判断される。規模は、長辺約131cm、短辺約58cm、高さ約47cmを測る。断面は2面みられ(断面A・B)、断面A→Bの順に形成されている。いずれの面にも矢穴痕が認められる(矢穴列痕a・b)。石材の性格は、2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕 a 矢穴痕1(4.8以上, 1.2以上, 7.0), 矢穴痕2(9.5, 1.9以上, 7.5), 矢穴痕3(11.4, 1.5以上, 6.8)

矢穴列痕 b 矢穴痕1(10.7, 1.8以上, 7.5), 矢穴痕2(9.5, 1.2以上, 7.5), 矢穴痕3(11.0, 3.5以上, 6.7), 矢穴痕4(11.2, 3.0以上, 8.2), 矢穴痕5(11.0, 3.7以上, 8.5), 矢穴痕6(11.7, 4.0以上, 7.8), 矢穴痕7(11.5, 3.7以上, 8.5)

⑪11号石材

調査地北部、標高119m付近で検出された割石で、原位置は保っていないと判断される(第74図、図版25)。長辺約76cm、短辺約48cm、高さ約35cmを測る。断面は2面認められ(断面A・B)、断面A→Bの順に割られている。いずれの断面にも矢穴列痕が伴う(矢穴列痕a・b)。また、矢穴列痕bに平行するように矢穴列下取り線と矢穴1穴分の下取り線が彫られていた。下取り線の幅は約1cm、深さは5mm程度である。石材の性格は、2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕 a 矢穴痕1(12.7, 2.3以上, 10.0), 矢穴痕2(12.0, 3.5以上, 9.3)

矢穴列痕 b 矢穴痕1(10.2, 7.3以上, 7.5), 矢穴痕2(10.0, 3.5以上, 8.7), 矢穴痕3(10.7, 3.5以上, 8.0), 矢穴痕4(9.5, 3.8以上, 8.0), 矢穴痕5(9.5, 2.5以上, 7.5)

矢穴列下取り線 矢穴下取り線1(11.5, 5.0, 2.0)

⑫12号石材

調査区北部、標高117.5m付近で検出された割石で、原位置は保っていない（第74図、図版25）。規模は長辺約117cm、短辺約68cm、高さ約40cmを測る。断面は3面認められ（断面A・B・C）、断面Aに矢穴列痕aが伴う。矢穴痕をもたない断面B・Cは、意図的に割られたものではない可能性がある。石材の性格は端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（欠損、2.0以上、2.0）、矢穴痕2（10.0、1.6以上、6.5）、矢穴痕3（11.0、2.5以上、6.0）、矢穴痕4（11.0、2.5以上、6.0）、矢穴痕5（11.0、2.5以上、7.5）、矢穴痕6（10.0、2.5以上、8.0）、矢穴痕7（12.0、2.0以上、7.5）、矢穴痕8（11.0、3.0以上、7.0）

⑬13号石材

調査区中央やや南寄りの標高116m付近で検出された割石で、原位置は保っていない（第74図、図版26）。規模は長辺約100cm、短辺約54cm、高さ約27cmを測る。断面は3面認められ（断面A・B・C）、断面Aに矢穴列痕aが伴う。断面B・Cは矢穴痕が認められず、意図的に割られたものかどうかは判断できない。石材の性格は端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（9.5、2.5以上、7.3）、矢穴痕2（11.3、2.4以上、5.5）、矢穴痕3（11.2、2.7以上、8.5）、矢穴痕4（12.0、1.8以上、8.8）、矢穴痕5（11.0、2.5以上、8.5）、矢穴痕6（8.0以上、0、7.5）

⑭14号石材

調査区南部、標高115m付近で検出された割石で、原位置は保っていない（第74図、図版26）。規模は長辺約52cm、短辺約36cm、高さ約14cmを測る。断面は4面認められ（断面A・B・C・D）、断面A・Bに矢穴列痕a・bが伴う。断面C・Dは矢穴痕が認められず、意図的に割られたものかどうかは判断できない。石材の性格は端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（10.0、3.8以上、11.7）、矢穴痕2（11.5、2.7以上、8.5）、矢穴痕3（11.2、3.7以上、8.0）、矢穴痕4（11.0、3.2以上、9.3）、矢穴痕5（5.0、3.8以上、7.2）

矢穴列痕b 矢穴痕1（11.5、1.0以上、8.0）、矢穴痕2（12.0、1.8以上、9.0）、矢穴痕3（11.3、1.0以上、6.5）、矢穴痕4（5.0、1.2以上、3.0）

⑮15号石材

調査区内で検出された割石で、原位置を保っている（第77図、図版22）。1・2号石材の上のについている。規模は、長辺約124cm、短辺約65cm、高さ約13cmを測る。断面は2面認められる（断面A・B）。断面Aには2穴の矢穴痕が伴う（矢穴列痕a）。一方、断面Bは意図的に割られたものかどうか判断できなかった。石材の性格は、1～2面割の端石と考えられる。

矢穴列痕a 矢穴痕1（10.0、3.8以上、8.0）、矢穴痕2（9.5、計測不能、7.5）

⑯16号石材

調査区中央南寄りの標高116.5m付近で検出された割石で、13号石材が近在している（第74図）。原位置は保っていない。規模は長辺約48cm、短辺約34cm、高さ約25cmを測る。断面は1面認められ、矢穴痕が1穴伴う。石材の性格は端石と考えられるが、規模からはコッパ（石屑）と言った方がよい。

矢穴痕 矢穴痕1（12.0、6.0以上、9.8）

⑰17号石材

調査地北西部に当調査地で最も大きな自然石が露出していた（第74図、図版26）。この石の中央やや

南に10cm大の人為的に開けられた窪みがある。そのため調査では安全面に配慮しながら周囲の土を取り除いたが、他に加工した痕跡は認められなかった。

⑮18号石材

調査地東半部の既存ガレージ西に位置する割石である(第74図、図版26)。Cタイプの矢穴痕が認められ、近代のものと考えられる。

⑯19号石材

南側隣地境界付近に位置する割石で、Cタイプ矢穴痕をもつ近代のものである(第74図)。

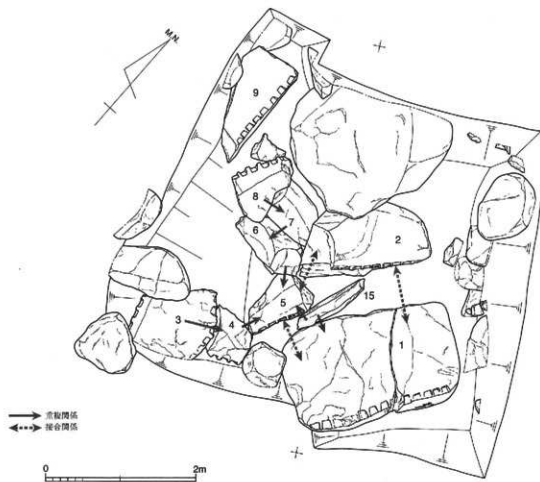
(6) 調査区内石材間の重複関係

調査区内で検出された1～9・15号石材には、重複関係が認められるものがあった。そこで、各石材間の重複関係を記しておく(第79図)。

最も下になる石材は、本来1石の母岩であった1・2・5号石材である。これらの石材上に別の石材がのっている状況が確認され、その重複関係は3グループ認められる。

第1のグループは、1・5号石材→15号石材となっている。第2のグループは、5号石材→4号石材→3号石材となっている。第3のグループは5号石材→6号石材→7号石材→8号石材となっている。

いずれのグループも1・2・5号石材が分割された後に重複したものであることがわかる。ただし、



第79図 調査区 石材の重複関係(数字は石材番号) 1/50

各石材の間に間層が認められないことから、短期間に重なったものと推測され、ほぼ同時と考えることも可能である。

これら石材群の位置する地形は谷の肩付近にあたると考えられるが、このような状況は本調査地南側に近在する岩ヶ平刻印群（第85地点）などでも確認されている（竹村・白谷2004・2005、竹村・白谷編2006）。1・2・5号石材が分割された後に石材が集められた理由について、用材の集積場所や端石・不良石材の廃棄場所などが考えられるが、その目的を特定するまでには至っていない。

(7) 土坑

調査区の第10層上面で検出された遺構で、SK01と呼称する（図版23）。位置的には、2号石材のすぐ東側で検出された。不整の楕円形を呈す。規模は長径約74cm、短径約50cmを測り、深さは約3cmと非常に浅い。土坑というより、小さな窪地に近い。埋土は灰黄色砂質土層、10YR 4/2 灰黄褐、細砂で、土壌化している。埋土からはコップ（石屑）が1点出土した（第80図、図版23）。

遺構の時期は、層序から徳川大坂城東六甲採石場の時期か、それに近いものと考えられる。遺構の性格は不明である。

(8) 採石土坑

当調査区では4ヶ所の窪地を確認したが、これらを採石土坑として捉え、採石土坑1～4と呼称した（第74図、図版24）。

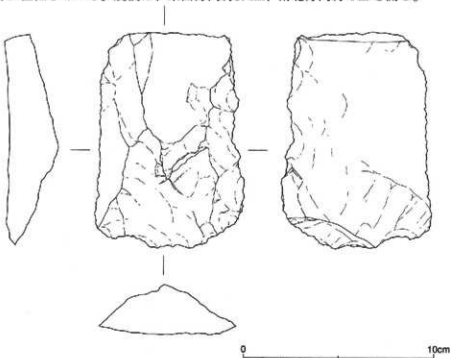
採石土坑1は、調査地の西端部に位置している。規模は東西方向約6m、南北方向約5.7mを測る。

採石土坑2は、調査地中央付近に位置している。規模は、東西方向約6m、南北方向約4mを測る。

採石土坑3は、調査区北部に位置している。規模は、東西方向約6m、南北方向約5mを測る。

採石土坑4は、調査区南部に位置している。規模は、東西方向約3.4m、南北方向約4mを測る。

これらの採石土坑に共通する点は、傾斜の下方となる東側が開いていることである。なお、これらの遺構の性格について、採石活動を実証する痕跡は確認されておらず、採石土坑でない可能性もある。時期も不明と言わざるを得ない。



(9) 出土遺物

調査区のSK01からコップ（石屑）と考えられるものが出土した（第80図、図版23）。形態は長方形に近い平面形を呈し、一面は比

第80図 出土遺物 1/2

較的平滑である。最大長11.45cm、最大幅7.85cm、最大厚2.85cmを測る。粗く割られているだけで、2次調整はまったく認められない。安山岩と考えられる暗緑色を呈する火成岩で、調査地周辺の基盤層には認められないものである。このことから、明らかに当地に人為的に搬入されたものと判断できる。しかし、このコッパ(石屑)の性格や当地に搬入された時期、理由については不明である。

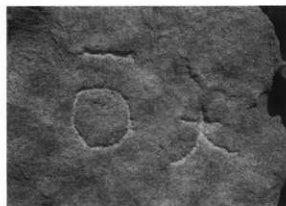
3. 小 結

今回の調査地は長背尾根東側の急斜面に立地しており、矢穴もしくは矢穴痕のある石材が19石検出された。そして、これらの石材のうち16石が徳川大坂城再築時に切り出された石材であった(1~16号石材)。さらに、1号石材で確認された「文」刻印(刻印A)は長州藩毛利家所用刻印であることから、本調査地が毛利家の石切丁場であることが明らかとなった。

これまでの研究では、長背尾根の西側に分布する奥山刻印群K地区を長州藩による一番独古タイプの石切丁場であると推定されてきた〔古川1998〕。一方、長背尾根を挟んで東側に位置する今回の調査地や、その南方に近在する岩ヶ平刻印群第85地点において同藩所用の刻印をもつ石材が検出された(第81図)〔竹村・白谷2004・2005、竹村・白谷編2006〕。これらの調査成果から、長背尾根東斜面も長州藩毛利家の石切丁場であると考えられるようになってきた。

次に、このような尾根をまたいだ丁場領域が形成された理由を考えたい。長背尾根の東側斜面裾には宮川の支流が流れているが、尾根西側の奥山刻印群K地区内にも同川の支流が流れている。そして、

この支流沿いに石材を搬出すれば、現在の朝日ヶ丘町付近で搬出ルートは合流する。つまり、石材の搬出ルートに視点を向ければ、尾根をまたいだ石切丁場範囲の形成が説明できる。さらに、2005年には宮川の下流に位置する西蔵町72番地において長州藩毛利家所用刻印である「〇」「文」刻印をもつ石材が3石不時発見されており(第82図)〔森岡・坂田編2005〕、これらの石材は奥山刻印群K地区や本調査地を含む長州藩毛利家石切丁場から切り出され、船出しのために浜辺まで搬出されたものと考えられる。



第81図 岩ヶ平刻印群(第85地点) 7号石材刻印



第82図 芦屋市西蔵町検出刻印石

ところで、今回の調査地における採石活動の場は、尾根頂部に近い標高123m付近からも割石(10号石材)が検出されていることから、斜面の傾斜度にかかわらずに採石が行われていたことがわかる。そして、谷部にあたる調査区では10石の石材が重なるようにして検出されたが、これらは意識的に集積されたものである。このような石材の集積を行う理由として、山出しとして丁場から搬出するために行ったものなのか、単に現地にそのまま遺棄するために行ったものなのかはわからない。(竹村・山内芳子)

第5節 岩ヶ平刻印群（第70地点）の調査

1. 第2次確認調査に至る経緯

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に入る兵庫県芦屋市岩園町57番地2において、鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階建個人住宅の建設計画があがったため、確認調査の取り扱いとした。

当該地（敷地面積175.34㎡）において、建築確認申請など個人住宅の新築計画が進捗したが、八十塚古墳群の分布範囲内であることから、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく届出が平成14年4月17日付で建築主川谷内輝喜氏より、本市教育委員会に提出されたので、それに基づく行政措置として遂行したものである。

本市教育委員会は、受理した発掘届出書をもとに建築計画の内容を審査し、工事掘削によって遺構や遺物包含層が損壊を受ける可能性があるかと判断したが、それを受け、文化財課学芸員竹村忠洋を調査担当者として、平成14年5月28日、遺構・遺物包含層の有無及び包含層深度と工事深度との関係調べるために確認調査を実施した（調査面積16.0㎡）。

確認調査では、近代の厚い盛土層と近世に遡るかもしれない幅4.5mの溝を確認した。遺物では、遊離した古墳時代後期の須恵器片1点（杯身片）が出土した。その結果から、計画建物の建築工事は、本発掘調査を行わずに着手できると判断した。しかし、この調査では、盛土が厚く深部の確認が不十分であったことと、古墳時代後期の須恵器片が出土しており、当該敷地に近接して八十塚古墳群岩ヶ平支群第13・14号墳が近接していることから、埋没古墳が存在している可能性もあり、工事掘削時に学芸員が立ち会うこととした。

平成15年1月22日に、学芸員竹村は基礎工事中に埋蔵文化財の有無について確認するために現場に赴いた。建築主代理者である株式会社アトリエフルタ建築研究所の石井氏立会の下、掘削工事作業を順次確認していたところ、重機が取り上げた巨石が矢穴痕をもつ江戸時代の石材であることが判明した（第85図、図版27～30）。さらに、当石材周辺から矢穴痕を有する石材が数石検出された（第86図）。そこで、至急、本市文化財課主査森岡に電話連絡し、その旨を報告し、森岡も現地に急行した。

森岡・竹村は当該敷地に石材の集積があることを確認し、工事を一時中断し、遺構の存否などを確かめるべく第2次確認調査が必要と判断した。建築主代理と直ちに現地協議し、合意事項を踏まえ、平成15年1月22日～1月24日に緊急調査をすることとなった。

第2次確認調査を実施するにあたっては、森岡主査を調査担当者とし、摂陽文化財調査研究所古川久雄氏に一部刻印石などの調査協力を求めた。また、事後の追加調査として森岡・坂田典彦を調査担当者として、刻印石のみの実測調査、採拓調査を実施し、石材の記録化を果たした（図版31・32）。

2. 第2次確認調査の概要

(1) 調査の方法

調査は、駐車場部分の掘削工事の立会中に石材が検出され、急遽、第2次確認調査へ移行したために、その掘削範囲を調査対象とした。調査面積は、76.5㎡である（第83図、図版27～30）。

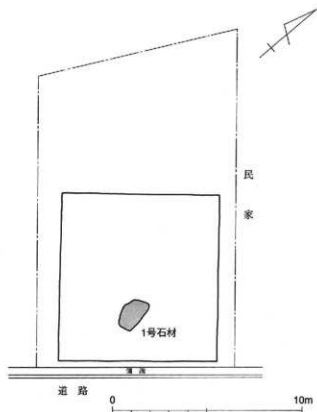
掘削は重機により行い、堆積土などを除去しながら、石材及び石塊のみを残した。

関係石材を判断しつつ検出し、矢穴痕のみられる石材に1～8号の番号を付した(図版29上)。35mm カラーネガフィルムを用いて写真撮影し、略図をとった(第86図)。土層は、柱状図を作成した(第84図、図版29)。

これらの記録作業が終了した後に、矢穴痕をもつ関係石材を取り上げ、埋め戻しを行った。

取り上げた石材を敷地北側に仮置きし、調査した。最初に取り上げた1号石材(第85図)から「井」印の刻印が検出され、応急に拓本を採った(第90図)。

1号石材は当該敷地北側に移設保存されることとなり、その後、実測調査を行う計画とし、緊急調査を完了させた。2～8号石材については写真により記録したが、そのすべてを保存することはできなかった。



第83図 調査区及び1号石材検出位置図 1/200

(2) 調査日誌抄

平成15年(2003年)

1月22日(水) 晴れ

午前9時30分頃、竹村が掘削工事中に立ち会う。その際、Cタイプの矢穴痕3穴をもつ巨石が検出される(1号石材、第85図)。1号石材の場所と位置を略測し、重機で取り上げたところ、石材の裏面にAタイプの矢穴列痕が現れる。徳川大坂城東六甲採石場に伴うものと判断され、今後の取り扱いを決めるために、現場工事を一時中断する。竹村は一時、三条埋蔵文化財整理事務所へ帰り、午前11時すぎに森岡主査と現地に行く。現地では1号石材を取り上げた後に、周辺の石材も出しており、その中に多数の矢穴痕を有する石材が確認された。現地で建築主代理である株式会社アトリエフルタ建築研究所の石井氏と協議し、進行中の工事を一時中断して、1月24日まで緊急の確認調査を実施することとなった(第2次確認調査と呼ぶ)。

調査協力員として、摂陽文化財調査研究所の古川久雄氏に援助を頼み、午後から森岡を調査担当者ととして、緊急調査を開始する。

すでに、1・2号石材が取り上げられており、原位置を保つ石材を3～8号石材とする(図版29)。土坑状の遺構が検出される。埋め戻しが急がれたために略図を取り(第86図)、石材を取り上げて埋め戻しを行った。石材にはすべてスプレーで番号を付した。

取り上げて敷地北側に仮保存された石材を調査していたところ、1号石材に「井」刻印が検出される(巻頭図版6、図版31)。

その後、建築主代理と文化財課、建設部との協議により、関係石材は、岩園天神社裏手の芦屋市緑地公園借地に仮保存することとなる（のちに中止）。

1月23日（木） 雨

雨天のため、作業中止。

1月24日（金） 晴れ

古川氏が1号石材の「井」刻印の拓本を採る。若干の所見を得る調査を加える。

1月27日（月）

株式会社アトリエフルタ建築研究所の石井氏が、刻印石の保管場所について変更したい旨の申し出がある。刻印石（1号石材）は、当該敷地北東隅の庭部分に移設保存したいとのことであったので了承。

2～8号石材については、御影の用地に搬出し、仮保管しているということであった。

この申し出により、岩園天神社裏手の緑地公園借地に仮保存することは、中止となる。その後、2～8号石材については、仮保管もできない旨、連絡が入り、写真のみの記録となる。

(3) 基本土層

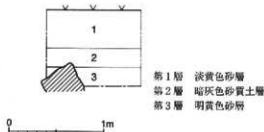
確認調査時には南側道路面から2m以上の高さまで近代の盛土があったが、第2次確認調査時には道路面まで、盛土は除去されていた（図版27～29）。

南側道路面（標高T.P.61.98m）を基準にするが、土層などは任意高によった。G.L. -0～40cmは淡黄色砂層であった。G.L. -40～60cmは暗灰色砂質土で、近世もしくは近代の耕作土と考えられる。G.L. -60～80cmは明黄色砂層であり、1号石材を覆っていた。これらは、石材埋没が進行する段階に堆積したものとそれ以降の堆積物や盛土である。

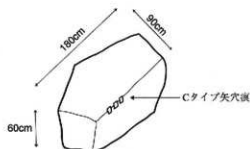
(4) 検出遺構

落ち込みない土坑状の遺構を検出した（第86図）。刻印石・矢穴痕をもつ石材は、すべて当遺構から検出された。遺構は東側で肩部を形成し、ベース中にも花崗岩の自然礫が認められたが、この中には矢穴や刻印をもつものはまったくなく、両者の違いは明確であった。ベース土は段丘礫層の二次的移動に伴う堆積物で、基盤層とみてよい。したがって、この土坑を人為的なものと理解し、関連石材の集積状況を有意なものとした。

陥入していた矢穴痕を有する石材は全部で8石検出され、その中の1石に「井」刻印が確認された。



第84図 土層断面柱状図 1/40



第85図 1号石材 模式図

(5) 刻印石

検出された1個の刻印石を1号石材と呼称する。当該刻印石の詳細については、(7)の項で詳しく取り上げる。

(6) 出土遺物

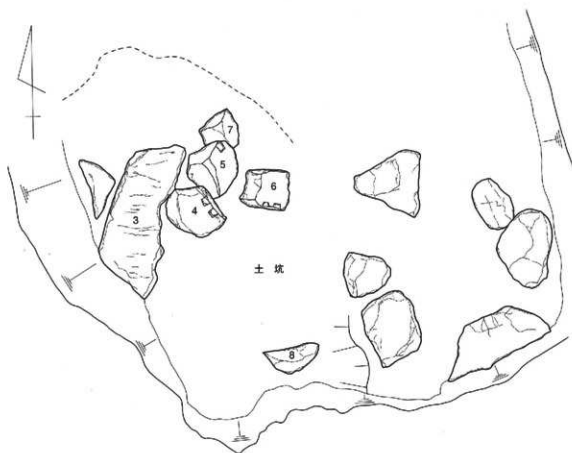
第2次確認調査では、遺物は、確認されなかった。第1次調査段階の出土須恵器片は(8)で報告する。

(7) 移設保存された1号石材(矢穴痕をもつ刻印石)の調査

調査区中央付近の水田耕土層にバックされた土坑状の遺構より検出された当石材は、現在、同敷地内北東隅の庭部分に刻印面が見えるように移設保存されている(第87図)。したがって、実測段階では、刻印面のみが見えている状態であり、第88・89図のような平面形状を呈する。立会調査時の略測データから、長軸約180cm(実測寸195cm)、小口約60cm 四方、もう一方の小口約90cmの略紡錘形を呈する横断面形五角形の割石材であったことがわかる(第85図)。

石材の種類は、カリ長石の目立つピンク色を呈する六甲花崗岩で、凝固した鉱物の粒子はやや粗い。また、黒色の雲母・角閃石粒も散見された。土中に埋没していたため風化はほとんど受けておらず、石材自体の遺存状態は良好である(第89図、図版31)。

矢穴痕は、刻印面から連続する自然面に下取り線の遺存する2個の完成形矢穴と、彫りかけ途中の矢



第86図 関係石材出土状況略図(数字は石材番号)



第87図 移設場所の遠景（西から）



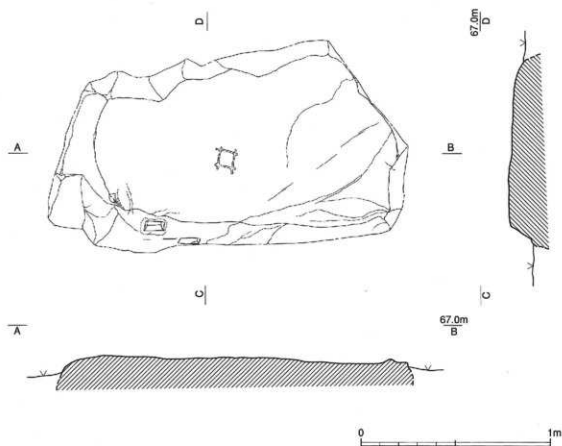
第88図 移設保存の現状（南東から）

穴が1個、さらに列を違えて単独の矢穴が1個確認されている。このことから、少なくとも2列以上の截断が意図された石材であったことが判明した。刻印面と矢穴痕の位置関係（第93・94図、図版32）から、この矢穴列は刻印面を石垣用材の長側面に残し、端材の切り落としを目的とした列であろうと推測できる。刻印面の反対側には、徳川期大坂城の採石時期に使用されていないやや小振りの矢穴痕（第85図、図版31）が確認されているが、B・Cタイプのどの矢穴痕かは不明である。おそらくCタイプの矢穴痕であろう。

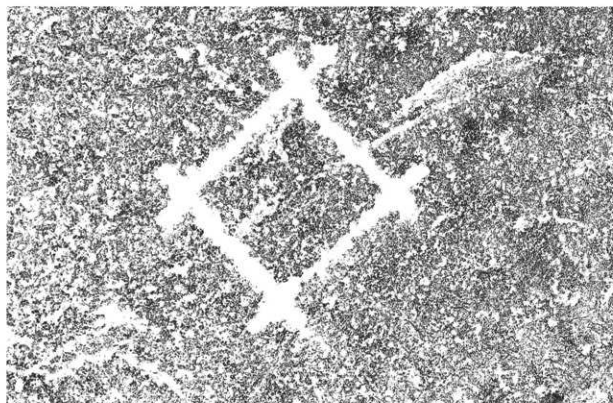
刻印は、平坦な自然面のほぼ中央に彫られており、石材形状から判断して最も有効な場所を選択していると言えよう。彫られている「井」刻印は、4本の直線を組み合わせたまさに井桁のマークである（刻印A）。4本の直線の長さは、11.8cm・12.8cm・11.2cm・13.9cmと最大で2.7cmの違いがあるが、その直線によって囲まれる四角はほぼ7cmで均整の取れた美しい正方形である。刻印を詳細に観察すると、4本のうち平行する2本に点の集合で線を描いている痕跡が鮮明であり、いわゆる「点彫り刻印」（藤井1982、森岡・白谷編1994）である。「点彫り刻印」は、「近世城郭の石材の刻印のなかでは、最初に使用されたもの」（藤井1982）という解釈もあるが、母材とする六甲花崗岩は風化に弱く、たとえ点彫り刻印がなされていたとしても遺存環境によって点彫りか線彫りかの区別をつけ難いのが現状であり、点彫りが時期差の指標か、石工集団の技法差、個人差なのも含めて現段階では保留にせざるを得ない。当石材は土中に埋没していたことが幸いして、刻印のタガネ当たりを鮮明に残したものと考えられる。現状では、移設時の傷が刻印部分にかかっているが、点彫りは比較的良好である（第90図、巻頭図版6、図版31）。

次に、「井」刻印の類例を供給元である芦屋の採石場と供給先である大坂城の二者に分けて記述する。まず、岩ヶ平刻印群内での類例を当てみると、六籠荘町2番地で松江藩堀尾家の「㊦」（分銅）と併刻される例、六籠荘町170番地で「∞」と併刻される例、岩間町45番地で「⊖」と併刻される例、その他、宇都谷などでも確認されており【古川編2003、森岡・坂田編2005、芦屋市教委2006】、採石場における同種刻印の分布域と刻印を施す目的を知る上で貴重な追加資料となった。

つぎに、供給先（目的地）である大坂城の石垣で確認されている「井」「✕」刻印を、『六 現存大坂城の石垣刻印 大坂城石垣刻印所在別集成』【大坂城の謎】（村川1970・2002）から拾い出してみると、以下のように検索できた。まず作業の手順として、同種刻印は類例が多いため、西外濠のみを検索対象とし、同じ4本の直線を組み合わせる井桁状の刻印でも、類似形態が多数あり、本項では直線によって



第89図 移設保存後の1号石材 平面・断面図 1/20



第90図 1号石材刻印A 拓影 約1/2

囲まれる四角形が本地点例のように正方形を呈するものを「井桁 A」、「」のように菱形・算盤玉形を呈するものを「井桁 B」と略記し、粗い型式分類を行う。また、刻印の上下（天地）寸法ないし法量については、不問とした。

西外濠 「井桁 A」 2号壁 B 地区 1 例、2号壁 D 地区 1 例、3号壁 2 例、7号壁 A 地区 2 例、8号壁 C 地区 2 例、8号壁石垣崩 1 例、10号壁 A 地区 1 例、10号壁 F 地区 1 例、11号壁 A 地区 1 例、11号壁 B 地区 6 例、12号壁 C 地区 3 例、12号壁 D 地区 1 例、16号壁 B 地区 2 例、20号壁 A 地区 1 例、21号壁 A 地区 24 例、23号壁 B 地区 1 例

「井桁 B」 3号壁 10 例、4号壁 A 地区 1 例、7号壁 A 地区 2 例、8号壁 B 地区 2 例、8号壁石垣崩 4 例、10号壁 C 地区 2 例、10号壁 E 地区 65 例、11号壁 C 地区 22 例、12号壁 A 地区 3 例、12号壁 D 地区 2 例、18号壁 20 例、19号壁 22 例、20号壁 A 地区 1 例、21号壁 A 地区 1 例

以上の結果から、西外濠だけでも A・B 両者ともに 100 例を超え、北外濠・南外濠・東外濠・内濠・山里曲輪・天守閣の確認例を合わせると、1,000 例近くになる。加えて、採石場と同様に松江藩堀尾家の分銅刻印と併刻される例もあるが、単独刻印や、限られた普請丁場に見られるのではなく多数の大名丁場にまたがって見られる例が多いことから、現時点で当刻印を特定大名との結び付きを示す刻印とは断定できない。むしろ、石工集団の定印や手順・記号刻印とも考えられ、別の意味を追求すべきであろうか。

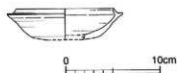
当石材の下取り線は、矢穴の法量を意識した長方形をかたどって描かれている（第94図）。3 個分はかろうじて観察できるが、その他は土中に埋もれており、観察できなかった。下取り線には、1 本の直線に矢穴のピッチのみを刻むパターンもあり、それらと比較すると、丁寧な下取り線と言える。

1 号石材のまとめとして、当石材は徳川大坂城再築時の矢穴痕をもつ刻印石であり、その裁断途中で放棄されたものと考えられる。さらに、近世後半以降に使用されたと考えられる矢穴痕も確認されており、当地域周辺で新田開発が活発になる 17 世紀半ば以降に二次的な加工がなされたことが推測できる。また、調査地東側には、石材搬出ルート（石曳き道）の一つとされるどんどん川が流下しており、ルートに取り付く直前のストックヤード的な役割や、合計 8 石の矢穴痕をもつ割石が出土していることから、採石土坑の存在などが当石材の検出例からうかがうことができた。この場所の周辺一帯にどんどん川に面した石切丁場があったと考えられる。

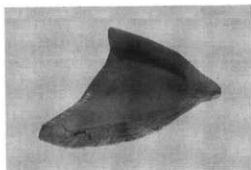
(8) 出土須恵器片について

第 1 次確認調査で須恵器が 1 点出土している。

杯身の破片と思われ、器径の約 6 分の 1 程が破片となって検出されたものである（第91・92図）。出土層位は近世～近代の幅 4.5m を測る溝の埋土（第 1 次確認調査⑤層：淡灰黄色砂質土ブロック混じり



第91図 出土須恵器実測図 1 / 4



第92図 出土須恵器

砂層、細砂～粗砂、ラミナが認められる）から出土した。混入遺物である。

復元器径12.2cm、復元口径10.2cm、残存高3.3cmを測るもので、杯Hの退化したタイプと考えられる。器径は杯Gに近く、小型化しつつあるし、立ち上がりも内傾し、杯Gに近似して低くなる。底部はヘラ切り未調整、口縁部の内外面はヨコナデにより仕上げる。灰灰白色を呈し、胎土中にはほとんど砂粒を含まない。焼成はやや軟質さみ。おそらく7世紀に入る土器であろう。

3. 小 結

以上、報告した調査は、工事立会中に発見された徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材に対応するために急遽実施された第2次確認調査とその後、時をおいて実施された刻印石に関する調査である。立会後に入った緊急調査は調査期間が制約され、遺構を実測図として記録することができず、簡単な略図（第86図）を作成することで対応した。

検出された矢穴痕のみられる石材は8石で、一応番号を付した。その中の1石に「井桁」の刻印が確認された。これらの刻印石、矢穴痕のみられる石材は、すべて落ち込みもしくは土坑状と呼んできた遺構から一括検出された。



第93図 1号石材 刻印面と矢穴列の位置関係



第94図 1号石材 整形途中の矢穴と下取り線

当該敷地は、岩ヶ平刻印群の最南部に位置しており、今回の調査結果によって、徳川大坂城東六甲採石場に関する石材や遺構の分布がより南方へ広がる可能性を強めた。もう一步で段丘崖となり、沖積平野と接続するが、岩園天神社より南東へ下がる斜面部にも今後丁場の広がる可能性がある。

当該敷地から検出された刻印石・割石の保存について、当初、地権者代理と文化財課、建設部公園緑地課の調整により、岩園天神社北側の公園緑地課管理用地に仮保存されることになったが、その後、地権者の意向により、刻印石（1号石材）のみ当該敷地北東隅の庭部分に移設保存し、他の石材については現地保存できないということになった。

その後の協議で、移設保存された刻印石（1号石材）について、建設工事の進捗と調整し、平成15年度に実測調査を行うことができ、記録化を図ることができたのは、幸いであった。

（森岡・竹村・坂田典彦）

第6節 岩ヶ平刻印群（第79地点）の調査

1. 第2次確認調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町96番地（敷地面積522.94㎡）において、鉄筋コンクリート造個人住宅の新築計画が進捗したが、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である八十塚古墳群及び徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の分布範囲内であることから（第43図）、文化財保護法第57条の2第1項（平成17年4月1日の改正により、現在、第93条第1項）に基づく発掘届出書が平成15年3月14日付で建築主である橋谷典昌氏より本市教育委員会に提出された。

本市教育委員会は、受理した届出書をもとに計画建築物の概要を審査し、工事掘削によって古墳や徳川大坂城東六甲採石場に伴う石材・遺構が損壊を受ける可能性があるかと判断した。そこで、文化財課学芸員竹村忠洋を調査担当者として、平成15年4月30日に徳川大坂城東六甲採石場に伴う刻印石・矢穴石・割石など関係石材の有無、遺構や遺物包含の有無及びその埋没深度などの基礎資料を得るために、分布調査及び確認調査を実施した（調査面積4.9㎡、第95・96図）。当調査では刻印石1石（1号石材）が検出された。さらに、石材の下部を確認するために設定したトレンチの所見から、1号石材は自然堆積層中に包含されており、江戸時代初頭における採石当時の位置を保っている可能性が高いと判断された。しかし、当確認調査では敷地全体における埋蔵文化財の様相を判断するまでには至らなかった。そこで、発掘調査の必要性の有無を判断する資料を得るために、改めて第2次確認調査を実施することとなった。

第2次確認調査は、調査動機が確認調査であることから、芦屋市教育委員会が調査主体となっており、平成15年度国庫補助事業となっており、平成15年6月9日を開始日として、実働10日で実施することとなった。

調査体制は、文化財課学芸員竹村と同課嘱託職員白谷朋世（学芸員）を調査担当者とし、調査補助員として同課臨時的任用職員喜多川綾・竹林裕一・西岡崇代が従事した。なお、発掘作業については株式会社間地工業に委託した。



第95図 確認調査風景（北西から）



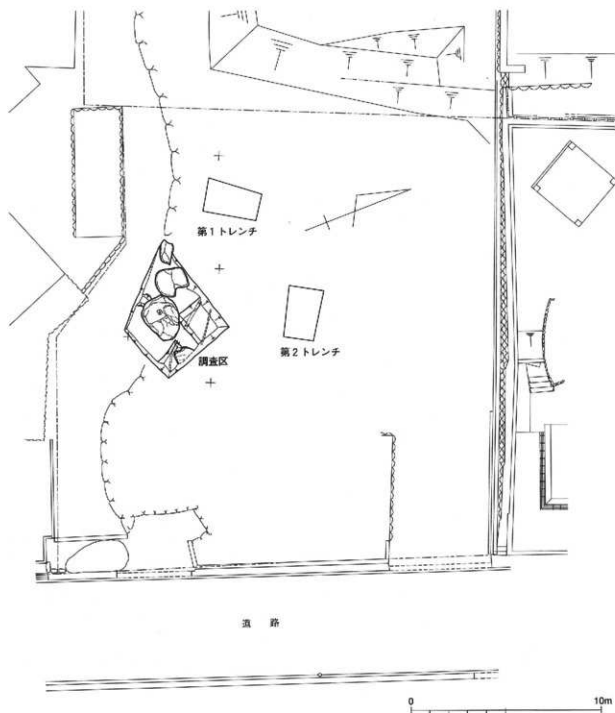
第96図 確認調査風景（東から）

2. 第2次確認調査の概要

(1) 調査の方法

平成15年6月9日には、地権者代理である(株)佐羅建築工房橋本氏が立会の下、午前9時より調査を開始した。

第1次確認調査時に検出された刻印石は1号石材と呼称したが、調査区及びトレンチの設定では1号



第97図 調査区及びトレンチ配置図 1/200

石材周辺の状況を確認するための調査区を1ヶ所と、当該敷地全体における埋蔵文化財の有無を確認するためのトレンチを2基設定した（第97図）。これらの名称は、1号石材を中心に設定したものを「調査区」、調査区北西側のトレンチを「第1トレンチ」、調査区北東側のトレンチを「第2トレンチ」と呼称した。台形を呈する調査区の規模は15.05㎡を測る。トレンチの規模は、第1トレンチが長辺2.8m、短辺1.6m、面積4.48㎡、第2トレンチが長辺2.8m、短辺1.7m、面積4.76㎡を測る。これらの合計面積は24.29㎡となった。

掘削について、調査区では明らかに盛土と判断される3層までを重機（0.1m³）で掘削し、それより下層は人力により掘削した。第1トレンチ、第2トレンチは重機（0.1m³）で掘削し、壁面を人力により整形した。

記録は、写真、実測図及び拓影で行った。写真は2種類のフィルム（35mm カラーポジ・白黒ネガ）を用いて撮影した。実測図は、調査区・トレンチ配置図を光波測距器により縮尺1/100で実測し、調査区及びトレンチの土層断面図を縮尺1/10、1号石材の平面図・立面図・断面図を縮尺1/10で実測した。また、1号石材の刻印は拓影を採った。なお、平面実測に伴う基準線は、任意に設定した。基準高は前面道路の標高（T.P.129.0m）から得た。

記録終了後は、重機（0.1m³）によりトレンチを埋め戻し、現状復旧した。

（2）調査の経過

発掘調査は平成15年6月9日から6月23日まで、実働9日で実施した（第98・99図）。経過の詳細については、調査日誌抄を用いて記す。

【調査日誌抄】

平成15年（2003年）

6月9日（月） 晴れ

午前9時より協賛佐藤建築工房橋本氏と調査の打ち合わせを行う。器材を搬入し、コンテナハウス等を設置する。現状写真を撮影する。刻印石周辺の樹木を伐採する。

6月10日（火） 曇り時々雨

敷地南西側の隣地境界に防塵シートを設置する。刻印石

周辺の樹木を伐採する。午前中で準備工を完了し、作業を終了する。

6月11日（水） 晴れ

調査区と調査坑を設定する。調査区を重機及び人力で掘削する。刻印石が近現代の盛土上にある可能性が出てくる。刻印石の平面を光波測距器で実測する。第1トレ



第98図 調査風景（北西から）



第99図 調査風景（北西から）



第100図 調査風景(南から)



第101図 調査風景(北東から)

ンチを掘削し、土層断面を撮影、実測する。古川久雄氏が来跡。

6月12日(木) 晴れのち雨

調査区を掘削。刻印石が近代盛土にのっていることを確認した。刻印石の平面を実測する。土層断面を写真撮影する。第2トレンチを掘削し、写真撮影する。古川氏、西宮市教育委員会合田氏が来跡。

6月13日(金) 雨時々曇り

雨天のため、作業中止。

6月16日(月) 雨時々曇り

雨がやむのを待ちながら、土層断面を実測する。土手を重機で除去する。刻印石の断面を作成する。

6月17日(火) 曇り

刻印石の立面図を作成する。刻印石を撮影する。刻印を

採掘する。調査区を平板実測する。古川氏来跡。

6月18日(水) 雨

雨天のため、作業中止。

6月19日(木) 曇り

調査区配置図を作成する。敷地南西部の石垣を平板で実測する。神戸市教育委員会関野氏が来跡。

6月20日(金) 曇り一時雨

重機(0.1m)を投入し、調査区を掘り戻す。防塵シートなどを解体する。図面・写真などを撮取る。

6月23日(月) 曇り

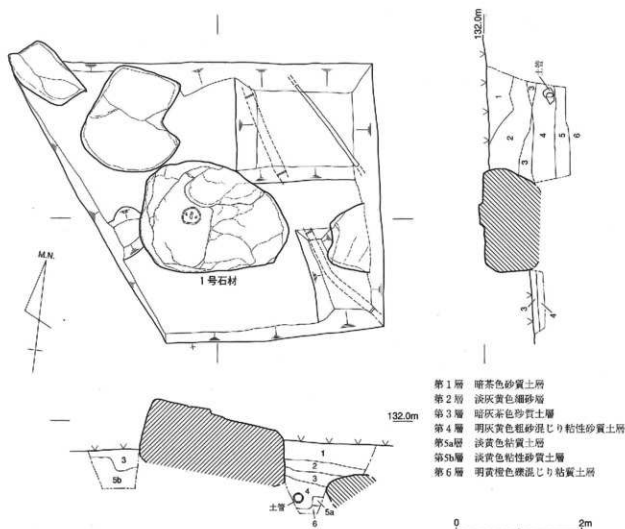
コンテナハウス、資材等を搬出する。刻印を再度、採掘する。午後4時30分に、市議会議員建築工房橋本氏と文化財課竹村が出席の下、終了立会。

(3) 基本土層

当該敷地の現状はすでに宅地開発のため全体が造成されており、本来の自然地形についてはほとんどわからない状態であった(図版33)。そこで、1号石材が原位置を保っているかどうかを検討するために、周辺に調査区を設定し、また、敷地全体の旧地形や攪乱状況を把握するために、2基のトレンチを設定した(第97図、図版35・37)。掘削深度は当該地の基盤層である段丘礫層までとした(第102・103図、図版36・37)。ここでは、調査区と2基のトレンチの土層の所見をもとにして、当該敷地における層序について説明する。

調査区と第1・2トレンチで確認された土層は、近現代の表土・盛土・攪乱土層と自然堆積層、基盤層に分かれる。

調査区では、第6層が基盤層である段丘礫層、第5層が自然堆積層であり、それ以外は近現代の人為的な盛土・整地土・攪乱土などである(第102図、図版36)。近現代層の内容をみると、しまりの良い造成土である第4層について、確認調査時にはしまりが良いことから段丘礫層と誤認していた。しかし、



第102図 調査区 平面・土層断面図 1/60

今回の調査で、第4層中に土管・鉄管などが埋めこまれていることが確認され、明らかに近代以降の土層であると判断された。そして、1号石材は第4層上に設置されていることから、近代に当位置に設置されたことが明らかとなった。

第2層は石垣を築いた時に盛られた造成土であり、段差を形成している。第1層は攪乱土である。

第1・2トレンチは、いずれも基盤層まで攪乱が達している（第103図、図版37）。確認調査時の所見も合わせて考えると、敷地全体に攪乱が及んでいるものと判断される。

次に土層註記を示すが、土層番号は上層から順に付けた。その際に基本土層にはアラビア数字で通し番号を付した。また、土層の中で細分できるものについては、アラビア数字の後にアルファベットの小文字を付した。土層註記には、土層番号の次に土層名、続けて粒度・包含物などを順に記し、最後にその土層の性格を述べた。

【調査区土層註記】

第1層 暗茶色砂質土層 シルト～粗砂。レンガ・ガラス片等を含む。近現代の盛土。

第2層 淡灰黄色細砂層 細砂。径20cmの淡黄灰色粘土ブロックを含む。コンクリート片を含む。近現代の石垣を設けた時の盛土。